

第1 消防行政の現況

第1 消防行政の現況

1 消防体制

(1) 消防組織

ア 常備消防機関

令和3年4月1日現在の状況は、第1表のとおり消防本部（局）24、消防署65、出張所59で、消防吏員数は4,481人になっている。

第1表 市町村の消防機関の現況

区 分		R03.4.1 現在	R02.4.1 現在	増 減 数	
消 防 本 部	消 防 本 部	24	24	—	
	内 訳	市	14	14	—
		町・村	3	3	—
		一部事務組合	7	7	—
	消 防 署	65	65	—	
	出 張 所	59	59	—	
	消 防 吏 員	4,481	4,475	6	
消 防 団	消 防 団	44	44	—	
	分 団	1039	1,036	3	
	消 防 団 員 数	21,634	22,055	-357	

過去における消防機関の推移は第2表のとおりである。消防団員数においては、減少の傾向にある。

第2表 本部・署及び消防職・団員数

各年. 4. 1 現在

区分 \ 年	S43	S53	H元	H29	H30	H31	R02	R03
消 防 本 部	18	26	29	24	24	24	24	24
消 防 署	18	43	56	65	65	65	65	65
出 張 所	10	39	58	61	61	61	59	59
消 防 吏 員	707	2,597	3,229	4,391	4,453	4,442	4,475	4,481
消 防 団 員	41,544	31,706	28,091	23,286	22,967	22,511	22,055	21,634

(ア) 常備化の推移

現在の市町村における消防体制としては、災害等による被害を最小限にとどめるために、災害の早期覚知、早期出動、予防行政の充実強化などが重要であり、警防業務、予防業務、救急業務等の消防・救急活動を効率的に行うための常備体制が望まれている。

昭和38年4月、消防組織法の一部改正により、消防本部及び消防署を設置すべき市町村が政令で指定されることになり、昭和46年6月には、常備化の一層の推進を図るため、消防本部及び消防署の設置を義務付けるとともに、町村については、自治大臣が当該町村の人口・態様・気象条件等を考慮して指定することとされた。

本県における常備化も、第3表のとおり、平成11年4月現在における市町村数は85（単独15市町村・組合方式設置13市町村・委託方式6町村）となり、常備化率100%を達成した。

第3表 消防常備化の推移

各年. 4. 1現在

区分		年	S53	H元	H11	H29	H30	H31	R02	R03
茨 城 県	設置 市町村数	単独設置	15	16	15	17	17	17	17	17
		組合方式設置	(11)62	(13)64	(13)64	(7)26	(7)26	(7)26	(7)26	(7)26
		委託方式設置	—	1	6	1	1	1	1	1
	計(A)	77	81	85	44	44	44	44	44	
市町村総数(B)			92	88	85	44	44	44	44	44
	常備化率(A)/(B)(%)		83.7	92	100	100	100	100	100	100
全 国	設置市町村総数(C)		2,714	2,997	3,145	1,690	1,690	1,690	1,690	1,690
	市町村総数(D)		3,256	3,246	3,229	1,718	1,718	1,719	1,719	1,719
	常備化率(C)/(D)(%)		83.4	92.3	97.4	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3

(注) 組合方式設置欄の()は組合数

令和3年4月1日現在における各消防本部の現況は、第4表のとおりである。

第4表 消防本部の現況

令和3. 4. 1現在

消防本部(局)の名称	構成市町村名	設置年月	署所数		吏員数
			署	所	
水戸市	単独(城里町委託)	S25. 5	2	9	347
日立市	単独	S25. 6	4	3	285
土浦市	単独	S30. 4	4	1	184
石岡市	単独	S24. 12	2	3	135
常陸太田市	単独	S40. 3	2	2	87
高萩市	単独	S40. 4	1	—	62
北茨城市	単独	S43. 4	1	—	78
笠間市	単独	H18. 3	3	—	130
取手市	単独	S43. 4	4	1	176
つくば市	単独	S49. 4	3	5	321
常陸大宮市	単独	S48. 4	2	—	80
那珂市	単独	S44. 4	2	—	97

消防本部の名称	構成市町村名	設立年月	署所数		吏員数
			署	所	
かすみがうら市	単独	H18. 2	2	—	85
小美玉市	単独	H18. 3	3	—	104
茨城町	単独	S47. 10	1	—	52
大洗町	単独	S52. 4	1	—	46
大子町	単独	S44. 4	1	—	46
茨城西南広域	古河市・下妻市・坂東市・常総市（旧：石下町）・八千代町・五霞町・境町（3市4町）	S49. 4	4	14	454
筑西広域市町村圏事務組合	結城市・筑西市・桜川市（3市）	S48. 4	3	7	299
常総地方広域市町村圏事務組合	常総市（旧：水海道市）・守谷市つくばみらい市（3市）	S52. 4	3	5	266
鹿行広域事務組合	潮来市・行方市・銚田市（3市）	S50. 4	3	4	214
稲敷広域	龍ヶ崎市・牛久市・稲敷市・美浦村・河内町・阿見町・利根町（3市3町1村）	S50. 4	5	4	404
鹿島地方事務組合	鹿嶋市・神栖市（2市）	H21. 4	5	1	299
ひたちなか・東海広域事務組合	ひたちなか市・東海村（1市1村）	H24. 4	4	—	230
計	単独 17（14市3町）（委託1町） 組合 7（18市6町2村）		65	59	4,481

令和3年4月1日現在の本県の消防一部事務組合は、第5表のとおり7組合で26市町村による構成となっており、常備化市町村数の59.0%となっている。

第5表 消防組合等の推移

各年. 4. 1現在

年	組合数	構成市町村数 (A)	常備化市町村数 (B)	(B)に対する(A)の割合 (C)
平成24	7	25	44	56.8
平成25	7	25	44	56.8
平成26	7	25	44	56.8
平成27	7	26	44	59.0
平成28	7	26	44	59.0
平成29	7	26	44	59.0
平成30	7	26	44	59.0
平成31	7	26	44	59.0
令和2	7	26	44	59.0
令和3	7	26	44	59.0

(イ) 消防相互応援協定

市町村が消防の責任を有するのは、当該市町村の区域内とされている。しかし、災害は一市町村のみにとどまるとは限らず、他市町村にまたがって発生する場合もあり、また、地震、大火、風水害、石油コンビナート

等の大規模な災害は、個々の市町村の消防力のみでは対処できない場合が多い。

このような場合には、被害を最小限にとどめるため、市町村は密接な連携のもとに相互に協力応援し、災害に対処する必要がある。

このため消防組織法は、第 39 条第 1 項において「市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない。」と規定し、市町村間における相互応援の努力義務を課するとともに、同条第 2 項において「市町村長は、消防の相互応援に関して協定することができる。」と定めている。

県下の相互応援協定は、全市町村が締結しているほか、常磐自動車道をはじめとした県内高速自動車道等の沿線市町村間、県境の県内市町村と県外市町村間などで締結されている。

(ウ) いばらき消防指令センター

県内 20 消防本部 33 市町の区域内からの 119 番通報を受け付け、消防署所へ出動指令を行う「いばらき消防指令センター」が水戸市役所内原庁舎内に設置され、平成 28 年 6 月 1 日から本格稼働した。

20 消防本部が消防指令業務を共同で運用することにより、災害情報等が指令センターに集約されるとともに、それらの情報が各消防本部間で速やかに共有されるため、より迅速で的確な消防・救急業務を行うことが可能になった。

(エ) 市町村消防の広域化の推進

本県は、「茨城県消防広域化推進計画」を策定し、市町村消防の広域化を推進している。

【計画の策定及び改正の経緯】

年 月	経 緯
平成 18 年 6 月	○「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行
平成 18 年 7 月	○「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示（消防庁） ・消防本部の規模の目標は、概ね 30 万人以上とすること。 ・平成 24 年度末までを目途に広域化を実現。
平成 20 年 3 月	○「茨城県消防広域化推進計画」策定（県）
平成 25 年 4 月	○「市町村の消防広域化に関する基本指針」の一部改正（消防庁） ・消防の広域化の期限を平成 30 年 4 月 1 日まで延長。 ・消防本部の規模の目標を、「概ね 30 万以上」から、地域の実情を十分考慮することへ変更。 ・国及び都道府県の支援を集中的に実施する「消防広域化重点地域」の枠組みを創設。 【消防広域化重点地域の指定の対象となる地域】 ①今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域 ②広域化の気運が高い地域
平成 27 年 6 月 平成 29 年 4 月	○「茨城県消防広域化推進計画」改定（県） ○「市町村の消防の広域化に関する連携・協力に関する基本指針」告示（消防庁） ・市町村が広域で車両、施設整備行う連携・協力推進計画を定め、平成 35 年 4 月 1 日までに実施。

平成 30 年 4 月	○「市町村の消防広域化に関する基本指針」の一部改正（消防庁） <ul style="list-style-type: none"> ・消防の広域化の期限を平成 36 年 4 月 1 日まで延長。 ・広域化の推進に当たっては、消防組織法が改正された平成 18 年以降の取組を振り返った上で、今一度原点に立ち返り、推進計画を再策定する必要があるとした。 ・都道府県が推進する必要があると認める自主的な消防の連携・協力の対象となる市町村についても、推進計画に定めることとした。
令和 2 年 3 月	○「茨城県消防広域化推進計画」改定（県）

【計画の目的】

災害や事故の多様化及び大規模化、住民ニーズの多様化等、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、自主的な市町村の消防の広域化を推進し消防防災体制の充実強化を図る。

【計画の主な内容】

(1) 広域化の方針

- ・「県北、県央、鹿行、県南、県西」の 5 ブロックで、それぞれ広域化を目指す。
- ・広域化を推進するに当たり、市町村の意向を十分に配慮し、地域的な実情に応じた個々の市町村間の協議による自主的な広域化についても推進する。
- ・県域（一本化）での広域化も視野に入れた検討をしていく。

(2) 広域化の目標期限

おおむね 10 年後を目処とし、市町村間における広域化の協議が進む地域においては、令和 6 年 4 月 1 日を目標とする。

(3) 県の支援

自主的な市町村の消防の広域化が推進されるように、各市町村に対する情報提供、広域化に向けた課題に関する相談、関係市町村間における必要な調整及び県民や関係機関への情報提供、普及啓発活動等を行う。

(4) 平成 18 年の消防組織法改正以降の広域化等の進捗状況

①広域化の実現

- ・ひたちなか市消防本部と東海村消防本部が統合して、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部が発足（平成 24 年 4 月 1 日）
- ・稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部に阿見町消防本部が加入し、稲敷広域消防本部が発足（平成 27 年 4 月 1 日）

②広域化の検討

- ・県央 7 市町（水戸市、笠間市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町）が、県央地区消防広域化推進研究会を設置し、広域化のための検討を開始（平成 26 年 8 月 27 日）

③消防広域化重点地域の指定

次の 2 地域を消防広域化重点地域に指定した。（平成 26 年 3 月 20 日）

- ・茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を構成する 34 市町を含む地域
- ・稲敷地方広域市町村圏事務組合構成市町村及び阿見町を含む地域

イ 消防団

常備化が進展した今日においても、地域の消防防災に果たす消防団の役割は依然として重要である。

令和3年4月1日現在の状況は、第6表のとおり消防団数44、分団数1,072、消防団員数21,698人で、消防常備化の進展に伴う消防団の再編成、消防団装備の機械化、近代化に伴う定員の減少等により年々減少傾向にある。

第6表 団・分団・団員数の推移

各年. 4. 1現在

区分	年	S53	S63	H10	H20	H30	H31	H02	R03
消 防 団 数		92	92	85	50	44	44	44	44
分 団 数		1,222	1,160	1,129	1,087	1,034	1,033	1,037	1,072
消 防 団 員 数		31,706	28,361	27,130	24,590	22,967	22,511	22,055	21,698

(2) 消防施設

消防ポンプ自動車等の消防機械及び消防水利は、逐年その整備が進んでいるが、複雑多様化・大規模化する火災及び各種災害に十分対処するためには、今後ともその強化を図る必要がある。

このため県においては、国の補助制度を活用して消防施設の整備強化に努めており、令和2年度の状況は第7表のとおりである。

第7表 令和3年度消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金による整備数

令和3年7月1日現在

補助金名称	種 別	数量
消防防災施設整備費補助金	耐震性貯水槽	6
緊急消防援助隊設備整備費補助金	災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車型(30m級)	1
	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車(Ⅱ型)	2
	災害対応特殊化学消防ポンプ自動車(Ⅱ型)	2
	災害対応特殊消防ポンプ自動車(CD-I型)	2
	災害対応特殊泡原液搬送車	1
	緊急消防援助隊用支援資機材等	1
	救助用資機材	1
	災害対応特殊救急自動車	5
	高度救命処置用資機材	5
搬送用アイソレーター装置	1	

ア 消防機械

消防車両の保有状況は第8表のとおりであるが、最近の傾向として高層建築物火災や、石油コンビナート火災等に対処するため、はしご付消防ポンプ自動車や大型化学消防車等の整備が進められている。

第8表 消防車両等の保有数

種 別	R03. 4. 1 現在			R02. 4. 1 現 在
	計	消防本部	消防団	
消防ポンプ自動車	767	84	683	770
水槽付消防ポンプ自動車	177	116	61	180
はしご付消防ポンプ自動車	24	24	—	24
化学消防ポンプ自動車	28	28	—	27
救急自動車	173	173	—	171
うち 高規格救急自動車	170	170	—	170
指揮車	94	59	35	92
消防艇	1	1	—	1
救助工作車	34	34	—	34
小型動力ポンプ	724	26	698	732
うち 小型動力ポンプ積載車	672	3	669	684
広報車	98	86	12	96
資機材搬送車	34	31	3	34
その他車両	55	51	4	62

イ 消防水利

消防水利の種類には、消火栓、防火水槽等の人工水利と、河川、池、湖、濠、海水利用等の自然水利とあるが、消防水利の配置については、自然水利と人工水利の適正な組み合わせが必要である。

第9表 消防水利の保有数

区 分		R03. 4. 1 現在	R02. 4. 1 現在
合 計		70,022	69,381
人 工 水 利	消 火 栓	計	44,132
		公 設	43,231
		私 設	901
	防 火 水 槽	計	24,320
		20 m ³ ～ 40 m ³ 未 満	5,425
		40 m ³ 以上	18,895
	井 戸		1,570
そ の 他 合 計		1,911	1,944

自然 水利	プ　　ー　　ル	573	589
	河　川　・　溝　等	711	711
	海　　・　湖	58	58
	濠　　・　池　等	486	481
	そ　　の　他	83	105

ウ 消防通信施設

火災等の被害を最小限に食い止めるためには、火災等を早期に覚知し、すばやく消防機関が火災現場に到着するとともに、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。消防活動にとって消防通信施設の果たす役割は大きく、その種類としては火災報知専用電話（119番）及び消防通信網等がある。

(ア) 火災報知専用電話

火災報知専用電話（119）は、通報者等が行う火災や救急等に関する緊急通報を消防機関が受信するための専用電話をいう。

なお、電気通信番号計画において、消防機関への緊急通報に関する電気通信番号「119」と定められている。

(イ) 消防通信網等

消防救急無線は、消防本部から災害現場で活動する消防隊、救急隊等に対する指示を行う場合、あるいは、火災現場における命令伝達及び情報収集を行う場合に必要とされる重要な設備である。

消防電話は消防本部、消防署及び出張所相互の緊急連絡、指令等の伝達等に使用される専用電話であり、平常時・非常時を問わず消防機関相互の連絡に活用されている専用電話である。

第10表 消防通信施設等保有数

区　　分	R3. 4. 1 現在	R2. 4. 1 現在
火災報知専用電話回線数	191	168
消　防　電　話　回　線　数	67	60

(3) 消防財政

ア 市町村の消防費

(ア) 消防費の決算状況

令和元年度の普通会計（公営事業会計以外の会計をいう。）における消防費の決算状況を見ると、歳出の純計額（消防関係の一部事務組合等の負担金の重複を除いた額。）は789億円で、普通会計決算額12,618億円の5.5%となっている。

(イ) 一世帯当たり及び住民一人当たりの消防費

令和元年度の一世帯あたりの消防費（純計額による）は、62,711円、住民一人あたりは27,158円である。

イ 市町村消防費の財源

国は、昭和 28 年に制定された消防施設強化促進法による補助に、昭和 39 年から予算補助を加え、市町村の消防施設に対して補助基準額の 1/3 以内（ただし、耐震性貯水槽 1/2 以内、過疎地域 5.5/10 以内）の補助を行っている。

また、平成 18 年より消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 45 条第 1 項に定める緊急消防援助隊の設備の整備を促進することを目的として、市町村の消防設備に対して補助基準額の 1/2 以内の補助を行っている。

なお、県においても昭和 29 年に県単独による補助制度を設置し、市町村に補助を行ってきたが、当該制度は平成 19 年度に廃止されている。

消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付状況は第 65 表のとおりで、最近は消防常備化市町村の増加により、基本的な消防施設である消防ポンプ自動車や防火水槽の整備が進展するとともに、救急案件の増加や高度化に対応するため、高規格救急自動車の整備が進んでいる。

なお、石油コンビナート等災害、原子力災害対策及び大震災対策の補助はそれぞれの項目を参照すること。

第 65 表 消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付状況

(単位：千円、基、台)

年 度	金 額	消防防災施設 整備費補助金		緊急消防援助隊設備整備費補助金								
		(耐震性貯水槽含む) 防火水槽等	高機能消防指令センター	消 災 防 害 ポ ン プ 対 応 特 殊 (水槽付ポンプ自動車)	ボ 災 害 対 応 特 殊 付 水 槽 自 動 車 力	消 災 防 害 ポ ン プ 対 応 特 殊 自 動 化 学	災 害 対 応 特 殊 救 急 自 動 車	高 度 救 命 処 置 用 資 機 材	(消 災 防 害 対 応 特 殊 は し ご 車 自 動 車 付 含)	支 援 車	(救 助 用 資 機 材 等 含) 車	そ の ほか の 消 防 用 資 機 材
平成 26 年度	220,250	17	—	3	—	2	4	4	1	1	—	1
平成 27 年度	60,866	3	—	1	—	—	3	3	—	—	—	—
平成 28 年度	217,572	18	—	3	1	—	6	6	—	—	—	—
平成 29 年度	380,541	14	—	5	1	—	5	5	2	1	2	—
平成 30 年度	337,648	22	—	4	—	1	12	12	1	—	1	—
令和元年度	293,810	12	—	9	—	1	7	7	—	—	—	—
令和 2 年度	412,894	9	1	7	—	—	5	5	1	2	2	2
令和 3 年度	250,406	6	—	4	—	2	5	5	1	—	1	2

2 火 災 予 防

(1) 火災予防運動

ア 全国火災予防運動

近年、都市化の進展・生活様式の変化等にもない火気使用器具は複雑化し、出火原因も多様化している。火災による人命・財産の損害も多い。このように火災による被害が多いのは、火気が日常生活に欠くことができないものであるがゆえにその危険性を忘れがちになることによると考えられる。このため全国火災予防運動として「火の用心」を集中的に訴えることの効果は決して少なくない。

期間中、県内では各消防本部（局）が消防団や女性防火・防災クラブ等と連携し、防火啓発イベント、住宅防火診断、防災訓練など様々な行事を企画実施し、防火防災意識の高揚を図っている。

(7) 春季全国火災予防運動（令和3年3月1日～3月7日）

冬から春先にかけての時は、空気が非常に乾燥し強風の吹くことが多く、年間を通じて火災の最も発生しやすい季節でもあることから、火災予防思想の一層の高揚を図り、火災の発生を防止することが必要である。

秋季全国火災予防運動に引き続き、「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」を活用した、総合的な住宅防火対策の推進について積極的な広報を実施することとされた。

また、火災予防運動の実施にあわせ、「山火事予防運動」及び「車両火災予防運動」が全国一斉に実施された。

- ・統一標語 「その火事を 防ぐあなたに 金メダル」
- ・重点目標
 - ① 住宅防火対策の推進（住宅用火災警報器の設置、維持管理の徹底等）
 - ② 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
 - ③ 放火火災防止対策の推進
 - ④ 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
 - ⑤ 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
 - ⑥ 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
 - ⑦ 林野火災予防対策の推進

(4) 秋季全国火災予防運動（令和3年11月9日～11月15日）

火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的とする。

今回の火災予防運動では、住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」を活用し、総合的な住宅防火対策の推進について積極的な広報を行うこととされた。

- ・統一標語 「おうち時間 家族で点検 火の始末」
- ・重点目標
 - ① 住宅防火対策の推進
 - ② 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
 - ③ 放火火災防止対策の推進
 - ④ 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
 - ⑤ 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
 - ⑥ 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

(ウ) 全国山火事予防運動（令和3年3月1日～3月7日）

空気が乾燥して入山者も増加する春先には、たき火やたばこが原因の林野火災が多く発生している。全国山火事予防運動はこの時季に広く山火事予防思想の普及を図って、森林保全と地域の安全に資することを目的として実施されている。

令和3年の山火事予防運動は、「あなたです 森を火事から 守るのは」を統一標語にして、広報活動、消防訓練などを行い林野火災の未然防止を訴えた。

(エ) 車両火災予防運動（令和3年3月1日～3月7日）

車両火災予防運動は、車両交通の関係者及び利用者の火災予防運動思想の高揚を図り、もって車両等の火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的として実施されている。

令和2年の車両火災予防運動では、自動車等のボディカバーにおける防災製品の使用を推進し、放火火災防止対策を図るとともに、駅舎及びトンネルの防火安全対策の徹底として、初期消火、通報及び避難などの消防訓練の実施及び設置されている消防用設備等の点検整備の推進を実施した。

イ 文化財防火デー（令和3年1月26日）

1月26日は、法隆寺金堂壁画が焼損した日（昭和24年）に当たることから、この日を「文化財防火デー」と定め、昭和30年以来この日を中心として、文化財を火災・震災等の災害から守るための文化財防火運動が全国的に展開されている。

(2) 民間防火組織

民間の防火組織には、家庭の主婦を主体とした女性防火・防災クラブ、小中学生を主体とした少年消防クラブ、幼稚園・保育園児を主体とした幼年消防クラブがあるが、県内の各クラブの現況は第11表のとおりである。

ア 女性防火・防災クラブ

毎年全火災の約5割が建物火災であり、そのうち約半数が一般住宅火災である。したがって、日常、家庭において火気を取扱う機会の多い女性の防火に果たす役割は大きい。女性防火・防災クラブは、女性が火災予防の知識を習得することにより、火災のない明るい家庭を作るとともに、クラブ活動を通じて安全な地域社会づくりを目指しており、日頃から消防機関の指導のもとで、各家庭の防火診断をはじめ、火を使用する器具類の正しい取扱方法・消火器具の操作方法の講習会や防火座談会の開催等、火災予防のための活動や研究を行っている。

イ 少年消防クラブ

少年消防クラブは、少年の頃から火災予防に関する知識を身につけさせ、各家庭や学校における火災の防止を図るとともに、年少時に火災予防思想の素地を養うことにより、火災等のない安全な社会を担う大人を育てることをめざすものである。消防機関や学内の指導者のもとに、視聴覚教育、実地見学、研究発表会、避難訓練、火災予防ポスター等の製作、火災予防運動への参加・協力など、その活動は学校内にとどまらない。

ウ 幼年消防クラブ

幼年消防クラブは、幼年期において正しい火の取り扱いを教え、消防の仕事に対する理解を深めさせることによって、火遊び火災の防止、火災予防思想の普及を図ることを目的としている。消防機関や園（所）内の指導者のもとに、消防署見学、防火映画会、避難訓練、火災予防パレード等への参加を行っている。

第11表 民間防火組織実態調査表

令和3年4月1日現在

区 分	幼年消防クラブ		少年消防クラブ		女性防火・防災クラブ	
	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数
合 計	305	21,241	140	12,657	117	10,469
水 戸 市	35	1,694	0	0	32	7,972
日 立 市	17	1,810	2	14	12	246
土 浦 市	21	2,027	16	2,193	3	80
石 岡 市	2	114	6	110	5	57
常 陸 太 田 市	16	1,149	9	764	3	46
高 萩 市	0	0	0	0	4	77
北 茨 城 市	9	930	1	53	0	0
笠 間 市	0	0	0	0	0	0
取 手 市	26	1,270	14	2,294	14	147
つ く ば 市	11	842	0	0	0	0
常 陸 大 宮 市	3	207	0	0	6	127
那 珂 市	11	369	2	64	5	75
か す み が う ら 市	1	14	4	125	1	31
小 美 玉 市	2	134	5	296	3	80
茨 城 町	0	0	0	0	0	0
大 洗 町	0	0	0	0	3	101
城 里 町	1	53	0	0	0	0
大 子 町	6	255	0	0	4	48
茨 城 西 南	24	1,832	0	0	2	101
筑 西 広 域	22	1,056	17	563	4	168
常 総 広 域	35	2,053	28	3,573	7	883
鹿 行 広 域	15	836	3	54	0	0
稲 敷 広 域	8	244	3	80	2	52
鹿 島 地 方	7	798	5	315	2	119
ひたちなか・東海広域	33	3,554	25	2,159	5	59
前 年 度 比 較	△ 15	△ 1,822	△ 2	1,024	△ 1	△ 781

(令和3年度消防・防災震災対策現況調査より)

(3) 防火管理制度

ア 防火管理者

火災の発生を防止し、火災が発生した場合に、その被害を最小限に食い止めるためには、公設の消防機関の充実のみでは十分ではなく、住民が自らを守るための防火体制を整えておくことが必要である。

消防法第8条では、この防火管理体制確立の手段として、多数の者が勤務し又は出入りする防火対象物で消防法施行令で定めるものは、一定の資格を有するものの中から防火管理者を選任し、その旨を届け出ることを義務付けるとともに防火管理者に消防計画を作成させ、その消防計画に基づく消火・通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いの監督等の防火管理上必要な業務を実施させるよう定めている。また、特に人命の安全を図る意味で特定の防火対象物にあっては年2回以上の消火・避難訓練を義務付け、その実施に際しては消防機関へ連絡することとされている。

令和3年3月31日現在の県内における防火管理実施状況は第12表のとおりである。

第12表 県内における防火管理実施状況

令和3.3.31現在

防火対象物の区分		防火管理 実施義務 対象物数(A)	防火管理者を選任している		消防計画を作成している	
			防火対象物 数(B)	選任率 (B/A×100(%))	防火対象物数 (C)	作成率 (C/A×100(%))
合 計		30,766	20,894	67.9	19,315	62.8
(1)	劇 場 等	87	67	77.0	66	75.9
	公 会 堂 等	2,122	1,432	67.5	1,282	60.4
(2)	キ ャ バ レ ー 等	51	15	29.4	11	21.6
	遊 技 場 等	325	282	86.8	273	84.0
	性風俗特殊店舗等	14	10	71.4	9	64.3
	カラオケボックス等	92	77	83.7	68	73.9
(3)	料 理 店 等	74	55	74.3	51	68.9
	飲 食 店	2,348	1,739	74.2	1,570	66.9
(4)	百 貨 店 等	3,834	2,940	76.7	2,713	70.8
(5)	旅 館 等	805	706	87.7	674	83.7
	共 同 住 宅 等	4,322	1,286	29.8	1,181	27.3
(6)	病 院 等	960	628	65.4	619	64.5
	介 護 施 設 等	1,195	1,089	91.1	1,065	89.1
	社 会 福 祉 施 設	1,548	1,293	83.5	1,263	81.9
	幼 稚 園 等	367	324	88.3	316	86.1
(7)	学 校	1,559	1,337	85.8	1,328	85.2
(8)	図 書 館 等	133	104	78.2	102	76.7
(9)	特 殊 浴 場	49	23	46.9	21	42.9
	一 般 浴 場	25	20	80.0	20	80.0
(10)	停 車 場	10	10	100	10	100
(11)	神 社 ・ 寺 院 等	371	264	71.2	254	68.5
(12)	工 場 等	2,389	1,703	71.3	1,586	66.4
	映 画 ス タ ジ オ 等	6	2	33.3	0	0
(13)	自 動 車 駐 車 場 等	83	33	39.8	32	38.6
	格 納 庫	3	3	100	3	100
(14)	倉 庫	689	435	63.1	410	59.5
(15)	事 務 所 等	3,281	2,403	73.2	2124	64.7
(16)	特 定 複 合 用 途	3,330	2189	65.7	1,915	57.5
	一 般 複 合 用 途	655	389	59.4	318	48.5
(16の2)	地 下 街	0	0	0	0	0
(16の3)	準 地 下 街	0	0	0	0	0
(17)	文 化 財	39	36	92.3	31	79.5

(注) 防火対象物の区分は、消防法施行令別表第1による区分であり、施設の名称はその例示である。

イ 統括防火管理者

消防法第8条の2は、高さ31mを超える高層建築物、地下街、準地下街、一定規模以上の特定用途防火対象物について、その管理権原が2以上に分かれている場合、当該建築物全体の防火管理業務を行う統括防火管理者を協議して定めることが義務付けられている。

令和3年3月31日現在の県内における統括防火管理実施状況は、第13表のとおりである。

第13表 県内における統括防火管理実施状況

令和3.3.31現在

区分	総数	高層建築物	複合用途防火対象物	
			特定	一般
対象物数(A)	668	30	479	40
消防計画届出数(B)	140	13	109	9
届出率%(B/A)	20.9	43.3	22.8	22.5

(4) 消防用設備等

ア 防火対象物

令和3年3月31日現在における防火対象物（消防法施行令別表第1項～20項に掲げるもので、17項及び18項以外は延面積150㎡以上のもの）の数は第14表に示すとおりである。

第14表 防火対象物数

令和3.3.31現在

防火対象物の区分		防火対象物数	
		総数	うち地階を有する防火対象物数
合計		93,136	1,441
(1)	劇場等	104	8
	公会堂等	2,134	19
(2)	キャバレー等	20	1
	遊技場等	303	2
	性風俗特殊店舗等	17	0
	カラオケボックス等	90	1
(3)	料理店等	85	2
	飲食店	2,612	29
(4)	百貨店等	5,379	22
(5)	旅館等	1,091	44
	共同住宅等	22,596	124
(6)	病院等	1,756	48
	介護施設等	1,348	7
	社会福祉施設	2,226	5
	幼稚園等	501	2
(7)	学校	3,392	74
(8)	図書館等	203	18
(9)	特殊浴場	52	1
	一般浴場	34	0
(10)	停車場	45	1
(11)	神社・寺院等	815	12
(12)	工場等	13,626	41
	映画スタジオ等	4	0
(13)	駐車場等	859	13
	格納庫	33	0
(14)	倉庫	10,017	21
(15)	事務所等	15,270	695
(16)	特定複合用途	5,834	198
	一般複合用途	2,456	52
(16の2)	地下街	0	0
(16の3)	準地下街	0	0
(17)	文化財	262	1
(18)	アーケード	4	0
(19)	山林	0	0
(20)	舟車	0	0

イ 消防用設備等の設置の状況

県内における消火設備、警報設備、消火活動上の必要な施設の設置を要する防火対象物の設置状況は第15表に示すとおりである。

第15表 消防用設備等の設置状況

令和3.3.31現在

区分	設置 必要数	設置済数	うち 一部違反	特 例		違反	
				32条 適用	17条の2 等適用		
消 火 設 備	屋内消火栓設備	10,197	9,017	44	866	32	0
	スプリンクラー設備	2,381	2,256	3	116	0	9
	水噴霧消火設備等	965	922	3	36	2	5
	屋外消火栓設備	1,696	1,629	4	35	4	28
	動力消防ポンプ	585	569	1	16	0	0
警 報 設 備	自動火災報知設備	39,815	36,37	196	3,242	98	438
	漏電火災警報器	573	543	1	19	0	11
	非常警報設備	11,500	11,043	12	330	0	127
	ガス漏れ火災警報設備	36	36	0	0	0	0
避 難 設 備	避難器具	7,303	7,173	13	101	0	29
	誘導灯	29,265	28,816	83	273	0	176
消 火 活 動 上 の 必 要 な 施 設 等	消防用水	724	710	1	8	4	2
	排煙設備	130	128	0	1	0	1
	非常コンセント	264	264	0	0	0	0
	連結散水設備	207	192	0	14	1	0
	連結送水管	1,212	1,206	0	4	0	2

備考 1 32条適用とは、消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと判断した場合に消防用設備等の設置を免除する等の特例をいう。

2 17条の2等適用とは、法不遡及の原則から法改正の都度新しい基準を適用していくことは所有者等の経済負担の面から大きな問題であるので、改正基準の適用の際、既存の防火対象物については原則として改正基準を適用せず、従前の基準によるものをいう。

(7) 消防用設備等の設置検査の状況

令和元年度中に、県内において設置検査の届出があった防火対象物数は第16表に示すとおり3,152件で、うち検査済証交付をうけたものは2,754件となっている。この差398件は、年度末の届出のため次年度に繰り越されたものである。

第16表 消防用設備等の設置検査状況

令和3.3.31現在

防火対象物の区別		項目	検査届出対象物	検査済	防火対象物の区別		項目	検査届出対象物	検査済
合計			3,152	2,754	(9)	特殊浴場		2	2
						一般浴場		1	1
(1)	劇場等		12	8	(10)	停車場		8	6
	公会堂等		58	55	(11)	神社・寺院等		10	6
(2)	キャバレー等		0	0	(12)	工場等		635	552
	遊技場等		25	16		映画スタジオ等		0	0
	性風俗特殊店舗等		0	0	(13)	自動車駐車場等		16	13
	カラオケボックス等		7	7		格納庫		0	0
(3)	料理店等		1	1	(14)	倉庫		366	335
	飲食店		44	36	(15)	事務所等		619	502
(4)	百貨店等		172	150	(16)	特定複合用途		260	233
(5)	旅館等		88	76		一般複合用途		61	53
	共同住宅等		208	198	(16の2)	地下街		0	0
(6)	病院等		80	70	(16の3)	準地下街		0	0
	介護施設等		112	100	(17)	文化財		7	4
	社会福祉施設		142	138	(18)	アーケード		0	0
	幼稚園等		17	13	(19)	山林		0	0
(7)	学校		182	164	(20)	舟車		0	0
(8)	図書館等		19	15					

(4) 消防用設備等の点検報告の状況

令和2年度における消防用設備等の点検報告状況は第17表のとおりである。

第 17 表 消防用設備等の点検報告状況

令和 3. 3. 31 現在

防火対象物の区分		項目	点検を要する 防火対象物	報告済 防火対象物	点検指定対象物	
					要点検対象物	報告済対象物
合計			92,665	31,639	20,330	9,680
(1)	劇場等		104	76	63	52
	公会堂等		2325	1002	279	256
(2)	キャバレー等		28	2	1	1
	遊技場等		302	185	162	117
	性風俗特殊店舗等		23	6	0	0
	カラオケボックス等		90	59	11	8
(3)	料理店等		92	34	10	9
	飲食店		3,661	1,154	63	62
(4)	百貨店等		5,168	2,980	1,233	919
(5)	旅館等		1,528	645	527	244
	共同住宅等		20,405	4,977	3,011	919
(6)	病院等		1,704	1,007	390	256
	介護施設等		1,395	1,113	596	440
	社会福祉施設		2,390	1,581	326	247
	幼稚園等		521	335	118	77
(7)	学校		3,387	1,525	1,948	884
(8)	図書館等		203	132	82	49
(9)	特殊浴場		52	23	8	7
	一般浴場		42	16	9	6
(10)	停車場		59	34	12	8
(11)	神社・寺院等		773	274	62	45
(12)	工場等		13,535	4,542	4,447	2,022
	映画スタジオ等		4	2	0	0
(13)	駐車場等		1,000	283	162	71
	格納庫		33	8	22	2
(14)	倉庫		10,239	2,445	2,227	802
(15)	事務所等		15,404	4,627	3,067	1,254
(16)	特定複合用途		5,716	1,952	1,058	755
	一般複合用途		2,250	525	429	165
(16の2)	地下街		1	0	1	0
(16の3)	準地下街		0	0	0	0
(17)	文化財		227	95	3	3
(18)	アーケード		4	0	3	0
(19)	山林		0	0	0	0
(20)	舟車		0	0	0	0

ウ 防災物品の使用状況

高層建築物、地下街等構造形態上防火に特に留意する必要がある防火対象物及び旅館、ホテル、病院、劇場等不特定多数の者や老幼弱者等が利用する防火対象物（防災防火対象物）で使用されるカーテン、どん張、展示用合板等、じゅうたん等には、消防法第8条の3の規定により所定の防災性能を有するもの（防災物品）を使用することが義務付けられている。

本県の防災防火対象物における防災物品の使用状況は、第18表に示すとおりである。

第18表 防災物品使用状況

令和3.3.31現在

防火対象物の区分 項目		防災 防火 対象物	カーテン等			じゅうたん等			合板等		
			防災対象物 品を使用		防 災 未 使 用	防災対象物 品を使用		防 災 未 使 用	防災対象物 品を使用		防 災 未 使 用
			防 災 物 品	全 部 又 は 一 部 非 防 災 物 品		防 災 物 品	全 部 又 は 一 部 非 防 災 物 品		防 災 物 品	全 部 又 は 一 部 非 防 災 物 品	
合 計		24,512	11,286	756	12,470	6,175	405	17,932	463	35	24,014
(1)	劇 場 等 公 会 堂 等	101 2,078	60 1,054	1 80	40 944	43 635	1 38	57 1,405	5 62	0 2	96 2,014
(2)	キ ャ バ レ ー 等	22	5	0	17	9	0	13	0	0	22
	遊 技 場 等	309	130	4	175	73	2	234	4	0	305
	性風俗特殊店舗等 カラオケボックス等	19 82	10 56	0 1	9 25	12 32	2 0	5 50	0 4	0 0	19 78
(3)	料 理 店 等	78	50	1	27	39	1	38	0	0	78
	飲 食 店	2,628	1,121	87	1,420	532	45	2,051	41	2	2,585
(4)	百 貨 店 等	5,375	2,080	67	3,228	1,101	95	4,179	115	3	5,257
(5)	旅 館 等	1,124	706	78	340	523	30	571	16	0	1,108
(6)	病 院 等	1,782	1,116	23	643	569	10	1,203	20	6	1,756
	介 護 施 設 等	1,342	948	12	382	502	4	836	29	0	1,313
	社 会 福 祉 施 設	2,246	1,514	16	716	780	24	1442	72	2	2,172
	幼 稚 園 等	516	405	12	99	162	1	353	21	1	494
(9)	特 殊 浴 場	54	19	4	31	10	0	44	0	0	54
(12)	映 画 ス タ ジ オ 等	93	6	0	87	3	0	90	0	0	93
(16)	特 定 複 合 用 途	5,564	1,830	341	3,393	1009	129	4,426	71	19	5,474
	一 般 複 合 用 途	709	64	19	626	23	19	667	0	0	709
(16の2)	地 下 街	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(16の3)	準 地 下 街	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高層建築物		390	112	10	268	118	4	268	3	0	387
工事中の建築物等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

備考 防災対象物品未使用の数は、防災対象物品使用有無不明のものを含む

エ 予防査察及び措置命令の現況

令和2年度中に県内の消防機関が行った予防査察の実施状況は第19表のとおりである。

予防査察を行った結果、一定要件に該当する場合には、消防長又は消防署長は消防法第5条の規定により、所有者、管理者等の権原を有する者に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去、使用の禁止等必要な措置を取るべきことを命ずることができることとされており、また、消防用設備等の設置または維持が適法になされていない防火対象物に対しては、消防法第17条の4の規定により、必要な措置をなすべき旨の命令を出すことができることとされている。

令和2年度において県内の消防機関がこれらの規定に基づいて出した措置命令は21件である。

第19表 火災予防査察実施状況

令和3.3.31現在

防火対象物の区別		項目	査察件数	防火対象物の区別		項目	査察件数
合計			7,646	(9)	特殊浴場		6
(1)	劇場等		26		一般浴場		2
	公会堂等		339	(10)	停車場		7
(2)	キャバレー等		3	(11)	神社・寺院等		72
	遊技場等		90	(12)	工場等		1,155
	性風俗特殊店舗等		0		映画スタジオ等		0
	カラオケボックス等		18	(13)	自動車駐車場等		49
			格納庫			0	
(3)	料理店等		13	(14)	倉庫		660
	飲食店		414		(15)	事務所等	
(4)	百貨店等		909	(16)	特定複合用途		865
	旅館等		171		一般複合用途		175
(5)	共同住宅等		388	(16の2)	地下街		0
	病院等		205	(16の3)	準地下街		0
	介護施設等		194	(17)	文化財		29
	社会福祉施設		334	(18)	アーケード		0
(6)	幼稚園等		78	(19)	山林		0
	学校		498		(20)	舟車	
(7)	図書館等		23				

オ 消防同意の現況

建築物の新築・増改築について特定行政庁又は建築主事は、認可又は確認を行う場合、消防法第7条の規定に基づき事前に消防機関の同意を得ることが義務付けられている。

令和2年度の県内の消防同意事務処理件数は第20表に示すとおりである。

第 20 表 消防同意事務処理状況

令和 3. 3. 31 現在

区 分	合 計	同 意		不 同 意 設 備
		指 導 無	指 導 有	
合 計	3,101	1,820	1,281	—
新 築	2,683	1,586	1,097	—
増 築	301	161	140	
改 築	34	23	11	
移 転	2	2	0	
修 繕	3	2	1	
模 様 替	4	2	2	
用途変更	28	11	17	
そ の 他	46	33	13	

カ 消防設備士試験

危険物製造所、貯蔵所及び取扱所の消防用設備等及び学校、病院、工場、事業所、百貨店、旅館、飲食店、その他の防火対象物で政令で定めるものの消防用設備等のうちで一定の技術上の基準に従って設置しなければならない消防用設備等の設置に係る工事又は整備のうち、政令で定めるものについては消防法第17条の9に基づく知事の委任により(一財)消防試験研究センターの行う試験に合格し、免状の交付を受けた消防設備士でないといけないことになっている。令和2年度の消防設備士試験の実施状況は第21表のとおりである。

第 21 表 消防設備士試験実施状況

種 別	受験者数	合格者数	合格率%
合 計	930	268	53.8
甲	401	216	53.9
乙	529	284	53.7

キ 消防設備士講習

消防設備士は、免状交付後2年以内、それ以降は講習を受けた日から5年以内に、都道府県知事が行う消防用設備等の工事又は整備に関する講習を受けなければならないこととされている。なお、平成9年度から、消火設備、警報設備、避難設備及び消火器の講習に改正され、多種類免状所持者の受講回数が軽減された。

消防設備士講習の受講者数は第22表のとおりである。

第 22 表 消防設備士講習受講者数

令和 3. 3. 31 現在

年度	区 分	種 別 受 講 者 数			
		合 計	消火設備	警報設備	避難設備・消火器
平成 18		865	207	347	311
平成 19		818	222	286	310
平成 20		835	188	331	316
平成 21		875	207	339	329
平成 22		906	224	345	337
平成 23		890	222	335	333
平成 24		783	191	276	316
平成 25		796	185	308	303
平成 26		814	174	309	331
平成 27		807	196	323	288
平成 28		863	194	319	350
平成 29		796	199	290	307
平成 30		850	198	302	350
令和元		766	150	294	322
令和 2		773	190	287	296

ク 防火対象物定期点検報告制度の現況

新宿区歌舞伎町での雑居ビル火災に伴う消防法の改正により、従来の防火基準適合表示制度（適マーク制度）にかわり、平成15年10月1日より新たに防火対象物定期点検報告制度が導入された。

この制度は、一定の防火対象物（ホテル、劇場、百貨店等、不特定多数の者が出入りするものうち、収容人員が300人以上のもの及びそれらホテル等の部分が3階以上の階又は地階にあり、階段が1つしかないもの）について管理権限を有する者は、1年ごとに消防長又は消防署長に防火管理上必要な業務等について点検報告をしなければならない制度で、点検基準に適合した防火対象物については「防火基準点検済証」を、さらに一定期間継続して違反がないと認められた防火対象物については「防火優良認定証」を表示できるとともに、3年間点検報告の義務が免除される。

令和2度の防火対象物定期点検報告状況は第23表のとおりである。

第23表 防火対象物定期点検報告実施状況

令和3.3.31現在

		点検を要する 防火対象物数		点検報告済 防火対象物数		特例認定済 防火対象物数	
		1号該当	2号該当	1号該当	2号該当	1号該当	2号該当
(1)	劇場等	72	1	36	1	20	0
	公会堂等	500	5	275	4	90	1
(2)	キャバレー等	2	0	0	0	0	0
	遊技場等	183	0	112	0	30	0
	性風俗特殊店舗等	2	5	0	0	0	0
	カラオケボックス等	26	0	5	0	0	0
(3)	料理店等	4	0	0	0	0	0
	飲食店	14	57	7	10	2	5
(4)	百貨店等	724	15	464	2	90	5
(5)	旅館等	70	54	33	12	18	11
(6)	病院等	109	13	57	5	19	2
	介護施設等	13	3	3	0	5	1
	社会福祉施設	23	4	11	2	3	0
	幼稚園等	27	2	10	0	3	1
(9)	特殊浴場	16	11	6	1	3	0
(16)	特定複合用途	966	71	173	14	77	4
(16の2)	地下街	0	0	0	0	0	0

(5) 高層建築物の火災予防対策

高層建築物は昭和38年の建築基準法の改正を契機として、高さ31mを越えるものが多数建設され始め、県内においても現在第24表のとおり26市町村に536棟が建設されている。

高層建築物については、外部からの救助、消火活動も十分期待できないため、他の防火対象物に比して防火管理規制（消防法第8条）、カーテン、じゅうたん等の防災規制（消防法第3条の3）、消防用設備等の規制（消防法第17条）が強化されているほか、建築基準法令においても基準が強化されている。

第24表 高層建築物の状況

令和3.3.31現在

区分 市町村	合計	(1)		(3)		(4)	(5)		(6)		(7)	(8)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	
		イ 劇場等	ロ 公会堂等	イ 料理店等	ロ 飲食店等	百貨店等	イ 旅館等	ロ 共同住宅等	イ 病院等	ロ 介護施設等	学校	図書館等	神社寺院等	イ 工場等	イ 駐車場等	倉庫	事務所等	イ 特定複合用途	ロ 一般複合用途
水戸市	147	2	1			1	9	63	2		1				12		31	24	1
日立市	49						4	21	1		3	1		6	2	1	5	4	1
土浦市	36						2	19	1	2				2	4			4	2
古河市	12							11										1	
石岡市	1																	1	
龍ヶ崎市	2							2											
常総市	2							1								1			
高萩市	1													1					
笠間市	3						1	1										1	
取手市	23							13									2	6	2
牛久市	18						1	15					1					1	
つくば市	120						5	41	2		8		1	1	7	4	29	20	2
ひたちなか市	23						3	14						3			3		
鹿嶋市	6							2				1		2				1	
守谷市	8						1	4						2			1		
常陸大宮市	1																	1	
筑西市	4													1			1	2	
かすみがうら市	3							3											
神栖市	53						2							29	16		1	3	2
行方市	1																1		
つくばみらい市	7							4									2	1	
茨城町	1								1									1	
大洗町	1																		
東海村	12							2									10		
美浦村	1													1					
阿見町	1																	1	
合計	536	2	1			1	28	216	7	2	12	2	2	48	25	22	86	72	10

3 危険物施設等における災害対策

(1) 危険物とその規制の概要

消防法は「別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するもの」を危険物と定めて規制している。

これらの危険物による災害の発生を防止するため、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所等を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を一定の基準に適合させて危険物施設としての許可を受けるほか、当該施設の使用に当たっては完成検査(特定の危険物施設については、その前に完成検査前検査)を受けなければならないこととされている。

また、危険物施設においては、危険物取扱者以外の者は、甲種又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ危険物を取り扱ってはならないこととされているほか、危険物の貯蔵又は取扱いについてもその基準を定めている。

更に、一定の危険物施設では危険物保安監督者を定め、その者に保安の監督をさせなければならないこととされている。

そのほか、特定の危険物施設には、危険物施設保安員の選任や予防規程の作成を義務付けるとともに、特定の事業所については、危険物の保安に関する業務を統括管理するものの選任及び自衛消防組織の設置を義務付けている。

特に、移送取扱所及び屋外タンク貯蔵所のうち、特定の施設については、一定期間ごとに保安に関する検査を受けなければならないこととされている。また、一定の危険物施設は定期に点検し、点検記録を作成し、これを保存しなければならないこととされている。

なお、危険物の運搬に関しては、その容器、積載方法、運搬方法について基準が定められている。

(2) 危険物行政の現況

危険物は、第1類から第6類までの6つに区分されているが、このうち石油製品を中心とする第4類の危険物が大半を占めており、これら第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設は、令和3年3月31日現在本県の危険物施設数13,722のうち13,176施設(約96%)に及んでいる。

ア 危険物施設(製造所、貯蔵所、取扱所)

(イ) 危険物施設の数(完成検査済証交付施設)

令和3年3月31日現在における危険物施設の総数及び許可区分別構成は第25表に示すとおりである。

第 25 表 危険物施設数

令和 3. 3. 31 現在

施設の 区分 常備非 常備等の別	合 計	製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所					
			小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所 タ ン ク	屋 内 貯 蔵 所 タ ン ク	地 下 貯 蔵 所 タ ン ク	簡 易 貯 蔵 所 タ ン ク	移 動 貯 蔵 所 タ ン ク	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 油 取 扱 所	取 扱 所 第 一 種 販 売	取 扱 所 第 二 種 販 売	移 送 取 扱 所	一 般 取 扱 所
平成元年	16,527	169	11,093	2,135	3,334	209	2,672	34	1,978	731	5,265	2,882	40	2	46	2,295
平成 19 年	16,305	288	10,899	2,188	3,073	144	2,845	18	2,071	560	5,118	2,581	12	5	47	2,473
平成 20 年	16,083	295	10,762	2,203	3,041	141	2,748	16	2,056	557	5,026	2,505	12	5	48	2,456
平成 21 年	15,738	295	10,553	2,174	3,011	134	2,642	16	1,995	581	4,890	2,427	12	5	48	2,398
平成 22 年	15,531	293	10,436	2,175	3,000	133	2,572	17	1,959	580	4,802	2,370	12	5	48	2,367
平成 23 年	15,300	289	10,301	2,166	2,953	140	2,487	17	1,943	595	4,710	2,310	12	5	45	2,338
平成 24 年	15,041	291	10,162	2,167	2,929	142	2,369	18	1,945	592	4,588	2,244	12	5	48	2,279
平成 25 年	14,768	299	9,992	2,162	2,895	136	2,272	16	1,928	583	4,477	2,180	11	5	47	2,234
平成 26 年	14,575	302	9,849	2,159	2,828	131	2,221	14	1,912	584	4,424	2,164	11	5	46	2,198
平成 27 年	14,333	297	9,709	2,148	2,788	126	2,165	14	1,892	576	4,327	2,127	11	5	46	2,138
平成 28 年	14,145	298	9,581	2,150	2,736	125	2,100	14	1,887	569	4,266	2,107	10	5	46	2,098
平成 29 年	14,071	296	9,542	2,146	2,751	123	2,060	14	1,885	563	4,233	2,084	9	5	46	2,089
平成 30 年	13,950	298	9,469	2,158	2,729	120	2,029	14	1,867	552	4,183	2,065	9	5	45	2,059
令和元年	13,877	301	9453	2182	2736	115	1987	14	1866	553	4,123	2,041	8	5	45	2,024
令和 2 年	13,722	300	9372	2198	2691	114	1934	14	1868	553	4,050	2,011	8	5	44	1,982
%	(100)	(2. 2)	(68. 3)								(29. 5)					
2以上の許可 行政庁の区域 にわたるもの (知事許可分)																

(イ) 危険物施設の規模別構成 (完成検査済証交付施設)

令和 3 年 3 月 31 日現在における危険物施設総数の規模別(貯蔵最大数量又は取扱最大数量によるもの)の構成は、第 26 表のとおりである。

第 26 表 危険物施設の規模別構成比

令和 3. 3. 31 現在

数 量 の 別	計	5 倍 以下	5 倍を 超え 10 倍 以下	10 倍 を超え 50 倍 以下	50 倍 を超え 100 倍 以下	100 倍 を超え 150 倍 以下	150 倍 を超え 200 倍 以下	200 倍 を超え 1,000 倍以下	1,000 倍 を超え 5,000 倍以下	5,000 倍 を超え 10,000 倍以下	10,000 倍を 超える もの
危険物 施設数 構成比 %	13,722	4,210	2,591	3,218	1,325	686	338	894	207	52	201
	100	30.7	19.0	23.4	9.6	5.0	2.4	6.5	1.5	0.4	1.5

(注) 倍数は貯蔵最大数量又は取扱最大数量を危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号)別表第 3 で定める指定数量で除して得た数値である。

イ 危険物取扱者試験

危険物取扱者試験は、都道府県知事から委任を受けた(一財)消防試験研究センターが年 1 回以上実施している。試験は、甲種、乙種及び丙種に区分され、これらの試験合格者に対しては、それぞれの種類に応じて危険物の取扱いの資格が与えられる。

令和2年度中に実施した危険物取扱者試験は高校生を対象としたものを含めて118回であり、その試験の概要は第27表のとおりである。

なお、本制度が発足して以来の合格者総数は、令和3年3月31日現在171,071人となっている。

第27表 危険物取扱者試験の実施状況

令和2年度

区分	種別	合計	甲種	乙種						丙種	
				小計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類		第6類
申請者数		7,295	587	6,369	190	215	237	5,271	228	228	339
受験者数		6,716	510	5,883	185	210	227	4,823	218	220	323
合格者数		3,479	227	2,429	147	147	156	1,699	134	146	164
合格率(%)		42.0	44.5	41.3	79.5	70.0	68.7	35.2	61.5	66.4	50.8

ウ 危険物取扱者保安講習

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として3年度以内ごとに、都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならないこととされている。

令和2年度は、27会場(延べ43回)の保安講習を実施したが、その受講者数及びその危険物取扱者免状の種類内訳は、第28表に示すとおりである。

第28表 危険物取扱者保安講習受講者数及び危険物取扱者免状の種類内訳

令和3.3.31現在

区分	受講者数	合計	甲種	乙種						丙種	
				小計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類		第6類
13	6,875	9,363	762	8,057	365	353	373	5,961	366	639	544
14	7,419	10,196	833	8,730	408	435	401	6,402	402	682	633
15	6,962	9,743	783	8,469	405	431	368	6,129	414	722	491
16	7,014	9,668	764	8,338	382	377	388	6,152	420	619	566
17	7,351	10,282	779	8,857	434	442	423	6,449	430	679	646
18	7,262	10,229	839	8,811	415	444	417	6,338	489	708	579
19	7,251	10,174	872	8,677	393	418	406	6,344	468	648	625
20	7,447	10,278	794	8,862	431	491	456	6,291	488	705	622
21	7,611	10,095	886	8,631	386	417	401	6,249	534	644	578
22	7,223	9,911	870	8,423	391	471	457	5,994	513	597	618
23	7,113	10,365	784	9,002	466	530	462	6,318	554	672	579
24	7,331	10,827	965	9,278	431	509	519	6,413	654	752	584
25	7,103	10,535	859	9,050	469	523	501	6,226	687	644	626
26	7,110	10,648	814	9,191	460	581	534	6,290	616	710	643
27	7,179	10,771	842	9,333	429	545	535	6,399	714	711	596
28	7,117	10,783	826	9,333	492	559	570	6,309	744	660	623
29	7,139	10,897	853	9,406	465	618	557	6,404	688	674	638
30	6,636	10,234	762	8,899	431	535	557	6,019	696	661	573
令和元	7,310	11,403	866	9,883	552	604	626	6,587	801	713	654
令和2	6,686	10,325	782	8,974	467	589	608	5,956	692	662	569

エ 自衛消防組織等を設ける事業所

危険物施設のうち、石油精製事業所等一定規模以上の事業所等に対しては、化学消防自動車と人員から編成される自衛消防組織の設置、施設の維持管理を担当する要員としての危険物施設保安員の指定、又は、施設の災害防止のための事業所内の予防規程の作成が義務付けられている。

令和3年3月31日現在、これらの義務付けがなされている危険物施設をもつ事業所は、第29表のとおりである。

第29表 危険物事業所数

令和3.3.31現在

区分 常備・非常 備等の別	危険物保安統括管理者・危険物施設保安員・予防規程 自衛消防組織を設けなければならない事業所				その他の 事業所
	危険物保安統括 管理者を要する 事業所	危険物施設保安員 を要する事業所	予防規程の作成を 要する事業所	自衛消防組織を 要する事業所	
合計	12	98	1,490	-	3,827
消防本部設置 市町村分 (市町村長許可分)	12	98	1,490	-	3,827
2以上の許可 行政庁の区域 にわたるもの (知事許可分)	-	-	-	-	-

オ 仮貯蔵、仮取扱いの承認

指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、危険物施設として許可を受けた場所で行わなければならないが、臨時に指定数量以上の危険物を貯蔵し又は取り扱う場合、所轄の消防長又は消防署長（消防本部を置かない市町村にあつては市町村長）の承認を受ければ、10日以内に限り、仮貯蔵、又は仮取扱いが認められることとされている。

令和2年度中にこの承認を受けた件数は、第30表のとおりである。

第30表 危険物の仮貯蔵及び仮取扱い承認件数

令和2年度

区分	仮貯蔵	仮取扱い
件数	209	328

カ 仮使用の承認

危険物施設の位置、構造又は設備を変更した時は、市町村長等が行う完成検査を受け、これに合格した後でなければ当該施設の使用が認められないこととされているが、危険物施設を変更する場合に、当該変更の工事に係る部分以外の危険物施設の全部又は一部について市町村長等の承認を受けた時は、完成検査を受ける前でも、仮に、当該承認を受けた部分を使用することができることとされている。

令和2年度中にこの承認を受けた件数は、第31表のとおりである。

第 31 表 危険物施設の仮使用の承認件数

令和 2 年度

施設の 区分 常備・非 常備の別	合 計	製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所					
			小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タン ク 貯 蔵 所	屋 内 タン ク 貯 蔵 所	地 下 タン ク 貯 蔵 所	簡 易 タン ク 貯 蔵 所	移 動 タン ク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 油 取 扱 所	第 一 種 販 売 取 扱 所	第 二 種 販 売 取 扱 所	移 送 取 扱 所	一 般 取 扱 所
合計	1,243	291	200	19	51	107	19	—	—	4	752	334	—	—	3	415
消防本部設置 市町村分 (市町村長許可分)	1,243	291	200	19	51	107	19	—	—	4	752	334	—	—	3	415
2以上の許可 行政庁の区域 にわたるもの (知事許可分)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

キ 予防査察及び措置命令等の実態

市町村長等は、危険物の貯蔵又は取り扱いに伴う火災防止のため必要と認める時は、指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱っていると認められる全ての場所の所有者等に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に製造所等に立入らせ、これらの場所の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いについて検査させ、関係のあるものに質問させ、若しくは試験のため必要な最小限度の数量に限り危険物若しくは危険物であることの疑いのあるものを取去させることができることとされている。

令和 2 年度中に市町村長等が行った予防査察の実施状況は、第 32 表のとおりである。

予防査察を行った結果、危険物施設における危険物の貯蔵又は取り扱い、又は当該施設の位置・構造又は設備が消防法令に規定される技術上の基準に違反していると認められる場合、市町村長等は当該基準に従って危険物の貯蔵又は取扱いをすべきこと、又は当該基準に適合させるよう施設を修理し、改造し又は移転すべきことを命令することができることとされており、その命令に違反した場合等は施設の使用を停止させることができることとされている。

また、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている場合は、危険物の除去その他危険物による災害防止のため必要な措置を取るべきことを命じることができることとされている。

令和 2 年度中に市町村長等によるこれらの命令の行使状況は、第 33 表のとおりである。

第 32 表 危険物施設に対する予防査察実施状況

令和 2 年度

施設の 区分 常備非 常備等の別	合 計	製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所							
			小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所 タンク	屋 内 貯 蔵 所 タンク	地 下 貯 蔵 所 タンク	簡 易 貯 蔵 所 タンク	移 動 貯 蔵 所 タンク	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 油 取 扱 所	第 一 種 販 売 取 扱 所	第 二 種 販 売 取 扱 所	移 送 取 扱 所	一 般 取 扱 所		
消防本部設置市町村分 (市町村長許可分)																		
検査施設数	4,217	158	2,985	517	1,379	8	324	1	623	133	1,074	485	8	1	51	529		
延回数	4,393	161	3,061	522	1,393	8	341	1	663	133	1,171	508	8	1	51	603		
2以上の許可 行政庁の区域 にわたるもの (知事許可分)																		
検査施設数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第 33 表 危険物施設及び無許可施設に関する命令状況

令和 2 年度

施設の 区分 常備非 常備等の別	合 計	製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所							
			小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所 タンク	屋 内 貯 蔵 所 タンク	地 下 貯 蔵 所 タンク	簡 易 貯 蔵 所 タンク	移 動 貯 蔵 所 タンク	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 油 取 扱 所	第 一 種 販 売 取 扱 所	第 二 種 販 売 取 扱 所	移 送 取 扱 所	一 般 取 扱 所		
製造所等の緊急使用 停止命令件数 (法第 12 条の 3)	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
無許可施設等 に対する措置命令 (法第 16 条の 6)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製造所等の 使用停止命令 (法第 12 条の 2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

4 救 急 体 制

救急業務は、昭和 38 年に市町村の消防機関の事務として法制化され、平成 3 年 8 月には、プレホスピタル・ケア充実のため、救急隊員の行う応急処置の範囲が拡大されるとともに、高度な応急処置を行う救急救命士の制度が設けられた。

平成 15 年 4 月から、救急救命士が行う処置は順次、拡大され、救命率の向上を目指した救急業務の高度化が推進されている。

(1) 実施状況

ア 概 要

令和 2 年中における県内の救急業務実施状況は、救急出場件数 121,600 件、搬送人員 109,887 人であり、ともに前年より減少している。

1 日平均 333 件、約 5 分に 1 回の割合で救急隊が出場し、県民の約 27 人に 1 人が搬送されたことになる。

イ 事故種別出場件数

救急出場件数及び搬送人員を事故種別ごとにみると、ともに急病が半数以上を占めている。

第 34 表 救急出場件数及び搬送人員の推移

年	救 急 出 場 件 数						搬 送 人 員					
	計	増減率 (%)	急病	交通 事故	一般 負傷	その他	計	増減率 (%)	急病	交通 事故	一般 負傷	その他
21	102,021	△1.0	61,544	14,072	12,119	14,286	95,184	△1.5	56,462	14,957	11,436	12,329
22	109,295	7.1	67,344	14,089	12,894	14,968	101,606	6.7	61,762	14,935	12,144	12,765
23	117,233	7.3	72,536	14,174	14,299	16,224	107,827	6.1	66,210	14,588	13,310	13,719
24	117,071	△0.1	73,073	13,958	14,253	15,787	107,756	△0.1	66,391	14,726	13,222	13,417
25	119,614	2.2	75,483	13,489	14,886	15,756	110,273	2.3	69,115	13,969	13,835	13,354
26	120,280	0.6	75,636	13,042	15,326	16,276	110,938	0.6	69,206	13,561	14,361	13,810
27	122,736	2.0	77,729	13,190	15,182	16,635	112,774	1.7	71,099	13,633	14,142	13,900
28	126,066	2.7	80,438	12,688	15,957	16,983	115,365	2.3	73,486	13,046	14,874	13,959
29	129,925	3.1	82,955	12,304	16,933	17,733	118,567	2.8	75,706	12,648	15,769	14,444
30	134,819	3.8	87,771	11,708	17,034	18,306	122,434	3.3	79,861	11,919	15,809	14,845
R1	136,467	1.2	89,092	10,776	18,020	18,579	124,004	1.3	81,314	10,845	16,710	15,135
R2	121,600	△10.9	78,971	9,195	17,144	16,290	109,887	△11.4	71,623	9,087	16,009	13,168

ウ 傷病程度別搬送人員

令和 2 年中の搬送人員のうち、死亡、重症、中等症を合わせた割合は 55.2%、入院加療を必要としない軽症及びその他の割合は 44.8%となっている。

第 35 表 傷病程度別搬送人員の状況

令和 2 年中

区分	計		急病		交通事故		一般負傷		その他	
	人員数	構成比	人員数	構成比	人員数	構成比	人員数	構成比	人員数	構成比
計	109,887	100%	71,623	100%	9,087	100%	16,009	100%	13,168	100%
死亡	2,186	2.0%	1,884	2.6%	51	0.6%	64	0.4%	187	1.4%
重症	10,005	9.1%	6,430	9.0%	358	3.9%	735	4.6%	2,482	18.8%
中等症	48,514	44.1%	32,590	45.5%	1,859	20.5%	6,048	37.8%	8,017	60.9%
軽症	49,163	44.7%	30,715	42.9%	6,816	75.0%	9,158	57.2%	2,474	18.8%
その他	19	0.0%	4	0.0%	3	0.0%	4	0.0%	8	0.1%

エ 急病に係る疾病分類項目別搬送人員

令和 2 年中の急病の搬送人員 71,623 人の内訳を見ると、多いのは心疾患、脳疾患、消化器系、の順となっている。

第 36 表 急病に係る疾病分類項目別搬送人員

令和 2 年中

疾病分類項目	計	脳疾患	心疾患	消化器系	呼吸器系	精神系	感覚系	泌尿器系	新生物	その他	不明確等
搬送人員	71,623	5,959	6,126	5,621	5,488	1,497	2,300	2,230	1,066	17,041	24,295
構成比	100%	8.3%	8.6%	7.8%	7.7%	2.1%	3.2%	3.1%	1.5%	23.8%	33.9%

オ 現場到着所要時間

令和 2 年中の救急出場に係る現場到着所要時間（覚知から現場到着までに要した時間）の県平均は、約 9.6 分である。

第 37 表 現場到着所要時間別出場件数

令和 2 年中

計		3分未満		3分以上5分未満		5分以上10分未満		10分以上20分未満		20分以上	
件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
121,600	100%	1,197	1.0%	2,696	2.2%	64,041	52.7%	51,204	42.1%	2,462	2.0%

カ 収容所要時間

令和 2 年中の搬送人員に係る収容所要時間（覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間）の県平均は、約 44.1 分である。

第 38 表 収容所要時間別搬送人員

令和 2 年中

計		10 分未満		10 分以上 20 分未満		20 分以上 30 分未満		30 分以上 60 分未満		60 分以上 120 分未満		120 分以上	
人員数	構成比	人員数	構成比	人員数	構成比	人員数	構成比	人員数	構成比	人員数	構成比	人員数	構成比
109,887	100%	12	0.0%	901	0.8%	16,104	14.7%	77,452	70.5%	14,867	13.5%	551	0.5%

キ 転 送

令和 2 年中の搬送人員のうち、転送を行ったのは 568 人で、全体の 0.5%にあたる。

第 39 表 転送回数別搬送人員

令和 2 年中

計		0 回		1 回		2 回		3 回以上	
人員数	構成比	人員数	構成比	人員数	構成比	人員数	構成比	人員数	構成比
109,868	100%	109,368	99.5%	500	0.5%	0	0.0%	0	0.0%

ク 救急隊員が行った応急処置等の状況

令和 2 年中の搬送人員のうち、救急隊員が応急処置を行った者は 99.9%にあたる。

第40表 救急隊員が行った応急処置等の状況

令和2年中

区別	計		急病	交通事故	一般負傷	その他	
		構成比					
搬送人員	109,887	-	71,623	9,087	16,009	13,168	
応急処置対象人員	109,828	-	71,607	9,077	15,993	13,151	
応急処置実施率	99.9%	-	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	
処置別事項	計	490,265	100%	327,440	39,897	66,751	56,177
	止血	2,519	0.5%	364	328	1,436	391
	固定	6,647	1.4%	247	4,076	1,653	671
	人工呼吸	1,313	0.3%	1,079	29	71	134
	心マッサージ	369	0.1%	306	15	16	32
	（うち自動）	236	0.0%	200	6	8	22
	心肺蘇生	2,983	0.6%	2,531	71	149	232
	（うち自動）	1,204	0.2%	1,045	16	53	90
	酸素吸入	19,332	3.9%	14,544	610	832	3,346
	気道確保	4,530	0.9%	3,818	110	240	362
	（うち経鼻エアウェイ）	170	0.0%	146	6	3	15
	（うち喉頭鏡, 鉗子等）	97	0.0%	52	0	44	1
	（うちラリゲアルマスク等）	1,046	0.2%	920	22	40	64
	（うち気管挿管）	132	0.0%	72	0	39	21
	保温	33,472	6.8%	23,057	2,216	4,505	3,694
	被覆	5,647	1.2%	332	1,228	3,278	809
	住宅療法継続	779	0.2%	632	3	58	86
	ショックパンツによる血圧の保持	7	0.0%	5	1	1	0
	除細動	362	0.1%	321	9	16	16
	静脈路確保	2,796	0.6%	2,434	93	109	160
	薬剤投与	1,143	0.2%	958	27	68	90
	その他の応急処置	72,542	14.8%	47,656	5,735	10,737	8,414
	血圧測定	103,573	21.1%	67,375	8,810	15,000	12,388
	聴診器による心音・呼吸音の聴取	43,443	8.9%	31,208	3,649	5,008	3,578
	血中酸素飽和度の測定	106,088	21.6%	68,767	8,908	15,645	12,768
	心電図	77,400	15.8%	56,963	3,869	7,760	8,808
血糖測定	2,192	0.4%	2,082	16	59	35	
エピペン投与	10	0.0%	8	0	1	1	
ブドウ糖投与	322	0.1%	319	1	0	2	

(2) 実施体制

ア 救急業務実施市町村数

救急業務は、県内すべての市町村において実施している。

イ 救急隊数及び救急隊員数

令和3年4月1日現在の救急隊は152隊で、救急隊員は2,645人（専任780人、兼任1,865人）であり、うち救急救命士の資格を持つ者は977名となっている。

ウ 救急自動車数

令和3年4月1日現在の救急自動車は173台（うち非常用車両20台）となっている。このうち、高規格救急自動車は、170台となっている。

第41表 救 急 体 制

各年4月1日

年	救急自動車	救 急 隊	救 急 隊 員			救急救命士 資格者数
			計	専 任	兼 任	
22	169	148	2,486	578	1,908	510
23	168	146	2,447	597	1,850	551
24	169	149	2,462	572	1,890	608
25	169	151	2,609	528	2,081	658
26	170	150	2,488	543	1,945	690
27	169	150	2,479	511	1,968	735
28	168	150	2,506	557	1,949	764
29	168	150	2,484	537	1,947	806
30	168	151	2,484	709	1,775	826
31	169	150	2,527	726	1,801	872
R2	171	151	2,578	748	1,830	920
R3	173	152	2,645	780	1,865	977

(3) メディカルコントロール体制

本県では、以下のような消防と医療機関が連携するメディカルコントロール体制を構築している。

※メディカルコントロール体制

消防機関と医療機関との連携によって、①救急隊が現場からいつでも迅速に医師に指示、指導・助言を要請することができ、②実施した救急活動の医学的判断、処置の適切性について医師による事後検証が行われるとともに、その結果が再教育に活用され、③救急救命士の資格取得後の再教育として、医療機関において定期的に病院実習が行われる体制をいう。

ア 茨城県救急業務高度化推進協議会

全県的なメディカルコントロール体制について協議・調整を行うため、平成14年11月27日に設置した。また、下部組織としてメディカルコントロール検討専門委員会を設け、専門的な事項を検討している。

イ 地区協議会

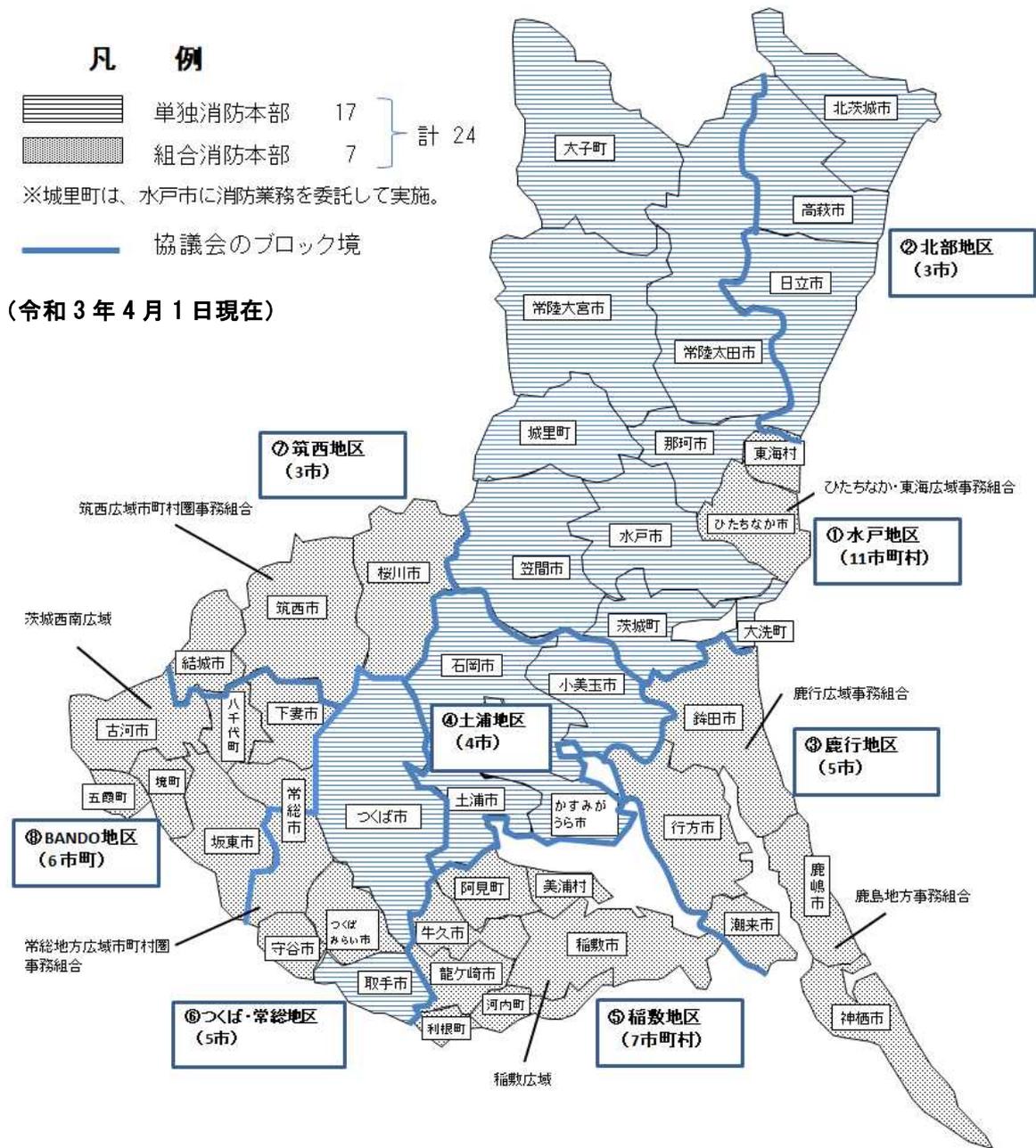
平成 14 年度末までに設置された 8 地区の協議会が、各地区における次の体制の整備を行っている。

- ・ 医師による救急救命士への常時指示体制
- ・ 救急救命処置についての医学的観点からの事後検証
- ・ 病院実習等による救急救命士の再教育体制

ウ 茨城県メディカルコントロール協議会連絡会

地区協議会間の格差是正、情報交換を目的に平成 20 年 6 月 27 日に設置した。

MC 協議会 8 地区



(4) 救急医療体制

傷病者の受け入れ機関として告示された救急病院及び救急診療所は、令和3年4月1日現在、県内で86箇所である。

令和2年中に医療機関に搬送された救急患者は109,887人であり、95.2%にあたる104,598人が救急告示医療機関に搬送されている。

第42表 医療機関数

令和3.4.1現在

救急医療機関					その他医療機関						
国立	公立	公的	私的		計	国立	公立	公的	私的		計
			病院	診療所					病院	診療所	
4	3	14	64	1	86	2	27	4	78	1,626	1,737

第43表 救急自動車による医療機関別搬送人員

令和2年中

救急医療機関					その他の医療機関							
国立	公立	公的	私的		計	国立	公立	公的	私的		その他 の場所	計
			病院	診療所					病院	診療所		
8,225	5,281	32,154	58,656	282	104,598	112	1,963	84	1,877	1,244	9	5,289

(5) 一般市民に対する応急手当の普及啓発

第44表 応急手当講習受講者数の推移

(単位：人)

救急自動車の要請から救急隊が到着するまでの県平均の約9.6分間に、救急現場に居合わせた一般県民による応急手当が実施されれば、救命効果が期待できる。

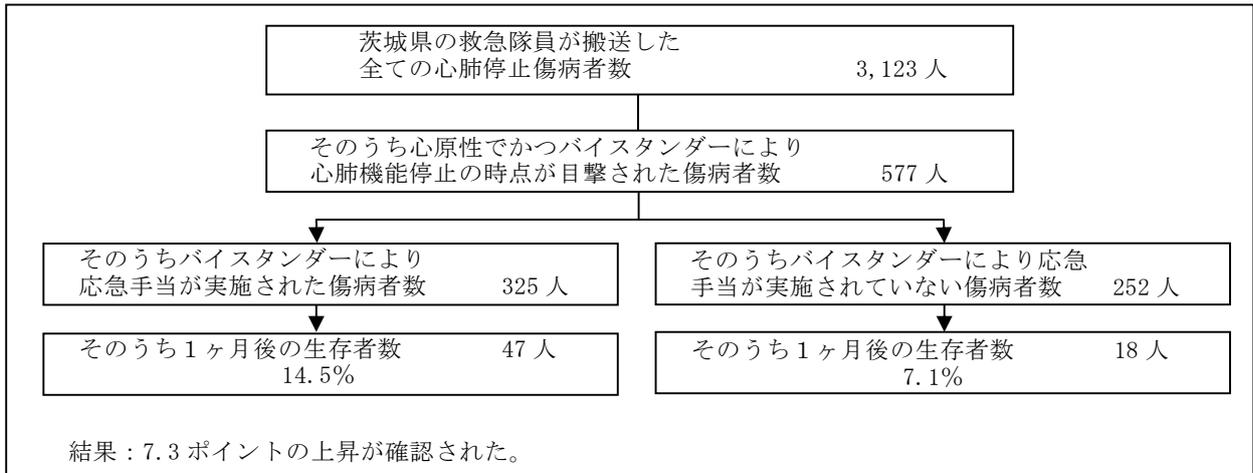
県では平成15年度及び平成16年度に、緊急雇用創出基金を活用した応急手当普及啓発事業を実施し、応急手当の普及啓発を図るとともに、平成17年度から平成23年度にかけて、応急手当講習会の指導員（ボランティア指導員）の養成事業を実施した。

現在、各消防本部では、当該事業により養成したボランティア指導員等の人材を活用して応急手当講習会を開催し、更なるバイスタンダーの養成を推進している。

年	普通救命講習	上級救命講習	その他の講習	計
平成21年	43,343	712	30,212	74,267
平成22年	46,383	910	32,601	79,894
平成23年	38,374	874	20,828	60,076
平成24年	40,322	824	23,152	64,298
平成25年	40,662	928	30,037	71,627
平成26年	39,481	564	36,314	76,359
平成27年	36,150	509	38,270	74,929
平成28年	39,602	465	37,482	77,549
平成29年	35,170	764	41,045	76,979
平成30年	34,850	758	42,632	78,240
令和元年	31,853	485	38,687	71,025
令和2年	9,614	52	10,832	20,498

第 45 表 応急手当の救命効果

令和 2 年中



(6) 高速自動車国道等における救急業務

高速自動車国道における救急業務については、「高速道路救急業務に関する調査研究委員会」の最終答申に基づいて、昭和 55 年 12 月 1 日に締結された建設省、消防庁及び日本道路公団の三者による「高速自動車国道における救急業務に関する覚書」により、日本道路公団とインターチェンジ所在市町村相互の責任において実施すべきものとされ、これによりインターチェンジ所在市町村の規模、処理能力、その他の事業を勘案した一定の基準により実施されている。県内の高速自動車道における救急業務の実施にあたっては、この覚書を基本として次に掲げる「茨城県高速自動車道等救急業務実施計画」により、関係機関における救急体制の整備、相互応援協定の締結、消防連絡協議会の育成等について連絡調整に努めている。

なお、北関東自動車道の開通に伴い、常磐自動車道消防協議会を発展的に解消し、「茨城県高速自動車道等消防協議会」を平成 12 年 5 月 25 日に設立した。

東関東自動車道についても、「千葉県高速自動車国道等消防協議会」を設置している。

茨城県高速自動車道等救急業務実施計画

1 関係消防機関の救急体制及び経費

基本的には、沿線市町村を一円とした相互応援の体制を取ることを基調とし、これが業務については I・C を所管する消防署を拠点として実施するものとする。

救急業務を処理するために要する経費については、各市町村が支弁し、その財源は別途道路公団の負担及び特別地方交付税の措置するところによるものとする。

(1) 救急業務担当消防本部

救急業務を担当するものは、I・C 所在の消防本部とする。

(2) 救急業務分担区域

平常的事故は上り、下り線分割分担方式又は行政区域割方式、特殊事故は沿線一円の相互応援により処理するものとする。

2 勤務体制及び救急業務実施方法

救急隊は、優先的に高速道路における救急事故に出動する態勢にあるものとし、これに対処できる施設の整備に努めるものとする。

(1) 出動通報

救急隊は、道路公団から専用回線電話による出動要請通報を受け出動する。

(2) 救急活動

救急隊の現場における救急活動は、二次的災害の防除を期するため道路公団交通管理員又は警察官の交通規制のもとに実施する。

各高速自動車国道における救急実施体制（上り、下り線分割分担方式）・供用開始年度別区間等の概要については、第 46 表のとおりである。

東関東自動車道の救急業務については、潮来 I・C～佐原香取 I・C 間上り線を鹿行広域事務組合消防本部が、下り線は香取広域市町村圏事務組合消防本部が担当している。

第46表 県内の高速自動車道等における救急業務実施方式(上り下り線分割・分担方式)等

インターチェンジ サービスイエリア パーキングエリア	常 道		警 告		自 動 車 道		東 部 東 自 動 車 道	
	IC	SA	IC	SA	IC	PA	IC	IC
	距離	距離	距離	距離	距離	距離	距離	距離
いわき市			いわき市	関本 PA	北茨城市	北茨城市	茨城市	茨城市
北茨城市			北茨城市	中郷 SA	北茨城市	北茨城市	茨城市	茨城市
高萩市			高萩市		高萩市			
日立市			日立市		日立市			
日立市			日立市	日立中央 PA	日立市			
日立市			日立市		日立市			
日立市			日立市		日立市			
東海村			東海村	東海 PA	東海村			
那珂市			那珂市		那珂市			
水戸市			水戸市	田野 PA	水戸市			
水戸市			水戸市		水戸市			
笠間市			笠間市	友部 SA	笠間市			
笠間市			笠間市		笠間市			
小美玉市			小美玉市	美野里 PA	小美玉市			
石岡市			石岡市		石岡市			
かすみ市			かすみ市		かすみ市			
かすみ市			かすみ市	千代田 PA	かすみ市			
土浦市			土浦市		土浦市			
土浦市			土浦市		土浦市			
つくば市			つくば市	谷田部東 PA	つくば市			
つくば市			つくば市		つくば市			
つくば市			つくば市		つくば市			
つくば市			つくば市		つくば市			
柏市			柏市	守谷 SA	柏市			
茨城市			茨城市		茨城市			

救急業務 実施体制 (担当消防機関)	鹿行広域 事務組合 消防本部	茨城市	茨城市
供用開始年度	H30.2.3開通	H22.3.6開通	
設計速度	80 km/h	80 km/h	
警察体制	茨城県警察本部		
管理事務所	水戸管理事務所		
車線数	2 車線		

救急業務 実施体制 (担当消防機関)	常総地方 消防団 事務組合 常総地方 消防団 事務組合	茨城市	水戸市
供用開始年度	S56.4.27開通	S59.3.27開通	S60.2.20開通
設計速度	120 km/h	80 km/h	100 km/h
警察体制	茨城県警察本部		
管理事務所	谷和原管理事務所	水戸管理事務所	
車線数	6 車線	4 車線	

第46表の続き

緊急業務 実施体制 (担当消防機関)	通過市町村	北関東自動車道		東水戸道路		首都圏中央連絡自動車道							
		芳賀地区 芳賀行政 圏事務所 組合	筑西 市町村 圏事務所 組合	茨城 市町村 圏事務所 組合	茨城 市町村 圏事務所 組合	茨城 市町村 圏事務所 組合	茨城 市町村 圏事務所 組合	茨城 市町村 圏事務所 組合					
供用開始年度		H20.12.20 開通	H20.4.12 開通	H19.11.14 開通	H12.12.2 開通	H12.12.2 開通	H27.3.29 開通	H29.2.26 開通	H22.4.24 開通	H15.3.29 開通	H19.3.10 開通	H21.3.21 開通	H26.4.12 開通
設計速度		100 km/h	100 km/h	80km/h	100 km/h	100 km/h	70 km/h	70 km/h	70 km/h	70 km/h	70 km/h	70 km/h	70 km/h
警察体制		茨城県警察本部	茨城県警察本部	茨城県警察本部	茨城県警察本部	茨城県警察本部	茨城県警察本部	茨城県警察本部	茨城県警察本部	茨城県警察本部	茨城県警察本部	茨城県警察本部	茨城県警察本部
管理事務所		水戸管理事務所	水戸管理事務所	水戸管理事務所	水戸管理事務所	水戸管理事務所	加須管理事務所	加須管理事務所	加須管理事務所	加須管理事務所	加須管理事務所	加須管理事務所	加須管理事務所
車線数		4車線	4車線	4車線	4車線	4車線	2車線	2車線	2車線	2車線	2車線	2車線	2車線

5 救 助 体 制

(1) 活動状況

ア 概 要

令和2年中における消防職員及び消防団員の救助活動状況は、出動件数 1,605 件、活動件数 1,010 件、活動人員 10,369 人、救助人員 933 人である。

災害事故種別でみると交通事故が救助活動件数の 37%を占めている。

イ 火災時における救助活動

令和2年中の火災時における救出活動の出動件数は、174 件であり、うち 10.9%に当たる 19 件が救助人員を伴った火災件数であり、30 人を救出した。

ウ 火災以外の災害時における救助活動

火災以外の災害時における救助活動は、交通事故等の要救護者の救出救助が主たるものであるが、令和2年中における出動件数は、1,605 件であり、うち 62.9%に当たる 1,010 件で救助活動を実施し、933 人を救助した。

第 47 表 救 助 活 動 状 況

災害事故の種別 区分		合 計	火災時における救助活動	火災以外の災害時における救助活動								
				小 計	交通事故	水難事故	風水害等 自然災害	機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	破裂事故	その他の事故
救助 活動 件数	平成 20	851	120	731	456	76	3	24	25	5	—	142
	21	887	173	714	436	85	1	27	16	7	—	142
	22	911	156	755	462	79	3	27	25	5	1	153
	23	942	198	744	393	80	40	24	45	7	1	154
	24	873	165	703	410	77	7	20	56	2	1	135
	25	918	197	721	421	54	13	23	60	3	—	147
	26	863	158	705	391	75	14	19	65	1	—	140
	27	988	143	845	439	72	74	25	79	4	—	153
	28	920	121	799	409	73	5	13	98	10	1	190
	29	1,041	176	865	365	77	—	30	126	13	—	254
	30	1,104	189	915	381	77	—	26	135	12	—	284
	令和元年	1,077	172	905	339	81	37	26	161	11	—	250
令和 2 年	出動件数	1,605	174	1,431	594	104	0	33	200	23	—	477
	活動件数	1,010	174	836	311	73	0	16	145	16	—	275
	活動人員	10,369	1,339	9,030	3,339	1,498	0	157	1,238	201	—	2,597
	救助人員	933	30	618	337	18	0	14	69	9	—	171

(2) 活動体制

令和3年4月1日現在、救助隊は23消防本部に53隊設置されており、救助隊員は931人でそのうち専ら救助業務に従事する隊員は342人である。

上記救助隊のほか、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」第4条に定める特別救助隊については、14消防本部に24隊設置、第5条に定める高度救助隊については8消防本部に8隊設置されており、第6条に定める特別高度救助隊については1消防本部に1隊設置されている。

第48表 救助隊の設置

令和3年.4.1現在

消防本部数			救 助 隊 数	救助隊員数			救助隊員が搭乗する車両							
計	設 置	未 設 置		計	専 任	兼 任	計	救 助 工 作 車	は し ご 車	屈 折 は し ご 車	ポ ン プ 車	タ ン ク 車	化 学 車	そ の 他
24	23	1	53	931	342	589	100	34	15	2	13	22	5	9
	(14)		(24)	(424)	(316)	(108)								
	[8]		[8]	[164]	[114]	[45]								
	(1)		(1)	(27)	(27)	—								

※ () は救助隊のうち特別救助隊を、 [] は特別救助隊のうち高度救助隊を、 < > は高度救助隊のうち特別高度救助隊を表す。

救助隊の装備は、救助事象の複雑化・多様化に伴い、より高度かつ専門的な機能・性能を有する物が必要とされるようになってきている。救助隊は、これらを専用の救助工作車又は消防ポンプ車・はしご車等に積載し、救助活動を実施している。なお、これら機械・器具等の保有状況は次のとおりである。

第 49 表 救助活動のための機械器具等の保有状況

令和 3 年. 4. 1 現在

区分	名称	個数	区分	名称	個数	
一般救助用	かぎ付きはしご	149	隊員保護用	耐電手袋	444	
	三連梯子	222		耐電衣	165	
	金属製折りたたみ梯子又はワイヤー梯子	64		耐電ズボン	169	
	空気式救助マット	39		耐電長靴	185	
	救命索発射銃	54		防塵メガネ	1,302	
	サバイバースリング又は救命用縛帯	317		携帯警報機	530	
	平坦架	48		防毒マスク	750	
重量物排除用	油圧ジャッキ	84		化学防護服（陽圧式化学防護服を除く）	691	
	油圧スプレッダー	68		陽圧式化学防護服	162	
	可搬ウィンチ	119		耐熱服	145	
	マンホール救助器具	46		放射線防護服	83	
	救助用簡易起重機	5		特殊ヘルメット	23	
	マット型空気ジャッキ	76		除染用	除染シャワー	21
	大型油圧スプレッダー	59			除染剤散布器	26
切断用	救助用支柱器具	36	水難救助用	潜水器具	208	
	チェーンブロック	39		救命胴衣	2,186	
	油圧切断機	68		水中投光器	59	
	エンジンカッター	173		救命浮環	430	
	ガス溶断器	35		浮標	89	
	チェーンソー	238		救命ボート	105	
	鉄線カッター	244		船外機	100	
	空気鋸	66		水中スクーター	2	
	大型油圧切断機	56		水中無線機	15	
	空気切断機	33		水中時計	64	
コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー	20	水中テレビカメラ	2			
破壊用	万能斧	288	山岳救助用	登山器具	18	
	ハンマー	234		バスケット型担架	105	
	携帯用コンクリート破壊器具	49	検索用	簡易画像探索器	31	
	削岩機	47	高度救助用	画像探索器	27	
	ハンマドリル	44		地中音響探知機	14	
検知・測定用	生物剤検知器	8		熱画像直視装置	67	
	可燃性ガス測定器	144		夜間用暗視装置	17	
	有毒ガス測定器	110		電磁波探査装置	4	
	酸素濃度測定器	85	二酸化炭素探査装置	2		
	放射線測定器	423	水中探査装置	5		
	化学剤検知器	13	地震警報機	13		
呼吸保護用	空気呼吸器	1,406	その他の救助用	投光器	526	
	空気補充用ポンペ	848		携帯投光器	591	
	酸素呼吸器	100		携帯拡声器	455	
	簡易呼吸器	75		携帯無線機	1,102	
	防塵マスク	1,316		応急処置用セット	143	
	送排風機	86		車両移動器具	52	
	エアラインマスク	7		緩降機	48	
				ロープ登降機	83	
				救助用降下機	89	
		発電機	417			

6 教育訓練体制

(1) 消防大学校における教育訓練

消防大学校は、国及び都道府県の消防事務に従事する職員又は市町村の消防職団員に対し、幹部として必要な高度の教育訓練を行っている。令和2年度の本県からの入校者数は消防本部及び県立消防学校の職員等を合わせて44人である。

第50表 本県の消防大学校への入校状況

年度	計	警防科	予防科	上級幹部科	消防団長科	救急科	救助科	幹部科	火災調査科	危険物科	新任教官科	現任教官科(総務・予防)	新任消防長・学校長科	違反是正特別講習	NBCコース	航空隊長コース	指揮隊長コース	トップマネジメントコース	査察業務マネジメントコース	高度救助・特別高度コース	危機管理・国民保護コース	女性活躍推進	自主防災組織育成コース
18	32	4	2	2		4	3	6	4				3		2	2							
19	28	3	4	2		2	3	8	3	1	1		1										
20	32	2	2	2	1	2	4	13	4		1		1										
21	28	4	3	1	1	2	4	5	4	1			3										
22	34	4	4	1		2	3	10	4				4		1	1							
23	35	4	4			2	2	7	4		1		2		2	1				6			
24	48	4	6	1		1	5	7	3	2	3		4		3	2				7			
25	46	4	3	3	1	1	5	8	3	3				3	3	2	1	3		3			
26	54	5	2		2	2	5	5	4	2	3		1	4	5	2	1	2		4	3		2
27	49	4	5		1	2	4	7	4	3	1		2		6	1	1			5	1		2
28	44	3	3	2	1	2	4	8	4	1	2		1		5	1	2			2	2		1
29	50	3	2	2	1	2	4	10	5	1	2		3		1	2	1		4	5	1	1	
30	53	4	5	3	2	1	3	10	3	3		1	2		3	1	1		5	3		2	1
31	35	2	2	2		1	3	9	4	3					4	1	2		2				
R2	44	2	3	3		3	2	9	2	3					7	1	2		3	4			

(2) 県立消防学校における教育訓練

県内の消防職員及び消防団員に対し、職務を遂行するうえに必要なかつ高度な教育訓練を行っている。

令和2年度は、412名（第51表のとおり）に対して教育を実施した。

ア 消防職員

令和2年度は、初任教育、専科教育、特別教育の合計7課程365名に対して教育を実施した。

イ 消防団員

令和2年度は、幹部教育、特別教育の合計2課程47名に対して教育を実施した。

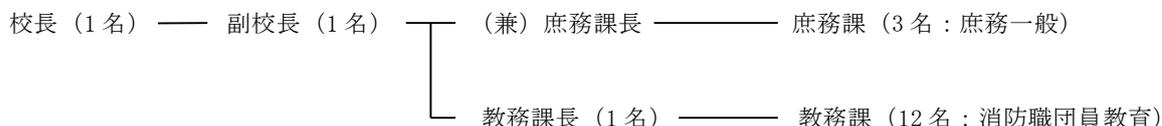
第51表 消防学校教育状況

区分			令和元年度教育実施状況			令和2年度教育実施状況				
			教育期間	実施回数	教育 学生数	教育期間	実施 回数	教育 学生数		
消防 職員 教育	初任教育	初任科	6ヶ月(4~3月)	2	165	6ヶ月(4~3月)	2	156		
	専科教育	特殊災害科	7日(1~2月)	1	31	—	—	—		
		危険物科	—	—	—	5日(9~10月)	1	28		
		予防査察科	9日(9~10月)	1	26	—	—	—		
		火災調査科	10日(12月)	1	35	10日(12月)	1	36		
		救急科	36日(10~3月)	2	126	36日(1~3月)	1	42		
		救助科	24日(7~10月)	1	46	25日(7~10月)	1	45		
		警防課	12日(10~11月)	1	35	13日(11月)	1	36		
	特別教育	水難救助課程	10日(7~8月)	1	22	11日(7~8月)	1	22		
		操法指導者研修会	1日(5月)	2	63	—	—	—		
小計							549			365
消防 団員 教育	基礎教育	日曜講座	1日(5~6月)	4	449	—	—	—	—	
		女性消防団員講座	—	—	—	—	—	—	—	
	専科教育	ポンプ車課程	2日(5月)	1	14	—	—	—	—	
		小型ポンプ課程	2日(5月)	1	4	—	—	—	—	
		タンク車課程	2日(5月)	1	15	—	—	—	—	
	幹部教育	指導員養成科	4日(6~7月)	1	36	3日(10~12月)	1	18		
		現場指揮課程	2日(6月)	1	19	—	—	—	—	
		分団指揮課程	2日(11月)	1	8	—	—	—	—	
	特別教育	一日入校	1日(年間)	21	541	—	—	—	—	
		現地訓練	1日(年間)	16	1,759	1日(年間)	1	29		
小計					2,845			47		
合計					3,394			412		

(3) 県立消防学校の組織・施設等

県立消防学校は、昭和35年に全国にさきがけて建設して以来、県内消防職・団員の教育訓練の場として大きな役割を果たしてきた。その後、常備化の進展等に伴う消防職員の増加及び教育内容の充実・強化など、質量ともに増大する本県消防教育の需要に対応するため、「消防学校の人員および運営の基準(昭和46年消防庁告示)」に示された規模及び内容を備えた学校施設として、昭和57年4月1日、新たに東茨城郡茨城町長岡4068に開校した。また、平成14年度には、女性の宿泊施設を整備し、女性消防士の育成にも努めている。

ア 組織



イ 施設等

- 敷地 51,649 m²
- 教室 普通教室(定員40人:3室)、視聴覚室(200人)、理化学実験室(50人)
- 宿泊室 24室(1室定員4~6人)
- 建物その他 本館、宿泊棟、訓練棟、補助訓練棟、燃焼実験室、屋内訓練場、車庫、放水壁、水難救助訓練用プール、ポンプ車外12台、体力錬成施設

(4) その他

ア 消防ポンプ操法競技大会の実施

消防団の効果的な災害防御活動に必要な技術の練磨と士気の高揚を図るため、「茨城県消防ポンプ操法競技大会（茨城県・茨城県消防協会の共催）」を昭和 25 年度以降、毎年実施しており、県内を 6 地区に分けて地区ごとに開催しているが、令和 3 年度は第 72 回目の大会であったが新型コロナウイルスの感染拡大の影響を鑑み中止となった。

イ 消防救助技術大会の実施

都市災害及び自然災害等に対処し、人命救助技術の一層の充実を図るため、消防職員が日頃錬成した技術の相互交及び研さんの場として、「茨城県消防技術競技大会（茨城県消防協会・茨城県消防長会主催）」を昭和 49 年以降毎年実施しているが、令和 3 年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響を鑑み中止となった。

7 消防職団員の活動

(1) 活動状況

消防職団員による火災や風水害等の防除及び訓練への出動状況は、第 52 表のとおりである。

出動回数を出動種別でみると、救急、その他を除き、警防調査が 6.4%で一番多く、次いで演習訓練となっている。

消防団員の出動状況については、令和 2 年の 1 年間に出勤した回数は、115,608 回となっており、1 日あたり 31.6 回出勤していることになっている。

第 52 表 令和 2 年消防職団員の出動状況

区 分	出動回数			
	計	構成比 (%)	消防本部 ・ 消防署	消防団
合 計	187,270	100.0	179,719	7,551
火 災	2,933	1.6	1,767	1,166
風 水 害 等 の 災 害	245	0.1	197	48
演 習 訓 練	7,789	4.2	5,964	1,825
広 報 指 導	5,726	3.1	4,973	753
警 防 調 査	11,905	6.4	10,627	1,278
火 災 調 査	886	0.5	879	7
特 別 警 戒	4,571	2.4	2,698	1,873
捜 索	65	0	51	14
予 防 査 察	7,677	4.1	7,675	2
救 急	119,787	64.0	119,784	3
救 助 活 動	1,970	1.1	1,966	4
誤 報 等	1,013	0.5	887	126
そ の 他	22,703	12.1	22,251	452

(2) 公務災害の状況

令和 2 年中における火災等の災害に出動し、職務遂行中に死亡した消防職団員は 0 名、負傷した消防職団員は 47 名だった。負傷者の内訳は第 53 表のとおりである。

第 53 表 令和 2 年中消防職団員の公務による負傷者数

区 分	合 計	火 災	風 水 害	救 急 業 務	演 習 ・ 訓 練	特 別 警 戒	そ の 他
合 計	23	7	—	8	2	—	6
構 成 比 (%)	100.0	30.4	—	34.8	8.7	—	26.1
消 防 職 員	18	4	—	8	2	—	4
消 防 団 員	5	3	—	—	—	—	2

(3) 勤務条件

ア 消防職員

(7) 給与及び手当等

消防職員の処遇については、勤務の特殊性や職務の危険性を配慮したものでなければならないが、給与、勤務時間、勤務条件等については、それぞれの市町村（組合）の条例によって定められている。

令和3年4月1日現在の消防吏員の特殊勤務手当の状況は、第54表のとおりである。

第54表 消防吏員の特殊勤務手当

(単位：箇所，円)

種 別	出勤手当				出場手当		
	機関員	救助隊員	はしご隊員	その他	機関員	救命士	その他
本 部 計	17	16	6	19	15	22	21
1 回 当	本部数	10	14	6	19	11	21
	最 高	1,000	1,000	200	800	1,000	510
	最 低	100	150	150	150	100	150
1 時 当	本部数	1	—	—	—	—	—
	最 高	250	—	—	—	—	—
	最 低	250	—	—	—	—	—
1 日 当	本部数	5	1	—	—	4	—
	最 高	250	200	—	—	150	—
	最 低	150	200	—	—	150	—
1 月 当	本部数	1	2	—	—	—	—
	最 高	1,250	3,000	—	—	—	—
	最 低	1,250	1,500	—	—	—	—

※(1) 出勤手当とは、火災、救助及びその他の災害などの消防活動あるいは火災原因調査等のために出勤した者に支給される手当をいう。

(2) 出場手当とは、救急業務のために出場し、要救助者の救護活動を実施した者に支給される手当をいう。

第55表 消防職員の勤務体制

令和3年4月1日現在

区 分	勤 務 体 制										1 当 務 の 勤 務 時 間	
	計		毎日勤務	2 部 制		3 部 制		併用		その他派遣等	16時間未満	16時間超
	本部数	職員数	職員数	本部数	職員数	本部数	職員数	本部数	職員数	職員数	本部数	本部数
単 独	17	2,315	404	15	1,525	2	324	—	—	62	17	—
組 合	7	2,166	350	5	1,266	2	499	—	—	51	7	—
計	24	4,481	754	20	2,791	4	823	—	—	113	24	—

(4) 公務災害補償

消防職員は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)で公務により災害を受けた場合には、療養、休業、障害、遺族、葬祭等の補償を受けることとされている。令和2年度及び令和元年度の補償件数及び金額は、第56表のとおりである。

第56表 消防職員公務災害補償状況

【令和2年度】

種 別	件 数	金 額 (千円)	種 別	件 数	金 額 (千円)
療 養 補 償	28	1,869	介 護 補 償	1	850
休 業 補 償	-	-	遺 族 補 償		
傷 病 補 償 年 金	-	-	年 金	11	26,527
障 害 補 償			一 時 金	-	-
年 金	1	4,719	葬 祭 補 償	-	-
一 時 金	-	-	福 祉 事 業	13	6,574
			合 計	54	40,539

【令和元年度】

種 別	件 数	金 額 (千円)	種 別	件 数	金 額 (千円)
療 養 補 償	30	8,183	介 護 補 償	1	687
休 業 補 償	-	-	遺 族 補 償		
傷 病 補 償 年 金	-	-	年 金	11	28,250
障 害 補 償			一 時 金	-	-
年 金	1	4,719	葬 祭 補 償	-	-
一 時 金	-	-	福 祉 事 業	11	7,274
			合 計	54	49,113

地方公務員災害補償基金茨城県支部

イ 消防団員

(7) 報酬・出動手当

非常勤消防団員の報酬及び出動手当の支給額・支給方法は、当該市町村の財政事情や地域の特殊事情により、必ずしも同一ではなく、第 57 表のとおり、報酬の最高額は団長の年額 215,000 円、最低額は団員の 12,000 円、また、第 58 表のとおり、火災等の出動手当の 1 回当たりの最高額は 5,200 円、最低額は全種別の 1,000 円となっている。

なお、地方交付税の算定に用いる単位費用は、第 59 表のとおりである。

第 57 表 消防団員の報酬（年額）

令和 3 年 4 月 1 日現在

階 級 別	最 高(円)	最 低(円)	平 均(円)
団 長	215,000	73,700	128,607
副 団 長	135,000	52,600	90,359
分 団 長	127,000	33,800	63,123
副 分 団 長	75,000	22,000	45,754
部 長	61,000	18,000	37,294
班 長	60,000	15,000	32,000
団 員	50,000	12,000	27,186

第 58 表 消防団員の出動手当（1 回当たり）

令和 3 年 4 月 1 日現在

種 別	最 高(円)	最 低(円)	平 均(円)
火 災	5,000	1000	2,517
風 水 害	5,200	1000	2,912
警 戒	5,000	1000	2,348
訓 練	4,000	1000	2,148

第 59 表 消防団員報酬等の地方交付税算入額

(単位：円)

種 別	単 位	令 和 3 年 度	2 年 度	種 別	令 和 3 年 度	2 年 度
報 酬				公務災害補償負担金		
団 員	年額	36,500	36,500	人口 1 人当たり	3.5	3.5
団 長	年額	82,500	82,500	団員 1 人当たり	1,900	1,900
出 場 手 当	1 回当たり	7,000	7,000	退職報償金負担金		
				団員 1 人当たり	19,200	19,200

(令和 2 年度版 消防白書参照)

(4) 公務災害補償

公務遂行中に死傷した消防団員に対して、市町村は、条例の定めるところによりこれを補償しなければならないこととされている。本県においては、市町村の共済制度の一環として、茨城県市町村総合事務組合において、その支給事務を行っている。また、日立市、土浦市は国の消防団員等公務災害補償等共済基金に加入している。令和 2 年度の消防団員にかかる公務災害補償の支払状況は第 60 表のとおりである。また、火災、風水害等における民間の消防協力者についても団員とほぼ同様の措置がなされている。

第 60 表 損害補償の支払状況

種 別	支払件数	支払額 (千円)	種 別	支払件数	支払額 (千円)
合 計	33	24,996	遺 族 補 償		
療 養 補 償	18	1,317	年 金	13	21,794
休 業 補 償	1	94	一 時 金	—	—
障 害 補 償			葬 祭 補 償	—	—
年 金	—	—			
一 時 金	1	1,791			

資料 茨城県市町村総合事務組合（日立市、土浦市）

(ウ) 福祉事業

福祉事業の制度は公務災害補償を受ける被災団員等に対して行われるものであるが、令和 2 年度中の支給状況は第 61 表のとおりである。

(エ) 自動車等損害見舞金事業

消防団（水防団を含む）災害活動において、団員が使用した自家用車に損害が発生した場合に、その損害に対して見舞金を給付するものであるが、令和 2 年度中の支給状況は第 61 表のとおりである。

第 61 表 令和 2 年度福祉事業及び自動車等損害見舞金事業の支給状況

種 別	支払件数	支払額 (千円)	種 別	支払件数	支払額 (千円)
合 計	20	7,399	障 害 特 別 支 給 金	1	200
外 科 後 処 置	—	—	遺 族 特 別 支 給 金	—	—
休 業	—	—	障 害 特 別 援 護 金	1	1,050
療 養	—	—	遺 族 特 別 援 護 金	—	—
リハビリテーション	—	—	傷 病 特 別 給 付 金	—	—
補 装 具	—	—	障 害 特 別 給 付 金	1	358
休 業 援 護 金	1	32	遺 族 特 別 給 付 金	11	4,217
奨 学 援 護 金	1	1,152	自 動 車 等 損 害 見 舞 金	4	390
就 労 保 育 援 護 金	—	—			
介 護 料	—	—			
ア フ タ ー ケ ア	—	—			

資料 茨城県市町村総合事務組合（日立市、土浦市）

(オ) 退職報償金

消防団員が退職した場合、市町村はその労に報いるため条例により退職報償金を支給することとなっている。この制度は昭和39年の消防組織法の改正により実施されているが、報償金は第62表の階級及び勤続年数に応じて支給される。市町村は消防団員等公務災害補償金等共済基金と共済契約を締結している。

第62表 退職報償金支給額表

(単位：千円)

階級別	勤 務 年 数 別					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	239	344	459	594	779	979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長及び班長	204	283	358	438	564	734
団員	200	264	334	409	519	689

(4) 国の消防表彰等

現在、消防関係者について国が行っている表彰等については、閣議決定された文武官叙位進階内則に基づく叙位、叙勲内則に基づく叙勲、褒章条例に基づく褒章、閣議決定に基づく安全功労者表彰及び消防功労者表彰並びに消防表彰規程に基づく表彰及び退職消防団員報償規程に基づく報償がある。これらの表彰等は消防吏員、消防団員、消防機関並びに消防に協力した個人及び団体を対象として行われている。令和2年度における本県の受賞者数は第63表のとおりである。

ア 叙 位

文武官叙位進階内則（明治32年12月21日閣議決定）に基づき実施されているが、現在は死亡者のみに運用されている。

イ 叙 勲

叙勲内則（明治25年12月23日）に基づき実施されているものであり、国家又は社会公共に対して功労のあった者に、榮譽を与えることとされ、死亡者に対する叙勲については随時に、生存者に対する叙勲については、毎年春（4月29日）と秋（11月3日）の2回発令されている。

なお、平成14年8月7日の閣議決定に基づき勲等表記廃止と簡素化等栄典制度の見直しが行われ、平成15年秋の叙勲から実施された。これに伴い、著しく危険性の高い業務に精励した者を対象とする危険業務従事者叙勲が創設され、春秋叙勲と同日に発令されている。

ウ 褒 章

褒章条例（明治14年太政官布告第63号）に基づき運用されており、消防に関係あるものは次の4種類である。

紅綬褒章 身の危険を顧みず人命を救助した者に授与される。

黄綬褒章 業務に精励し、他の模範と認められる者に授与される。

藍綬褒章 公衆の利益を興し成績著名である者又は公同の事務に尽力した者に授与される。

紺綬褒章 公益のため私財を寄附し、功績顕著な者に授与される。

エ 閣議決定に基づく表彰

国民安全の日（7月1日）に行われる安全功労者表彰及び消防功労者表彰があり、安全功労者表彰には内閣総理大臣が行うものと総務大臣が行うものがあり、消防功労者表彰は総務大臣が行う。

(7) 安全功労者

次の各号の一に関し顕著な功績をあげ、又は功績があった部外の個人及び団体を安全功労者として表彰する。

- a 各種安全運動の組織化及び運営
- b 工場、事業所その他職域における安全確保
- c 安全のための研究又は教育による、安全水準の向上又は安全思想の普及
- d 災害時における防災活動

(1) 消防功労者

- a 広く地域消防のリーダーとして、地域社会の安全確保、防災思想の普及、消防施設の整備その他災害の防御に関する対策の実施について尽力して功績顕著な者に対して行う。消防庁長官表彰の功労章受章後、消防団活動に5年以上現職として従事している者。
- b (一財)日本防火・防災協会会長表彰受賞後、現職として従事している女性（婦人）防火クラブ員又は女性（婦人）防火クラブ役員として10年以上、かつ、都道府県単位の女性（婦人）防火クラブ連合会の役員5年以上の歴

を有する者又は都道府県単位の女性（婦人）防火クラブの会長職にある者並びにこれに準ずる者で女性（婦人）防火に功績があると認められる者。

オ 消防表彰規程に基づく表彰

事案の発生の都度表彰する随時表彰と、永年にわたる功労者に対して行われる定例表彰とがある。

(7) 随時表彰

- a 特別功労章 災害において消防作業に従事し功労抜群で他の模範となると認められた者に授与される。
- b 顕功章 災害において消防作業に従事し功労特に顕著な者に授与される。
- c 功績章 災害において消防作業に従事し功労多大な者に授与される。
- d 表彰状 功労顕著なもので、上記3章を授与されるに至らない者及び功労顕著な消防機関又は部外の個人、団体で功績顕著な者に授与される。
- e 顕彰状 職務遂行中死亡した者に授与される。
- f 賞状 功績顕著な者に授与される。

(1) 定例表彰

- a 功労章 防災思想の普及、消防施設の整備その他災害防御に関する施策、消防教育の実施について特に成績優秀な者に対して行う表彰であり、具体的には、消防吏員にあつては消防司令長以上の階級に、消防団員にあつては消防団長の階級に、消防教育職員にあつては消防学校の教頭以上の職に、それぞれ10年以上在職した者に授与される。
- b 永年勤続功労章 25年以上勤務し、他の模範と認められる消防吏員、消防団員及び消防教育職員に授与される。
- c 表彰旗 防災思想の普及、消防施設の整備その他災害防ぎよに関する実施について特に成績優秀な消防機関であつて、竿頭綬を授与されている機関に授与される。
- d 竿頭綬 表彰旗を授与される消防機関に準ずるものに授与される。

※ a～dの表彰式は、例年3月に行われる。

カ 賞じゅつ金及び報償金

消防庁長官表彰の副賞として、消防表彰規程に基づく賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金と報償金の制度がある。賞じゅつ金は、災害に際し、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行したことにより障害を受けそのために死亡又は障害の状態となった場合で、その功労により特別功労章、顕功章、又は功績章を授与されたときに支給する。

殉職者賞じゅつ金は、災害に際し、命を受け、特に生命の危険が予想される現場に出動し、生命の危険を顧みることなく職務を遂行し、そのために死亡した消防職員又は団員が特別功労章を授与されたときに支給する。

報償金は、賞じゅつ金に該当しない殉職者に対して支給されるほか、随時表彰に際し付与される。

キ 退職消防団員報償

消防団員の勤務の特殊性にかんがみ、その労に報いるため、退職消防団員報償規程に基づき階級の別なく15年以上勤務した者に随時授与される。この報償は、1号報償（25年以上）と2号報償（15年以上25年未満）があり銀杯と賞状がそれぞれ授与される。

第 63 表 国の消防表彰者等による受賞者数

種 別		H28	29	30	R1	2	種 別		H28	29	30	R1	2
春秋叙勲	瑞宝小綬章	1	4	3	—	5	死亡叙勲	瑞宝小綬章	—	—	—	—	—
	瑞宝双光章	4	4	6	4	5		瑞宝双光章	3	1	2	—	3
	瑞宝单光章	16	18	15	18	17		瑞宝单光章	5	4	3	4	10
								藍綬褒章	6	3	4	3	3
危険業務従事者叙勲	瑞宝双光章	26	23	27	22	20	消防庁長官表彰	功 勞 章	2	6	5	1	3
	瑞宝单光章	6	9	7	13	16		永年勤続功労章	68	69	69	68	68
叙位	正五位	—	—	—	—	—		表 彰 旗	1	—	—	—	—
	従五位	—	2	1	—	1		竿 頭 綬	2	2	2	1	—
	正六位	1	1	—	—	—	頭 彰 状	—	—	—	—	—	
	従六位	3	3	3	—	—	退職報償	一 号	151	150	191	171	163
	正七位	5	6	7	7	12		二 号	448	480	467	437	406
従七位	—	1	—	1	—								

(5) 県の消防表彰等

県が行っている消防表彰等には、茨城県消防表彰規程に基づく表彰及び茨城県退職消防団員報償支給要領に基づく報償がある。これらの表彰等は消防職団員、消防機関並びに消防に協力した個人及び団体を対象として行われており、毎年消防大会において、授与されるのが通例となっている。令和2年度における受賞者数は第64表のとおりである。

ア 消防表彰規程に基づく表彰

事案の発生の日から表彰する随時表彰と定例表彰とがある。

(ア) 随時表彰

- a 功 勞 章 水火災その他の災害の現場において、消防任務の遂行上抜群の功労があった消防職団員に対して授与する。
- b 頭 彰 状 消防任務の遂行中に殉職した消防職団員に対して授与する。
- c 表 彰 状 次のいずれかに該当するものに対して授与する。
 - ・消防任務の遂行に関し、特に功労があった消防職員、消防団員、消防機関又は隊
 - ・消防法（昭和23年法律第186号）第25条第2項若しくは第29条第5項（同法第36条において準用する場合を含む）の規定により消防作業に協力し、若しくは従事し、又は同法第35条の7第1項の規定により救急業務に協力し、特に功労があった者
 - ・防火思想の普及、消防施設の拡充強化その他消防の発展又は災害時における被害の軽減に関し特に功労があった部外の個人等

(イ) 定例表彰

- a 永年勤続功労章 20年以上勤続し、その勤務成績が優秀で他の模範と認められる消防職団員に対して授与する。
- b 表 彰 像 規律が厳正で技能に熟達し、かつ、消防施設が充実整備され、平素よく消防使命の達成に努め、その成績が抜群と認められる消防機関に対して授与する。

c 竿頭綬 表彰像の消防機関に準じ、その成績が優秀と認められる消防機関に対して授与する。

d 表彰状 (7)随時表彰のcの表彰状に同じ

イ 賞じゅつ金及び報償金

知事表彰の副賞として、茨城県消防表彰規程に基づく賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金と報償金の制度がある。

賞じゅつ金は、災害に際し一身の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのため死亡又は障害の状態となった消防職団員又は水防団員に対して支給される。

殉職者特別賞じゅつ金は、災害に際し、命令を受け、特に生命の危険が予想される現場へ出動し、生命の危険を顧みることなく職務を遂行し、そのため死亡した殉職者に対して支給される。

報償金は賞じゅつ金に該当しない殉職者に対して支給される。

ウ 退職消防団員報償

消防団員の勤務の特殊性を鑑み、その労に報いるため茨城県退職消防団員報償支給要領に基づき、5年以上勤続し15年未満で退職した消防団員に対し授与される。

第64表 県の消防表彰等による受章者数

年度	功労章	顕彰状	表彰状		永年勤続 功労章	表彰像	竿頭綬	退職報償
			個人	団体				
H23	16	—	6	1	738	9	—	703
24	12	—	7	2	889	10	—	614
25	7	—	6	2	872	10	—	680
26	13	—	10	—	880	6	—	570
27	12	—	8	1	858	3	—	641
28	13	—	9	—	842	10	—	553
29	16	—	5	—	958	10	—	565
30	11	—	5	2	793	8	—	527
R1	12	—	10	2	763	10	—	641
2	14	—	—	2	912	7	—	496

第2 火災等の災害の現況

第2 火災等の災害の現況

1 火 災

「火災」とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいう。

令和2年中における茨城県内の概況は第1表の通りである。

第1表 令和2年中の火災の概況

区 分	単 位	令和2年	令和元年	増 減	増減率%
出 火 件 数	件	1,051	1,249	△ 198	△ 15.9
建 物	〃	562	576	△ 14	△ 2.4
林 野	〃	21	66	△ 45	△ 68.2
車 両	〃	133	135	△ 2	△ 1.5
船 舶	〃	1	1	1	0
航 空 機	〃	0	1	0	△ 100.0
そ の 他	〃	334	470	△ 136	△ 28.9
焼 損 棟 数	棟	904	994	△ 90	△ 9.1
建物焼損床面積	m ²	33,402	56,908	△ 23,506	△ 41.3
建物焼損表面積	〃	3,300	4,828	△ 1,528	△ 31.6
林野焼損面積	a	1,301	1,216	85	7.0
死 者	人	35	54	△ 19	△ 35.2
負 傷 者	〃	126	148	△ 22	△ 14.9
り 災 世 帯 数	世 帯	446	506	△ 60	△ 11.9
り 災 人 員	人	995	1,129	△ 134	△ 11.9
損 害 額	千 円	2,280,439	6,002,784	△ 3,722,345	△ 62.0
建 物	〃	2,169,492	4,675,605	△ 2,506,113	△ 53.6
林 野	〃	348	1,295	△ 947	△ 73.1
車 両	〃	49,619	91,587	△ 41,968	△ 45.8
船 舶	〃	600	2	598	
航 空 機	〃	0	3,000	△ 3,000	0
そ の 他	〃	47,951	1,086,934	△ 1,038,983	△ 95.6
爆 発	〃	12,429	144,361	△ 131,932	△ 91.4
出 火 率	人口1万人当たり の 出 火 件 数	3.6	4.25	△ 0.65	△ 15.3

※建物焼損面積について平成7年より建物焼損床面積と建物焼損表面積に区分された。

※平成7年より爆発による損害額が追加された。

第2表 1日当たり及び1件当たりの火災の概況

区 分		単 位	令和2年	令和元年	
全 火 災	1日あたり	出火件数	件	2.9	3.4
		損害額	千円	6,247.8	16,446.0
		焼損棟数	棟	2.5	2.7
		建物焼損床面積	m ²	91.5	155.9
		建物焼損表面積	〃	9.0	13.2
		林野焼損面積	a	3.6	3.3
		り災世帯数	世帯	1.2	1.4
		り災人員数	人	2.7	3.1
		死者	〃	0.1	0.1
		負傷者	〃	0.3	0.4
	1件あたり	損害額	千円	2,169.8	4,806.1
1件あたり	建物火災	損害額	千円	3,860.3	8,117.4
		建物焼損床面積	m ²	59.4	98.8
		建物焼損表面積	〃	5.9	8.4
		り災世帯数	世帯	0.8	0.9
		り災人員数	人	1.8	2.0
	林野火災	損害額	千円	16.6	19.6
		林野焼損面積	a	62.0	18.4

(1) 出火件数

令和2年中の出火件数は1,051件で、前年に比較して198件の減少、出火率（人口1万人当たりの出火件数）は3.6で、前年に比べ0.65減少している。

ア 火災種別

火災種別ごとの構成比率は、第3表のとおりで、建物火災が全体の53.5%と最も高い比率を占めている。次いでその他の火災（空地、土手、河川敷などの枯草、電柱、立木、看板、広告等の火災）、車両火災、林野火災となっている。

なお、昭和63年の件数を100とした場合の火災種別の出火件数の推移は、第4表のとおりである。

第3表 火災種別出火件数の構成比

区 分	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
昭和 63	100	55.6	8.1	9.2	0.1	—	27
平成 21	100	56.6	4.7	11.8	0.2	—	26.7
平成 22	100	56.3	4.4	11.3	0.1	—	27.9
平成 23	100	51.6	4.0	11.9	0.1	—	32.4
平成 24	100	50.8	4.0	13.6	0.1	—	31.5
平成 25	100	47.7	5.8	11.5	—	—	35.0
平成 26	100	49.7	4.9	12.2	0.2	—	33.0
平成 27	100	49.2	3.7	12.4	0.1	—	34.6
平成 28	100	48.0	4.2	12.9	—	—	34.8
平成 29	100	50.4	3.0	10.6	0.08	0.2	35.6
平成 30	100	48.1	4.9	9.0	0	0	38.0
令和元	100	46.1	5.3	10.8	0.1	0.1	37.6
令和 2	100	53.5	2.0	12.7	0.1	0.0	31.8

(単位:%)

第4表 火災種別出火件数の推移

区 分	建 物		林 野		車 両		船 舶		航空機		その他	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
昭和 63	958	100	140	100	158	100	1	100	—	—	466	100
平成 21	784	81.8	65	46.4	163	103.1	3	300	—	—	368	78.9
平成 22	708	73.9	55	39.3	142	89.9	1	100	—	—	351	75.3
平成 23	771	80.5	60	42.9	178	112.7	2	200	—	—	483	103.6
平成 24	710	74.1	56	40.0	190	120.3	1	100	—	—	441	94.6
平成 25	656	68.5	80	57.1	158	100	—	—	—	—	482	103.4
平成 26	646	67.4	63	45.0	159	100.6	3	300	—	—	429	92.1
平成 27	570	59.5	43	30.7	144	91.1	1	100	—	—	401	86.0
平成 28	510	53.2	45	32.1	137	86.7	—	—	—	—	370	79.4
平成 29	582	60.7	35	25	123	77.8	1	100	2	—	411	88.1
平成 30	557	58.1	57	40.7	104	65.8	—	—	—	—	440	94.4
令和元	576	60.1	66	47.1	135	85.4	1	100.0	1	—	470	100.9
令和 2	562	58.7	21	15	133	84.2	1	100.0	—	—	334	71.7

(63年=100)

イ 四季別

出火件数を四季別にみると第5表のとおり冬季が最も多く、次いで春季、夏季、秋季の順となっている。火災は火気使用頻度の多い冬から春先にかけて多く、高温、多湿の夏季は比較的火災が少ないのが例年の状況である。

第5表 四季別出火状況

区 分	令和2年				令和元年								
	出火件数	構成比	損害額	構成比	出火件数	構成比	損害額	構成比					
	(件)	(%)	(千円)	(%)	(件)	(%)	(千円)	(%)					
計	1,051	100.0	2,280,439	100.0	1,249	100.0	6,002,784	100.0					
第1四半期(1月~3月)	332	31.6	810,728	35.6	494	39.6	1,221,111	20.3					
第2四半期(4月~6月)	256	24.4	687,326	30.1	334	26.7	2,909,691	48.5					
第3四半期(7月~9月)	226	21.5	396,294	17.4	217	17.4	943,392	15.7					
第4四半期(10月~12月)	237	22.5	386,091	16.9	204	16.3	928,590	15.5					
区 分	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
令和元年	1,249	212	133	149	132	132	70	55	80	82	56	76	72
令和2年	1,051	76	131	125	86	88	82	59	89	78	49	80	108

ウ 出 火 率

出火率は県平均で3.6となっており、昭和63年との比較してみると(第6表参照)出火件数で672件の減、出火率で2.6ポイントの減であった。

第6表 出火率、出火件数、人口及び世帯数

区 分	出 火 率	出火件数(件)	うち建物火災	人 口(人)	世帯数(世帯)
令 和 2 年	3.6	1,051	562	2,921,436	1,272,765
昭 和 63 年	6.2	1,723	958	2,797,696	797,611

注)「人口」及び「世帯数」は住民基本台帳による(令和2年1月1日現在)

エ 覚知方法及び初期消火器具使用状況

消防機関が火災をどのような方法で覚知しているかについてみると第7表のとおりとなり、火災報知専用電話(携帯からの通報も含む)「119」番による通報が圧倒的に多いことがわかる。初期消火器具の使用状況は第8表のとおりであり、簡易消火器具(水バケツ及び乾燥砂)が使用されたのは総件数の5.7%であり、消火器は18.6%となっている。

第7表 覚知方法別出火件数

令和2年

区 分	計	火災報知専用電話(119)			加入電話	携 帯 加入電話	警 察 電 話	駆 け っ け 通 報	事 後 聞 知	そ の 他
		N T T 除 く	N T T	携 帯						
出火件数	1051	89	193	522	28	37	8	7	154	13
構成比(%)	100	8.5	18.4	49.7	2.6	3.5	0.8	0.7	14.7	1.2

第8表 初期消火器具使用状況

令和2年

区 分	計	簡易消火器具	消火器	固定消火設備	その他	初期消火なし
出火件数	1,051	60	196	14	373	408
構成比(%)	100.0	5.7	18.6	1.3	35.5	38.9

※その他には、水道浴槽汲み置き、寝具・衣類等での消火が該当しています。

(2) 損 害 額

令和2年中における火災による損害額は22億8千43万である。

この損害額は、火災1件当たりでは217万円となっている。火災による損害額の推移は第9表のとおりである。

なお、火災種別で損害額をみると建物火災によるものが全体の95%を占めている。(第1表参照)

第9表 損害額の推移

昭和63年=100

区 分	昭和63年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
損害額(百万円)	5,509	4,634	7,554	4,531	2,953	2,743	3,099	3,740	6,002	2,280
指 数	100	84.1	137.1	82.2	53.6	49.7	56.2	67.8	108.9	41.4
1件当たり損害額 (千円)	3,197	3,315	5,490	3,486	2,548	2,583	2,685	3,230	4,806	2,169
指 数	100	103.7	171.7	109.0	79.6	80.7	83.9	101.0	150.3	67.8

(3) 死 傷 者

令和2年中の火災による死者は35人で前年と比較すると19人の減となっている。放火自殺による死者は9人で前年の5人に比し4人の増となっている。

また、63年以降の死者は第10表のとおりである

第10表 死傷者の推移

昭和63年=100

区 分	昭和63年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
死 者	66	55	53	46	48	46	44	43	54	35
指 数	100	83.3	80.3	69.7	72.7	69.6	66.6	51.5	81.8	53.0
うち放火自殺者	39	14	19	14	16	19	6	9	5	9
指 数	100	35.9	48.7	35.9	41.0	48.7	15.3	23.0	12.8	23.1

令和2年中の火災による負傷者は126人で前年の148人に比し22人の減となっている。負傷者のうち消防吏員は3人、消防団員は0人である。

ア 月別死傷者数

令和2年中の月別死傷者数は、第11表のとおりである。

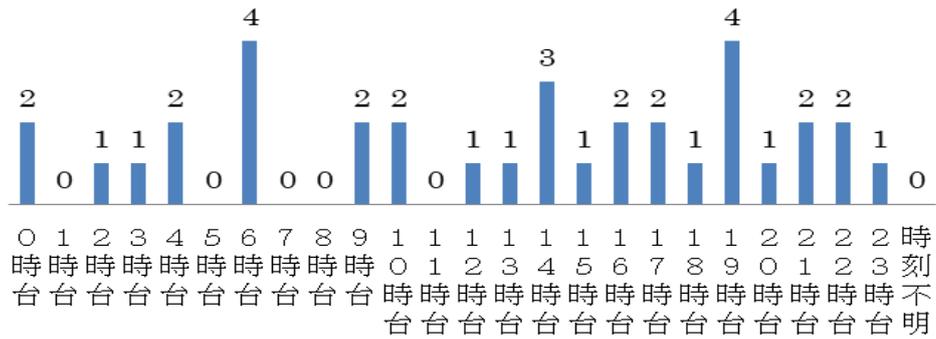
第11表 月別死傷者数

		令和2年度											
区分	計	1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
死者	35	0	4	7	4	1	1	5	0	2	1	2	8
構成比 (%)	100	0	11	20	11	3	3	14	0	6	3	6	23
負傷者	126	12	12	6	11	16	17	10	8	14	6	8	6
構成比 (%)	100	10	10	5	9	13	13	8	6	11	5	6	5

イ 時間帯別死者数

死者を時間帯別にみると第1図のとおりである。

第1図 時間帯別死者数



ウ 死因別

焼身自殺による死者は9人で全体の26%である。

第12表 死因別死者数

区分	令和2年	令和元年	増減
合計	35	54	△ 19
小計（自殺を除く）	26	49	△ 23
火傷	6	25	△ 19
一酸化炭素中毒・窒息	9	11	△ 2
打撲骨折等	0	1	△ 1
その他・不明	4	12	△ 8
焼身自殺	9	5	4

エ 火災種別死傷者数

火災種別ごとの死傷者数は第13表のとおりで、建物火災による死者が28人と最も多く、全体の80%、負傷者が105人で83%とそれぞれの大部分をしめている。

第13表 火災種別死傷者数

令和2年

区分	計	建物火災	林野火災	車両火災	船舶火災	航空機火災	その他の火災
死者	35	28	-	3	-	-	4
構成比(%)	100	80	-	9	-	-	11
負傷者	126	105	1	8	-	-	12
構成比(%)	100	83	1	6	-	-	10

オ 性別、年齢別死傷者数

火災による死者を性別にみると男22人、女13人となっている。このうち男6人、女3人が焼身自殺により死亡している。年齢階層別は、第14表のとおりで71歳以上の死者数は18人と全体の51.5%である。

第14表 性別、年齢別死者数

令和2年

区分	計	性別			年齢階層別									
		男	女	不明	0～10歳	11～20歳	21～30歳	31～40歳	41～50歳	51～60歳	61～70歳	71～80歳	81歳以上	不明
死者数	35	22	13	-	-	-	-	-	4	5	8	8	10	-
構成比(%)	100	62.9	37.1	0.0	-	-	-	0.0	11.4	14.3	22.9	22.9	28.6	0.0
うち自殺数	9	6	3	-	-	-	-	-	3	1	1	4	-	-

(4) 出火原因

令和2年における出火原因別の出火件数は第15表のとおりである。総出火件数1,051件のうち失火によるものが585件(55.7%)で、火災の大半が火気取扱いの不始末から発生しているといえる。

第15表 出火原因別出火件数

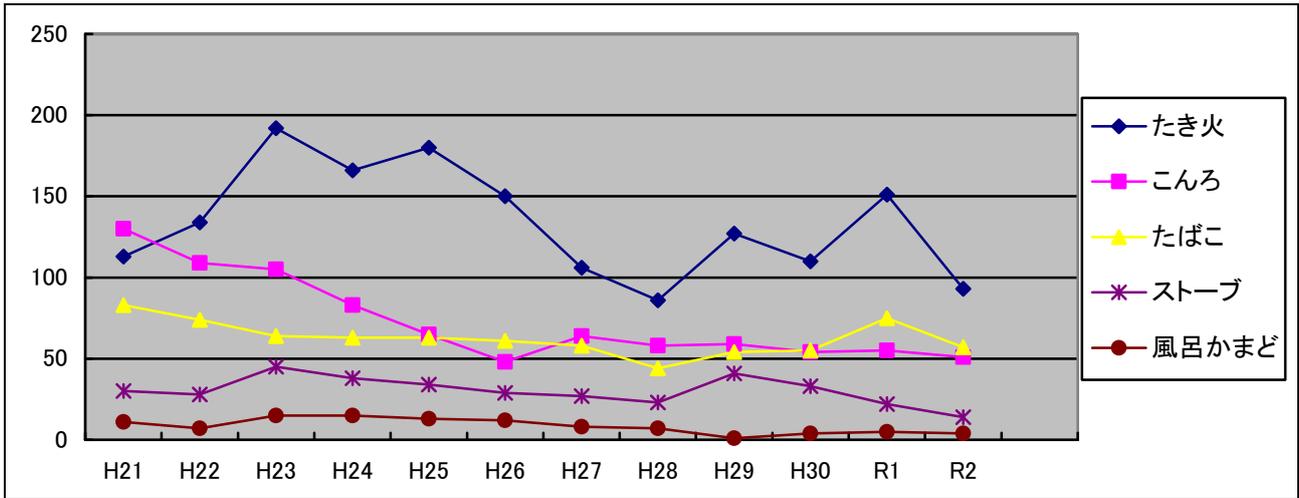
令和2年

区分	計	失火	放火・放火の疑い	自然発火・再燃	天災	不明
出火件数	1,051	585	154	33	12	267
構成比(%)	100	55.7	14.7	3.1	1.1	25.4

ア 発火源別

発火源別出火件数は第2図のとおりである。発火源とは火災発生の火種(火気などの要因)となったものであり、令和2年における発火源はたき火によるものが93件と最も多い。

第2図 発火源別出火件数の傾向



第16表 主な発火源別出火件数

区分	たき火	こんろ	たばこ	ストーブ	風呂かまど
H21	113	130	83	30	11
H22	134	109	74	28	7
H23	192	105	64	45	15
H24	166	83	63	38	15
H25	180	65	63	34	13
H26	150	48	61	29	12
H27	106	64	58	27	8
H28	86	58	44	23	7
H29	103	59	54	41	1
H30	110	54	55	33	4
R元	151	55	75	22	5
R2	93	51	57	14	4

イ 着火物別

着火物(発火源から最初に着火したもの)別出火件数の上位のものは第17表のとおりである。1位は建築物内収容物で383件で全体の36.4%、次に山林その他の火災による着火物となっている。

第 17 表 主な着火物別出火件数

令和 2 年

区 分	出火件数	構成比(%)
山林その他の火災による着火物	318	30.3
(山林原野にあるもの、野積、その他)		
建築物（船舶車両）内収容物	383	36.4
(爆発物類、ガス類、引火性液体類 等)		
建築物・建具（船体・車体を含む）	141	13.4
(屋根ひさし、壁軸組、床、天井 等)		
車 両（自動車、電車 等）	61	5.8
その他	18	1.7
不 明	130	12.4

(5) 火災種別

ア 建物火災

建物の出火件数は 562 件で、1 日 1.5 件の割合で発生している。

月別の建物の出火件数は第 18 表のとおり 12 月の 63 件を最高に、1 月から 3 月へと続き、冬から春にかけて多く発生している。

令和 2 年

区 分	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
件 数	562	41	52	52	49	46	48	38	51	42	31	49	63
構成比	100.0	7.3	9.3	9.3	8.7	8.2	8.5	6.8	9.1	7.5	5.5	8.7	11.2

第 18 表 月別建物火災出火件数

建造物は第 19 表のとおりで、木造建物からの出火が 316 件と多く、全体の 60.0%となっている。次いで準耐火造、その他、耐火の順となっている。

第 19 表 火元建物構造別出火件数

令和 2 年

区 分	計	木 造	防火造	準耐火造	耐火造	その他
令和 2 年	562	316	2	90	66	88
令和元年	576	346	7	88	49	74

建物火災の出火件数を火元の用途別にみると第 20 表のとおりで、一般住宅の出火件数が 236 件と最も多く全体の 42.1%を占めており、次いでその他、工場・作業場の順となっている。

第 20 表 用途別建物火災の出火件数

令和 2 年

区 分	出火件数	構成比 (%)	区 分	出火件数	構成比 (%)
計	562	100.0	病院等	2	0.4
一般住宅	236	42.0	社会福祉施設等	1	0.2
併用住宅	19	3.4	学校	4	0.7
共同住宅	39	6.9	工場・作業場	52	9.3
公会堂等	3	0.5	倉庫	9	1.6
遊技場等	2	0.4	事務所等	33	5.9
カラオケボックス等	2	0.4	特定複合用途	18	3.2
飲食店	10	1.8	非特定複合用途	6	1.1
物品販売店舗等	6	1.1	その他	119	21.2
旅館・ホテル等	1	0.2			

建物火災の出火件数を損害額の段階別にみると第 21 表のとおりで、1 件の火災について 10 万円未満の出火件数は 84 件で全体の 35.6%を占めている。

第 21 表 建物火災損害額段階別出火件数

令和 2 年

区 分	出火件数	構成比 (%)	区 分	出火件数	構成比 (%)
計	236	100.0	1,000万円未満	28	11.9
10万円未満	84	35.6	2,000万円未満	14	5.9
50万円未満	29	12.3	3,000万円未満	4	1.7
100万円未満	14	5.9	5,000万円未満	5	2.1
500万円未満	55	23.3	5,000万円以上	3	1.3

出火建物の段数別は第 22 表のとおりで、全体の 89.0%に当たる 500 件が 2 階以下の建物から出火している。次いで 3 階～5 階の 49 件で全体の 8.5%となっている。

第 22 表 火元建物の段数別出火件数

令和 2 年

区 分	出火件数	構成比 (%)	区 分	出火件数	構成比 (%)
計	562	100.0	11階～15階	2	0.4
2階以下	500	89.0	16階～20階	0	-
3階～5階	43	7.7	地下のみ	0	-
6階～10階	12	2.1	不明	5	0.9

イ 林野火災

林野の出火件数は21件で前年に比し45件の減、31.8%となっている。また、焼損面積は1,301aで前年に比し106.9%、85aの減である。月別にみると第23表のとおりである。

第23表 月別林野火災出火件数

													令和2年	
区分	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
出火件数	21	2	4	7	1	3	1	-	-	1	-	1	1	
構成比(%)	100.0	9.5	19.0	33.3	4.8	14.3	4.8	-	-	4.8	-	4.8	4.8	

ウ 車両火災

車両の出火件数は133件で前年に比し98.5%、2件の減となっている。車両火災による死者は3人であった。月別の出火件数は第24表のとおりである。

第24表 月別車両火災出火件数

													令和2年	
区分	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
出火件数	133	12	11	13	6	11	9	8	15	13	12	10	13	
構成比(%)	100.0	9.0	8.3	9.8	4.5	8.3	6.8	6.0	11.3	9.8	9.0	7.5	9.8	

エ 船舶火災

船舶の出火件数は1件で前年と同様(1件)となっている。

オ 航空機火災

航空機の出火件数は0件で前年に比し1件の減となっている。

(6) 危険物施設の火災等

危険物施設として許可を受けた施設のうち、令和2年中に火災(爆発火災含む)をおこした危険物施設は3件、危険物の漏洩等による事故を起こした危険物施設は6件となっている(第25表参照)。

第 25 表 火災等となった危険物施設

令和 2 年

年 別	火災				流出等			
	火災発生 施設数	損害額 (万円)	死 者 (人)	負傷者 (人)	事故発生 施設数	損害額 (万円)	死 者 (人)	負傷者 (人)
18	17	5,593	—	3	25	1,763	1	57
19	19	14,676	4	2	31	2,184	—	5
20	15	27,868	—	5	25	626	—	4
21	11	4,486	1	1	17	1,419	—	4
22	10	14,854	—	1	15	49.5	—	1
23	4	178	—	1	13	50,187	—	—
24	7	19,799	—	—	18	12,451.5	—	1
25	6	1,133	—	3	12	1,392	—	—
26	4	2,896	—	—	24	30,168	—	11
27	1	891	—	—	19	1,074	—	—
28	9	3,379	—	—	17	1,662	—	1
29	7	27,854	1	3	13	1,039	—	—
30	6	22,565	0	1	11	2,945	—	—
R 元	11	126,714	—	2	13	66	—	1
R2	3	3,799	—	1	6	8	—	—

※H22 から、石油コンビナート等特別防災区域外の火災等のみを計上。
また、火災等の事故原因となった品名などを施設別に消防法の分類に従って区別すると、第 26 表のとおりである。

第 26 表 危険物施設の出火原因物質

令和 2 年

施設名	品名別 計	第 4 類						4 類以外 の危険物	危険物以 外の物質
		特殊引火物	第 1 石油類	アルコール類	第 2 石油類	第 3 石油類	第 4 石油類		
製造所									
屋外タンク貯蔵所									
地下タンク貯蔵所									
移動タンク貯蔵所									
給油取扱所	2							2	
一般取扱所	1							1	
その他									
計	3							3	

※その他は運搬、無許可施設、少量危険物施設等である。なお、石油コンビナート等特別防災区域内の事故は未計上。

(7) 林野火災対策

林野火災対策については、次のような問題点が指摘されている。第1は、人海戦術のみによっては、気象の急変地域や地形、林相の複雑な地域の林野火災に対処することは困難であり、空中消火等戦術の近代化を図る必要があること。第2は、複雑な地形においては、情報の収集、指揮命令系統の統一が困難であるため、消防無線による連絡手段を確保する必要があること。第3は、林野火災の延焼状況を、地上において把握することが困難な場合が多いため、ヘリコプター等による空中偵察が有効であること。第4は、不用意な火の取扱いが出火原因の大半となっていることである。

したがって、今後は、林野火災の出火防止対策の強化、ヘリコプターの積極的活用、林野火災用消防資機材の近代化など総合的な林野火災対策を推進する必要がある。

ア 広域的消防体制の確立

林野火災は一般に焼損範囲が広く、ときには隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があり、また、林野の分布状況、地形、気象条件を考慮すると、市町村の消防力だけでは十分に対処できない場合がある。

このような林野火災に対処するため、広域消防体制の整備、ヘリコプターによる空中消火体制の整備をすすめているが、今後も消防機関相互はもちろんのこと、林野関係機関、自衛隊、ヘリコプター保有機関との密接な協力による、広域的な消防体制の確立を推進することとしている。

イ 空中消火資機材等の整備

林野火災の防ぎよは、多数の消防隊員による長時間の困難かつ危険な消防作業によって行われるため、時には尊い殉職者を出すこともある。

これらの課題に対処するため、県は、昭和50年以降県内3地区（高萩市・常陸大宮市・石岡市）に空中消火資機材の備蓄基地を設ける等空中消火体制の整備を平成22年1月に実施し、本格的な運用等を今年まで図ってきたが、例年資機材等の経年劣化に伴う修理等が多いことから、平成30年5月31日に当該3市町村へ備蓄していた空中用消火資機材を廃棄した。

なお、本県は今後発生しうる大規模林野火災に、迅速かつ有効な消火能力をもって対応するため、平成28年3月に林野火災用大型空中消火資機材（大型ヘリコプター用：5,0000）を整備し、林野火災対策の徹底に努めている。（大型空中用消火資機材保管場所：陸上自衛隊施設学校敷地内）

ウ 空中消火体制の整備

林野火災消火用資機材の共同使用及び保守

空中消火資機材（大型ヘリコプター用）を整備したことに伴い、平成28年8月23日「群馬県、長野県、新潟県、栃木県及び茨城県林野火災消火用資機材の保守等に関する協定」を締結し、共同で使用することが可能になった。

さらに、平成30年10月15日には、新たに静岡県を加えた「群馬県、長野県、新潟県、栃木県、茨城県及び静岡県林野火災消火用資機材の保守等に関する協定」を締結し、大規模な林野火災にも迅速に複数の、空中消火資機材（大型ヘリコプター用）投入する消火体制を構築し、林野火災の拡大防止を図っている。

2 風水害等

(1) 風水害(令和2年)

月 日	概 要	主な被害(人的被害、住家被害)
4月12日	地震	軽傷2名
4月13日	大雨	軽傷8名、半壊1棟、一部破損20棟
6月15日	強風	一部破損2棟
12月30日	大雨	一部損損1棟

○特別警報、警報の発表回数

地域		北部		南部			種別 発表回数
		県央地域	県北地域	鹿行地域	県南地域	県西地域	
特別 警報	暴風	—	—	—	—	—	—
	暴風雪	—	—	—	—	—	—
	大雨	—	—	—	—	—	—
	大雪	—	—	—	—	—	—
	高潮	—	—	—	—	—	—
	波浪	—	—	—	—	—	—
警報	暴風	9	6	5	—	—	20
	暴風雪	—	—	—	—	—	—
	大雨	7	18	3	3	6	36
	大雪	—	—	—	—	—	—
	高潮	—	—	—	—	—	—
	波浪	9	9	9	9	—	21
	洪水	9	21	—	—	5	38

*水戸地方気象台「令和2年茨城県気象年報」より

(2) 地震(令和2年)

令和2年に県内で観測した震度1以上の地震回数は215回で、県内で観測した最大震度は震度5弱(1回)だった。

○震度別回数比較

	震度別回数									合計
	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	
平成23年	1,960	1,029	320	81	10	3	2	2	—	3,407
平成24年	479	248	81	21	4	1	—	—	—	834
平成25年	292	145	38	15	5	—	—	—	—	495
平成26年	217	102	32	8	—	—	—	—	—	359
平成27年	191	71	24	5	1	—	—	—	—	292
平成28年	230	95	24	11	3	—	1	—	—	364
平成29年	197	85	20	9	—	—	—	—	—	311
平成30年	138	75	31	5	—	—	—	—	—	249
平成31年 (令和元年)	113	64	16	6	0	0	0	0	0	199
令和2年	127	53	20	14	1	0	0	0	0	215

*茨城県内で観測された震度1以上の地震の回数

*水戸地方気象台「令和2年茨城県地震概況」より

(3) 津波(令和2年)

茨城県に津波注意報、警報の発表はなかった。

第 27 表 風水害等による主な被害状況

		単位	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年
人	死者	人	3	16	—	1	—	2	0
	負傷者	人	29	56	9	7	14	45	10
住家	全壊	棟	—	54	1	2	150	150	0
	半壊	棟	1	5,542	14	—	19	1,691	1
	一部損壊	棟	40	1	65	34	302	7,554	23
	床上浸水	棟	22	232	18	2	1	116	0
	床下浸水	棟	166	3,967	226	47	6	590	0
被害額	公立文教施設	千円	2905	1,033,166	—	76,900	74,561	118,682	14,000
	農林水産業施設	千円	—	5,186,561	62,140	6,004	498,609	6,193,005	442,650
	公共土木施設	千円	—	3,071,462	198,932	280,317	11,232	5,635,703	—
	その他の公共施設	千円	4,111	14,146	—	—	—	833,279	12,286
	農産被害	千円	2,484,681	6,741,514	337,995	224,462	563,747	9,624,332	405,643
	林産被害	千円	23,010	3,150	—	—	—	11,200	—
	畜産被害	千円	360,664	201,590	—	—	—	63,804	—
	水産被害	千円	—	16,035	—	—	—	46,925	5,454
	商工被害	千円	179,233	20,100,000	—	—	—	12,316,463	—
	その他の被害	千円	—	398,789	—	—	—	118,603	—
	総 額	千円	3,047,588	36,766,413	599,067	357,217	1,148,149	34,961,996	878,111

3 石油コンビナート災害

令和2年中、鹿島臨海地区特別防災区域において、火災10件、漏えい14件が発生している。

平成22年以降（過去10年間）の異常現象の発生件数をみると、毎年20件前後であり、この10年間の発生件数は年平均で20.0件となっている。

第28表 異常現象発生件数の推移（過去10年間）

形態	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	R2年
計	21(7)	26	26	19	15	12	16	25	16	24
火災	9(3)	14	10	6	8	10	7	13	7	10
爆発	2	—	1	1	1	—	—	1	1	—
漏えい	9(3)	7	14	11	5	2	8	10	8	14
その他	1(1)	5	1	1	1	—	1	1	—	—

※()は東日本大震災に起因する異常現象で、外数

4 ガス災害

令和2年中におけるLP（液化石油）ガスによる災害の発生件数及び形態内容は第29表のとおりである。

また、これらの災害の形態別の死傷者数は第30表のとおりである。

次に、LPガスの災害を発生場所及び発生原因別にみると第31表及び第32表のとおりである。

第29表 令和2年中ガス災害件数

計	爆発・火災	漏えい
2	1	1

第30表 令和2年中ガス災害による死傷者件数

形態	死者	負傷者
計	—	—
爆発・火災	—	—
漏えい	—	—

第 31 表 令和 2 年中発生場所別件数

発生原因	計	ガス 製造 施設	ガス 導管	容器に よる 運搬	消費先						
					住宅	共同 住宅	旅館	飲食店	学校 病院	工場	その他
計	2	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-

第 32 表 令和 2 年中発生原因別件数（消費先におけるもの）

発生原因	計	事業者に係る原因			消費者に係る原因				その他	
		ガス 器具の 欠陥	維持 管理 不良	工事 不良・ 漏えい 発見後 の不適 切な処 理	コック の誤操 作等 による 生ガス の放出	器具 等の 管理 不良	発見 後の 処理	ガス 漏え い	自損 行為	いた ずら 行為
計	2	-	1	-	1	-	-	-	-	-

第3 防災体制

第3 防災体制

1 防災体制

(1) 防災組織

災害対策基本法は、防災全般の総合的な防災組織として、国に中央防災会議、都道府県に都道府県防災会議、市町村に市町村防災会議を設置することとし、行政機関のほかには日本赤十字社など指定公共機関等の参加を得て、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の各対策に有効に対応するための防災計画の作成とその円滑な実施の推進について定めている。

また、災害に際して防災上必要がある場合は、国に非常災害対策本部（災害が特に異常かつ激甚な場合。緊急事態においては緊急災害対策本部）、都道府県及び市町村には災害対策本部を設置して対策を推進することとしている。

ア 防災会議

(ア) 県

昭和37年10月に茨城県防災会議を設置し、以来県の地域防災計画の作成及び修正と、その実施の推進を図っている。令和2年度は、令和2年12月に地震災害対策計画編、津波災害対策計画編、風水害等対策計画編・原子力災害対策計画編の修正を行うため、防災会議を開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により令和3年3月に書面開催となった。

(イ) 市町村

市町村防災会議は県内全市町村に設置されており、防災会議では、防災計画の検討・修正を実施している。

イ 災害対策本部

(ア) 設置の根拠

災対法第23条

(イ) 所掌事務

地域防災計画の定めによる県地域の災害予防及び災害応急対策の実施

ウ 地域の自主防災組織

災害対策基本法は、災害に有効に対処するために、防災関係機関における防災組織を整備するのみならず、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災組織の充実を図ることを市町村の責務としている。

本県における自主防災組織の結成状況の年度別推移は第2表のとおりで、令和3年4月1日現在、44市町村に組織が設けられている。

組織の単位は、町内会が3,196組織と大部分（92.7%）を占め、それ以外が253組織（7.3%）となっている。また、組織地域の世帯数は1,059,964世帯で、県内の全世帯に対する活動カバー率（自主防災組織が活動範囲としている地域の世帯数／県内世帯数）は83.9%となっている。これらの組織で、平常時2,990（86.7%）の組織で防災訓練を実施しているほか、2,897（84.0%）の組織が防災知識の啓発活動を行っている。

災害時においては、3,231（93.7%）の組織で情報収集・伝達を実施しており、2,941（85.3%）の組織で初期消火を実施している。また、3,205（92.9%）の組織で住民の避難誘導を実施するほか、2,990（86.7%）の組織で負傷者等の救出・救護を、2,306（66.9%）の組織で給食・給水等を実施している。

災害対策基本法（抜粋）

① 第5条（市町村の責務）第2項

市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

② 第7条（住民等の責務）第3項

前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

第2表 自主防災組織の結成状況の年度別推移

年	自主防災組織を有する市町村	組織数	組織の単位			隊員数	組織されている地域の世帯数
			町内会	小学校区	その他		
平成							
元	31	516	460	13	43	25,628	73,982
2	31	513	464	2	47	34,573	79,201
3	36	594	544	4	46	48,788	111,118
4	38	609	557	4	48	54,702	117,433
5	37	619	565	4	48	57,332	121,914
6	41	628	569	6	53	60,945	130,645
7	54	745	673	17	55	84,263	156,578
8	58	871	800	19	52	107,341	174,259
9	62	1,021	1,136	26	39	164,943	273,909
10	65	1,456	1,380	37	39	308,406	346,701
11	66	1,739	1,657	43	39	370,160	415,343
12	65	1,870	1,743	54	73	603,968	461,184
13	61	2,027	1,888	59	80	693,428	532,232
14	64	2,150	2,000	62	88	700,301	542,147
15	60	2,233	2,097	64	72	769,360	558,123
16	61	2,265	2,114	64	87	798,101	573,296
17	48	2,297	2,138	64	95	924,962	579,518
18	40	2,325	2,157	64	104	959,085	606,169
19	42	2,372	2,201	69	102	989,353	621,680
20	43	2,403	2,244	70	89	1,005,712	644,333
21	43	2,436	2,272	72	92	1,016,246	657,142
22	44	2,497	2,338	72	87	1,183,851	667,720
23	44	2,561	2,390	72	99	1,069,034	690,532
24	44	2,388	2,199	72	117	1,073,428	703,308
25	44	2,556	2,354	79	123	1,159,728	786,328
26	44	2,731	2,521	84	126	1,290,115	849,550
27	44	2,989	2,770	82	137	1,386,648	913,910
28	44	3,153	2,931	104	118	1,435,626	984,251
29	44	3,220	2,918	104	198	1,436,260	978,095
30	44	3,279	2,976	104	199	1,533,281	1,004,794
令和							
元	44	3,331	3,117	107	107	1,538,191	1,021,622
2	44	3,409	3,160	113	109	1,554,107	1,037,952
3	44	3,449	3,196	117	136	1,590,893	1,059,964

(各年とも4月1日現在、令和2年度消防防災・震災対策現況調査より)

(2) 防災計画の整備

地域防災計画は、県及び市町村が、地域の実情に即して防災に関して処理すべき業務等について定める総合的な計画である。

県においては昭和 38 年 9 月に災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画を柱とする県地域防災計画を作成し、その実施の推進に努めているが、昭和 54 年度には地震災害の広域性、多様性、重大性に鑑み、県地域防災計画の別編として震災応急対策編を作成した。平成 4 年 8 月には「南関東直下の地震対策に関する大綱」が策定されたことに加え、平成 7 年 1 月には、阪神・淡路大震災が起きたことから、地震災害に備える予防対策を含めた総合的な「震災対策編」を平成 8 年 3 月に、また、平成 11 年 2 月には、国の防災基本計画の修正をうけて、各事故災害対策計画を策定した。

また、平成 23 年 3 月に東日本大震災が発生したことを踏まえ、平成 24 年 3 月に「震災対策編」を「地震災害対策計画編」と「津波災害対策計画編」に分けて全面的に修正を行った。

その後、災害対策基本法の改正や防災基本計画等の修正等を踏まえ、平成 26 年 3 月、平成 27 年 3 月、平成 29 年 3 月、平成 30 年 3 月、令和元年 11 月、令和 3 年 3 月に「地震災害対策計画編」「津波災害対策計画編」及び「風水害等対策計画編」を修正した。

なお、原子力災害対策計画編については、平成 11 年 9 月に(株)ジェーシーオー東海事業所において発生した臨界事故の教訓や原子力災害対策特別措置法の制定等を踏まえ、平成 13 年 2 月に原子力災害対策計画編の全面修正を行い、その後、平成 23 年 3 月の福島第一原子力発電所事故を踏まえ、平成 25 年 3 月、平成 27 年 3 月及び平成 30 年 3 月及び令和 3 年 3 月に防災会議を開催し、所要の修正を行った。

市町村地域防災計画は、災害をとりまく環境の変化に対応して所要の修正が行われているが、その修正内容は阪神・淡路大震災の教訓等を踏まえ、初動体制の整備、情報連絡網の整備のほか、災害救助計画の具体化、自主防災組織の育成及び震災対策計画の策定など実効性のあるものとなってきている。

(3) 防災訓練の実施

災害応急対策を迅速かつ的確に遂行するためには、防災訓練を実施し、日頃から実践的な対応能力を養っておくことが必要である。

〈総合防災訓練〉

県においては昭和39年から平成31年度まで、市町村と共催し、防災関係機関及び住民の参加協力を得て、地震・台風・林野火災等による災害を想定した総合防災訓練を実施している。(災害により中止の年あり)

なお、令和2年度以降は、総合防災訓練に代わる「避難力強化訓練」を実施している。

〈茨城県災害対策本部事務局設置訓練〉

茨城県災害対策本部事務局の迅速な設置及び事務局員の参集等、初動体制の確立を図ることを目的として、令和3年度は、研修会を実施した後、事務局員を参集しての風水害対応図上型実務研修会(風水害、原子力災害対応)を実施した。

① 災害対策本部事務局員新任者研修会(機動班を除く)

ア 期 日 令和3年4月23日(金) 午前9時30分から午後11時50分

イ 対 象 職 員 災害対策本部事務局員新任者(機動班を除く) 44名

ウ 内 容 (1)災害対策本部設置時における災害対策本部事務局員の活動内容の説明

(2)防災情報ネットワークシステム端末の操作方法についての説明

※ 令和3年度機動班(本庁班、地方班)新任者研修会については、5月中に実施計画するも新型コロナウイルス感染症に伴う職員の動員により中止となった。

② 令和3年度茨城県風水害対応図上型実務研修会

ア 期 日 令和3年8月5日(木) 午後1時30分から午後4時20分

※一部の班は感染症対策のため午前9時から正午までに実施

イ 対 象 職 員 災害対策本部事務局員 76名

ウ 内 容 (1)災害対策本部事務局員の役割の理解

(2)災害対応能力の向上

- ・情報収集、整理及び関係部署との共有
- ・情報の分析及び対策案の検討
- ・災害対策本部の運営(会議資料の作成)

〈その他、市町村との共催による防災訓練〉

令和3年度は、住民に対する迅速・的確な避難行動の普及啓発や避難所における新型コロナウイルス感染症対策の確認など、避難力強化を目的として、「茨城県・常陸太田市・常陸大宮市避難力強化訓練」を実施した。

ア 期 日 令和3年7月10日(土) 午前9時30分から午前11時00分

イ 場 所 常陸太田市役所、常陸大宮市役所、両市の指定避難所等

ウ 訓 練 種 目 災害対策本部設置・運営訓練、情報伝達訓練、避難所開設・運営訓練、要配慮者利用施設避難訓練等

なお、現在までの総合防災訓練の実施状況は第4表のとおり、また、令和2年度に市町村が実施した防災訓練は第5表のとおりである。

第5表 令和2年度市町村防災訓練実施状況

区分 市町村	回数	災害想定									訓練形態			
		台風等の 風水害	土砂災害	地震・津波	コンピナート 災害	大火災	林野火災	原子力災害	火山	その他	総合(実働) 訓練	図上訓練	通信訓練	その他
水戸市	38	2	1	38	0	0	0	0	0	0	35	1	2	0
日立市	3	2	0	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0
土浦市	21	2	1	0	0	0	0	0	0	18	5	0	16	0
古河市	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0
石岡市	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0
結城市	3	1	1	2	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0
龍ヶ崎市	7	1	0	1	0	0	0	0	0	5	1	0	0	6
下妻市	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
常総市	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
常陸太田市	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
高萩市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北茨城市	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
笠間市	5	4	1	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0
取手市	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
牛久市	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
つくば市	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ひたちなか市	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
鹿嶋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
潮来市	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
守谷市	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
常陸大宮市	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
那珂市	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
筑西市	5	1	0	2	0	0	0	0	0	2	4	0	1	0
坂東市	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
稲敷市	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
かすみがうら市	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
桜川市	4	0	1	3	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0
神栖市	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
行方市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉾田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
つくばみらい市	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
小美玉市	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
茨城町	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0
大洗町	3	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
城里町	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
東海村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大子町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美浦村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
阿見町	7	1	0	7	0	0	0	0	0	6	5	2	0	0
河内町	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
八千代町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
五霞町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
境町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利根町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
合計	135	35	9	76	0	0	0	0	0	32	91	6	28	10

(令和3年度消防防災・震災対策現況調査より)

第4表 茨城県総合防災訓練実施状況

年度	実施場所	想定災害別					年度	実施場所	想定災害別				
		風水害	土砂 (水害による)	地震	津波	林野火災 航空機			風水害	土砂 (水害による)	地震	津波	林野火災 航空機
昭和39年	水戸市	○ (台風)					平成元年	下妻市	○ (台風)	○	○		
40	土浦市	○ (台風)					2	神栖町			○		
41	日立市			○			3	石岡市			○		
42	下館市	○ (台風)					4	岩井市			○		
43	常陸太田市 他8町	○ (台風)					5	取手市	○ ※台風11号の影響により中止				
44	北茨城市			○			6	高萩市					○
45	下妻市	○ (台風)					7	つくば市			○		
46	古河市			○			8	総和町			○		
47	神栖町			○			9	土浦市			○		
48	日立市			○			10	守谷町			○		
49	鹿嶋町			○			11	北茨城市			○	○	
50	大子町				○		12	※那珂川氾濫の影響により中止					
51	水戸市			○			13	牛久市			○		
52	取手市	○ (台風)					14	ひたちなか市	○ (河川)		○		
53	土浦市			○			15	神栖町			○		
54	勝田市			○			16	日立市			○	○	
55	神栖町			○			17	阿見町			○		
56	下妻市	○ (台風)		○			18	水戸市			○		
57	水海道市	○ (台風)		○			19	筑西市	○ (河川)		○		
58	八郷町				○		20	常陸太田市			○		
59	日立市			○	○		21	龍ヶ崎市	○ (河川)		○		
60	古河市	○ (台風)		○			22	常陸大宮市			○		
61	水戸市			○			23	下妻市			○		
	藤代町	○ (台風)					24	北茨城市			○	○	
62	水戸市	○ (台風)					25	※東日本大震災の影響により中止					
	勝田市	○ (台風)	○				26	日立市			○	○	
63	龍ヶ崎市	○ (台風)	○	○			27	笠間市			○		
							28	ひたちなか市				○	
							29	神栖市			○	○	
							30	桜川市		○	○		
								高萩市		○	○		
								稲敷市		○	○		
								鹿嶋市			○	○	

年度	実施場所	想定災害別				
		風水害	土砂 (水害による)	地震	津波	林野火災 航空機
令和 元年	古河市・五霞町・境町	○ (台風)		○		
		※台風19号の影響により中止				
令和2年度から避難力強化訓練として実施						
2	坂東市	○				
3	常陸太田市 常陸大宮市	○				

2 消防防災通信ネットワーク

災害対策等を的確に実施するためには、正確かつ迅速な情報の収集及び伝達に必要な通信網を整備することが重要である。

この主軸となる防災無線通信網は、消防防災無線、都道府県防災行政無線及び市町村防災行政無線等に分類される。

(1) 消防防災無線

消防庁と都道府県を結ぶ防災用ホットラインの幹線として運用されているが、昭和 54 年度から従来の電話のみの運用に加え、消防庁の補助により高速ファクシミリ装置を併用し、文書等による正確かつ迅速な情報伝達も行えることとなった。

また、平成 8 年度から、この回線に 1 チャンネルを増設して、内閣府等と電話及びファクシミリが可能となった。

平成 28 年度から、デジタル化に対応した一斉受令端末での運用を開始するとともに、県庁舎の内線電話から利用できるようになった。

(2) 都道府県防災行政無線

各都道府県においては、市町村等と直結する地上系の防災行政無線通信網の整備が進み、昭和 40 年代に整備したところでは、地上衛星通信ネットワーク又は地上系との組合せによる再整備が進められてきた。

本県では、新県庁建設に合わせ、平成 9～10 年度で再整備を行い、平成 11 年 4 月 1 日から運用を開始したが、老朽化に伴う故障が増大していること、通信速度の遅いアナログ回線のみ接続であることなどの課題があった。

さらに、東日本大震災を踏まえ、関連システム等との連携機能強化等を図る必要があることから、平成 26 年度から再整備工事に着手し、いばらき消防指令センターの運用開始に合わせて平成 28 年 6 月から本格稼働し、同年 12 月から全構成機関による運用を開始した。

この防災情報ネットワークシステムの回線構成図は、第 1 図に示すとおり。

(3) 市町村防災行政無線

市町村の行政区域内における消防・防災行政無線通信網としては、消防・救急業務用無線通信網と市町村とその出先機関・集落等を結ぶ市町村防災行政無線の 2 つに大別できる。

ア 消防救急無線

消防本部（署）及び分署に基地局を、また、消防ポンプ自動車、救急自動車に移動局を設置して情報収集、指揮、連絡等に活用する無線通信網である。

県内の設置状況は第 8 表のとおり。

第8表 消防救急業務用無線基地局

令和3年4月1日現在

設置署所名	活動波	主運用波	統制波（注1）			基地局数
水戸市消防本部	○	○	○	○	○	注2
日立市消防本部	○	○	○	○	○	3
土浦市消防本部	○	○	○	○	○	注2
石岡市消防本部	○	○	○	○	○	注2
常陸太田市消防本部	○	○	○	○	○	注2
高萩市消防本部	○	○	○	○	○	注2
北茨城市消防本部	○	○	○	○	○	注2
笠間市消防本部	○	○	○	○	○	注2
取手市消防本部	○	○	○	○	○	注2
つくば市消防本部	○	○	○	○	○	注2
常陸大宮市消防本部	○	○	○	○	○	注2
那珂市消防本部	○	○	○	○	○	注2
かすみがうら市消防本部	○	○	○	○	○	注2
小美玉市消防本部	○	○	○	○	○	注2
茨城町消防本部	○	○	○	○	○	注2
大洗町消防本部	○	○	○	○	○	注2
大子町消防本部	○	○	○	○	○	注2
茨城西南地方広域市町村圏 事務組合消防本部	○	○	○	○	○	注2
筑西広域市町村圏 事務組合消防本部	○	○	○	○	○	注2
常総地方広域市町村圏 事務組合消防本部	○	○	○	○	○	注2
鹿行広域事務組合 消防本部	○	○	○	○	○	注2
稲敷広域消防本部	○	○	○	○	○	3
鹿島地方 事務組合消防本部	○	○	○	○	○	注2
ひたちなか・東海広域 事務組合消防本部	○	○	○	○	○	3
合計	24	24	24	24	24	39

注1 統制波（3波）は、周波数の低い順から揭示。

注2 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を構成する21消防本部は、基地局30局（活動波・主運用波・統制波用基地局11局、活動波用基地局17局、主運用波・統制波用基地局2局、計30局）を共同整備し、21消防本部で周波数を共用。

イ 市町村防災行政無線

市町村防災行政無線は、市町村庁舎に送信用の親局、集落等に子局を設置し、地域住民に対して一斉に情報を伝達する同報系及び同じく市町村庁舎に基地局、車両等に移動局を積載して相互間で情報の収集、伝達を行う移動系の2つの通信系により構成されている。

第9表 市町村防災行政無線の整備状況

令和3年4月1日現在

市町村名	同 報 系					移 動 系						備 考 (注1)
	本 庁	支 所	中 継 局	屋 外 子 局	戸 別 受 信 機	本 庁	支 所	中 継 局	車 載 型	可 搬 型	携 帯 型	
水戸市	1	1		142	17,266					2	218	MCA
日立市	1		2	108	80,772							戸別受信機全戸設置、 移動系 IP 無線 156 基
土浦市		1	1	215	767							R2 より MCA から IP 無 線に移行
古河市		1	1	123		1	1		24	10	18	アンサーバック (61 基)
石岡市	1	1	1	139	27,850							IP 無線 52 台
結城市	1		1	78	200							
龍ヶ崎市	1			139	116					39	14	MCA
下妻市	1	1		55	9,700							
常総市	1		4	203	99							
常陸太田市	1	4	5	159	22,500	1			10	5	5	戸別受信機全戸設置 IP 無線 65 台
高萩市	1		1	77	587	1		3	21	19	15	
北茨城市	1	2	3	81	47	1			3		20	同報系・移動系 (デ)
笠間市	1	2		176	4,974	1	1		20	3	15	
取手市	1	1		142	2,330							
牛久市	1			114	1,884					5	60	MCA
つくば市	1	2		106	128						22	MCA、アンサーバック (41 基)
ひたちなか市	1			200	64,389					8	181	戸別受信機全戸配布、 MCA
鹿嶋市	1	1	1	196	163							
潮来市	1			92								
守谷市									21	23	57	MCA
常陸大宮市	1	5	1	95	16,500	1		1	15	5	40	戸別受信機 (全戸配 布)・アンサーバック (山方、緒川、御前山) 統合化
那珂市	1	1		109	18,694							戸別受信機 (デ) (全 戸配布)、MCA 廃止→IP 無線機導入

市町村名	同 報 系					移 動 系						備 考 (注1)
	本 庁	支 所	中 継 局	屋 外 子 局	戸 別 受 信 機	本 庁	支 所	中 継 局	車 載 型	可 搬 型	携 帯 型	
筑 西 市	1		1	323	12							アンサーバック (28基)、同報系 (デ)
坂 東 市	1				8,000				35	5	46	
稲 敷 市	1		2	62	11,633					1	9	
かすみがうら市	1		1	211	98							
桜 川 市	1		3	171	1,250							
神 栖 市	1		1	225	1,872					64	17	同報系 (デ)、衛星携帯電話イリジウム
行 方 市	1		2	276	23							同報系 (デ)、統合化
鉾 田 市	1		1	288	10,649	1		1	15	16	30	同報系デジタル化中、MCA、移動系廃止予定
つくばみらい市	1			104	600	1						
小 美 玉 市	1		9	160	14,852	1	1		26	36	24	戸別受信機全戸配布
茨 城 町	1			169	1,001	1			5		5	同報系デジタル化中
大 洗 町	1		1	46	7,200					1	8	戸別受信機全戸設置、MCA
城 里 町	1		2	69	6,105							
東 海 村	1	1		60	16,816				1	7	5	戸別受信機全戸設置、MCA
大 子 町	1				8,500					20		コミュニティFM受信用として、防災ラジオ8,500台を全世帯、全事業所に無償配布
美 浦 村	1					1					17	
阿 見 町	1		3	87	228	1	1		30	23	30	同報系・移動系 (デ)
河 内 町	1		1	16	2,571	1					35	戸別受信機 (全戸設置)
八 千 代 町	1			64	66							同報系 (デ)、アンサーバック (8基)
五 霞 町	1			45	235						18	
境 町	1			17	6,600							
利 根 町	1			54	37	1			18	1	39	
合 計	41	23	48	5,197	367,314	14	4	5	244	293	948	

※ 同報系整備済 43市町村、未整備 1市町村 整備率=43/44=97.7% 戸別受信機 全戸設置 15市町村
移動系整備済 27市町村、未整備 17市町村 整備率=27/44=61.4% 一部設置 26市町村
合 計 41市町村

(注1) 戸別受信機欄全戸配備市町村 (太枠線)、デジタル型 (デ)、同報系統統合化済 (統合化)、MCA (マルチチャンネルアクセス無線)

(4) 防災相互通信用無線

防災相互通信用無線は、主として災害現場において、可搬式無線機を使用して各防災関係機関が災害応急活動に必要な情報を交換し、円滑な防災活動を実施するための相互連絡網を構成するもので、制度として昭和50年度から発足したものである。

本県においては、震災対策あるいは石油コンビナート災害対策、原子力施設災害対策及び林野火災対策等で他の防災機関と連携的な防災活動を必要とする市町村、消防本部に対しこの無線設備を常備するよう指導している。

県内の設置状況は次表のとおりで、災害時にその機能を十分発揮しうよう通話規定、同細目を策定し、その運用体制の確立に努めている。

令和3年4月1日現在

局種 FB：基地局 ML：陸上移動局 MP：携帯局 周波数 158.35MHz (★：466.775MHz)

免 許 人	呼出名称	局 種	出力 (W)	設置 (常置) 場所	
茨 城 県	ぼうさいいばらきけん	FB	0.1	水戸市笠原町978-6 茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課	
	しょうぼういばらきへり	1 MP	1	つくば市上境992 茨城県防災・危機管理部 消防安全課 防災航空室	
	しょうぼういばらきこうくうたい	10 MP	10		
	いばらきけんそうご	FB	10	水戸市笠原町978-6 茨城県防災・危機管理部	
	いばらき	21 ML	10	原子力安全対策課	
	〃	22~24 ML	10	ひたちなか市西十三奉行11518-4 環境放射線監視センター	
海上保安庁第三管 区 海上保安本部	かいほいどう	3661 MP	1	巡視船「あかぎ」	ひたちなか市和田町3-4 -16 茨城海上保安部
	〃	3662 MP			
	〃	3663 MP			
	〃	3664 MP			
	〃	304 MP	10	茨城海上保安部	神栖市東深芝9 鹿島港湾合同庁舎内 鹿島海上保安署
	〃	3565 MP	10	茨城海上保安部	
	〃	3985 MP	5	巡視船「ひたち」	
	〃	3958 MP	10	巡視艇「よど」	
〃	3560 MP	10	鹿島海上保安署 (巡視艇「うめかぜ」)	神栖市東深芝9 鹿島港湾合同庁舎内 鹿島海上保安署	
〃	3503 MP	10			
〃	3979 MP	10			
〃	3301 MP	5			
〃	3956 MP	1			
〃	3957 MP				
〃	3977 MP				
〃	3978 MP				
警 察 庁 (関東管区警察)	いばけい	6002 ML	5	水戸市笠原町978-6 茨城県警察本部	
	〃	6003 ML	5	(関東管区警察局茨城県情報通信部)	
	〃	6001 ML	5		
	〃	6004 ML	5	水戸市笠原町978-6 茨城県警察本部地域部通信指令課	
	〃	6005 ML	5		
国立研究開発法人 日本原子力研究 開発機構	げんしりょくきこうげんしりょく	501 ML	5	那珂郡東海村大字白方2番地4 原子力科学研究所	
	〃	502 ML	10		
	げんしりょくきこうおおあらい	501 ML	1	東茨城郡大洗町成田町4002番地 大洗研究 安全情報交流棟	
	げんしりょくきこうおおあらい	502 ML	5	東茨城郡大洗町成田町4002番地 大洗研究 南門警備所	
	げんしりょくきこうさいくる	501 ML	1	那珂郡東海村大字村松4番地33 核燃料サイクル工学研究所	
	〃	502 ML	10		
日本原子力発電 株式会社	げんでんとうかい	100 ML	1	那珂郡東海村大字白方1-1 東海発電所 守衛監視所内	
	〃	101 ML	10	那珂郡東海村大字白方1-1 東海発電所 緊急時対策室建屋内 会議室内	

免許人	呼出名称	局種	出力(W)	設置(常置)場所
東京電力パワーグリッド株式会社	とうでんぴーじーみと	2 ML	10	水戸市見和1-299-2
	とうでんぴーじーみと	16~17 ML	10	
	とうでんぴーじーみとこうむ	1 ML	10	
	とうでんぴーじーみとこうむ	3 ML	10	
	とうでんぴーじーみとこうむ	28 ML	10	
	とうでんぴーじーひたち	2 ML	10	日立市神峰町2-8-4
	とうでんぴーじーひたちおおみや	2 ML	10	常陸大宮市下町1456
	とうでんぴーじーつちうら	2 ML	10	土浦市中央1-4-3
	とうでんぴーじーつちうらこうむ	1 ML	10	
	とうでんぴーじーつちうらこうむ	3 ML	10	
	とうでんぴーじーつちうらこうむ	10 ML	10	
	とうでんぴーじーいしおか	2 ML	10	石岡市鹿の子1-13-8
	とうでんぴーじーりゅうがさき	2 ML	10	龍ヶ崎市寺後3626-1
	とうでんぴーじーりゅうがさき	38 ML	10	
	とうでんぴーじーかしま	2 ML	10	鹿嶋市大字宮中字三笠山5215-1
	とうでんぴーじーみつかいどう	2 ML	10	常総市水海道山田町字八間西4641-2
	とうでんぴーじーしもだて	2 ML	10	筑西市下岡崎3-1-13
	とうでんぴーじーこが	2 ML	10	古河市東4-12-16
	とうでんぴーじーかさま	2 ML	10	笠間市笠間1619-1
日本赤十字社	にっせきいばらき	11 ML	10	水戸市小吹町2551 日本赤十字社茨城県支部
	〃	21~40 MP・ML	1	
	〃	41~42 MP・ML	1	
	〃	43~44 MP・ML	1	
神 栖 市	ぼうさいかみす	1 FB	5	神栖市溝口4991-5 鹿島地方事務組合消防本部
	〃	2 FB	5	神栖市溝口4991-5 神栖市役所
鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域無線連絡協議会	かしまとくさいかみす	FB	5	神栖市溝口4991-5 神栖市役所
	〃	2~3 ML	1	
	かしまとくさいしょうぼう	FB	5	神栖市溝口4991-5 鹿島地方事務組合消防本部
	〃	2~6 ML	1	
	かしまとくさいかしま	FB	5	鹿嶋市平井1187-1 鹿嶋市役所
	〃	2 ML	1	
	かしまとくさいほあんしょ	2~4 ML	1	神栖市東深芝9 鹿島海上保安署
	かしまとくさいこうわん	2 ML	1	神栖市東深芝13 鹿島港湾事務所
	かしまとくさいけいさつ	1 ML	1	神栖市木崎1203-15 神栖警察署
	かしまとくさいけいさつ	2 ML	1	鹿嶋市宮中字東山1959-1 鹿嶋警察署
	かしまとくさいかせき	1~2 ML	1	鹿神栖市東和田4 鹿島石油株式会社 鹿島製油所
	〃	4 ML	1	

免許人	呼出名称	局種	出力(W)	設置(常置)場所
	かしまとくさいえむしーしー 1～2	ML	1	神栖市東和田17-1 三菱ケミカル株式会社 茨城事業所
	かしまとくさいきょうし 1～3	ML	1	神栖市東和田34-2 鹿島共同施設株式会社
	かしまとくさいさんきゅう 2	ML	1	神栖市東和田4 鹿島石油株式会社構内 山九株式会社 鹿島支店
	かしまとくさいでいーあいしー 1～2	ML	1	神栖市東深芝18 DIC株式会社 鹿島工場
	かしまとくさいかおう 1～2	ML	1	神栖市東深芝20 花王株式会社 鹿島工場
	かしまとくさいしょうわ 2	ML	1	神栖市東深芝6 昭和産業株式会社 鹿島工場
	かしまとくさいさいろ 2	ML	1	神栖市東深芝3 全農サイロ株式会社 鹿島支店
	かしまとくさいふとう 2～5	ML	1	神栖市東深芝8 鹿島埠頭株式会社
	かしまとくさいにつぼんせいてつ 1～2	ML	1	鹿嶋市光3 日本製鉄株式会社 東日本製鉄所鹿島地区
	〃 3～5	ML	1	鹿嶋市光3 日本製鉄株式会社 東日本製鉄所鹿島地区
	かしまとくさいにつつづりゅう 2	ML	1	神栖市光1 日鉄物流鹿島株式会社
	かしまとくさいだいけい 1	ML	1	神栖市東深芝14 日鉄大径鋼管株式会社
水戸市	みとほんぶしき 1～2	ML	10	水戸市中央1丁目4-1 水戸市消防局
	みとほんぶしえん 1	ML	10	
	みとほんぶほきゅう 1	ML	10	
	みとほんぶゆそう 1	ML	10	
	みとほんぶはんそう 1	ML	10	
	みとほんぶそうむ 1	ML	10	
	みとほんぶけいぼう 1	ML	10	
	★しょかつほんぶ 70～79	MP	1	
	みときたしき 1～2	ML	10	水戸市緑町2丁目1-2 北消防署
	みときたかがく 1	ML	10	
	みときたきゅうじょ 1	ML	10	
	きときたはしご 1	ML	10	
	みときたきゅうきゅう 1～2	ML	10	
	みときたどくたーかー 1	ML	10	
	★しょかつきたしき 10～12	MP	1	
	★しょかつきたかがく 20～23	MP	1	
	★しょかつきたきゅうじょ 30～33	MP	1	
	★しょかつきたはしご 50～51	MP	1	
	★しょかつきた 990～991	MP	1	
	★しょかつどくたーかー 990～991	MP	1	
	みといとみたんく 1	ML	10	水戸市飯富町5280 北消防署飯富出張所
	みといとみきゅうきゅう 1	ML	10	
	★しょかついとみ 20～23	MP	1	
	★しょかついとみ 990～991	MP	1	
	みとあかつかたんく 1	ML	10	水戸市赤塚1丁目2053-11 北消防署赤塚出張所

免許人	呼出名称	局種	出力(W)	設置(常置)場所	
水戸市	みとあかつかはしご	1	ML	10	水戸市赤塚1丁目2053-11 北消防署赤塚出張所
	みとあかつかきゆうきゆう	1	ML	10	
	★しよかつあかつか	20~23	MP	1	
	★しよかつあかつかはしご	50~51	MP	1	
	★しよかつあかつか	990~991	MP	1	
	みとさくらのまきたんく	1	ML	10	水戸市河和田町3891-154 北消防署桜の牧出張所
	みとさくらのまきすいそう	1	ML	10	
	みときたたんく	1	ML	10	
	★しよかつさくらのまき	20~23	MP	1	
	★しよかつすいそう	60~61	MP	1	
	みとうちはらたんく	1	ML	10	水戸市内原町1394-1 北消防署内原出張所
	みとうちはらきゆうきゆう	1	ML	10	
	★しよかつうちはら	20~23	MP	1	
	★しよかつうちはら	990~991	MP	1	
	みとしろさとたんく	1	ML	10	東茨城郡城里町石塚955-5 北消防署城里出張所
	みとしろさとかはん	1	ML	10	
	みとしろさとはんそう	1	ML	10	
	みとしろさときゆうきゆう	1	ML	10	
	★しよかつしろさと	20~23	MP	1	
	★しよかつしろさと	990~991	MP	1	
	みとみなみしき	1~2	ML	10	水戸市城南1丁目7-4 南消防署
	みとみなみたんく	1	ML	10	
	みとみなみきゆうじよ	1	ML	10	
	みとみなみくっせつ	1	ML	10	
	みとみなみきゆうきゆう	1	ML	10	
	★しよかつみなみしき	10~12	MP	1	
	★しよかつみなみ	20~23	MP	1	
	★しよかつみなみきゆうじよ	30~33	MP	1	
	★しよかつみなみくっせつ	50~51	MP	1	
	★しよかつみなみ	990~991	MP	1	
	みとじょうとうぼんぶ	1	ML	10	水戸市城東2丁目6-36 南消防署城東出張所
	★しよかつじょうとう	20~23	MP	1	
	みとみどりおかたんく	1	ML	10	水戸市平須町1828-246 南消防署緑岡出張所
みとみどりおかきゆうきゆう	1	ML	10		
★しよかつみどりおか	20~23	MP	1		
★しよかつみどりおか	990~991	MP	1		
みとすみよしかがく	1	ML	10	水戸市住吉町45-6 南消防署住吉出張所	

免許人	呼出名称	局種	出力(W)	設置(常置)場所
水戸市	みとすみよしきゆうきゆう	1 ML	10	水戸市住吉町45-6 南消防署住吉出張所
	みとみなみきゆうきゆう	2 ML	10	
	★しょかつすみよしかがく	20~23 MP	1	
	★しょかつすみよし	990~991 MP	1	
	みとつねずみたんく	1 ML	10	水戸市大串町4098-2 南消防署常澄出張所
	みとつねずみきゆうきゆう	1 ML	10	
	みとみなみぼんぷ	1 ML	10	
	★しょかつつねずみ	20~23 MP	1	
	★しょかつつねずみ	990~991 MP	1	
日立市	ひたち	521~522 ML	5	日立市大みか町6-20-5 日立市消防本部南部消防署
土浦市	つちうらほんぶしき	1~2 ML	10	土浦市田中町2083番地1 土浦市消防本部 土浦消防署
	つちうらほんぶたんく	1 ML	10	
	つちうらほんぶぼんぷ	1 ML	10	
	つちうらほんぶきゆうきゆう	1 ML	10	
	つちうらほんぶはんそう	1 ML	10	
	つちうらほんぶゆそう	1 ML	10	
	つちうらたんく	1~2 ML	10	
	つちうらぼんぷ	1 ML	10	
	つちうらきゆうじょ	1 ML	10	
	つちうらはしご	1 ML	10	
	つちうらはんそう	1 ML	10	
	つちうらこうほう	1 ML	10	
	つちうらきゆうきゆう	1~2 ML	10	
	★しょうかつぼんぷ	1~10 MP	1	
	★しょかつしき	1~4 MP	1	
	★しょかつつちうら	1~29 MP	1	
	つちうらしょうぼうてい	1 ML	10	土浦市川口二丁目13番6号 ラクスマリーナ
	つちうらみなみたんく	1 ML	10	土浦市桜ヶ丘町13番1号 土浦消防署 南分署
	つちうらみなみこうほう	1 ML	10	
	つちうらみなみきゆうきゆう	1 ML	10	
	★しょかつみなみ	1~7 MP	1	土浦市中荒川沖町27番12号 荒川沖消防署
	つちうらあらかわおきたんく	1 ML	10	
	つちうらあらかわおきぼんぷ	1 ML	10	
つちうらあらかわおきこうほう	1 ML	10		
つちうらあらかわおききゆうきゆう	1 ML	10		
★しょかつあらかわおき	1~9 MP	1	土浦市神立中央五丁目32番6号 神立消防署	
つちうらかんだつかがく	1 ML	10		

免許人	呼出名称	局種	出力(W)	設置(常置)場所
土浦市	つちうらかんだつぼんぶ	1 ML	10	土浦市神立中央五丁目3番6号 神立消防署
	つちうらかんだつこうほう	1 ML	10	
	つちうらかんだつきゅうきゅう	1 ML	10	
	★しょかつかんだつ	1～9 MP	1	
	つちうらにいはりたんく	1 ML	10	土浦市大畑4番地 新治消防署
	つちうらにいはりぼんぶ	1 ML	10	
	つちうらにいはりこうほう	1 ML	10	
	つちうらにいはりきゅうきゅう	1 ML	10	
	★しょかつにいはり	1～9 MP	1	
石岡市	いしおかほんぶしき	1 ML	10	石岡市石岡1-2-18 石岡市消防本部
	いしおかしき	1 ML	10	石岡市石岡1-2-18 石岡消防署
	いしおかががく	1 ML	10	
	いしおかぼんぶ	1 ML	10	
	いしおかはしご	1 ML	10	
	いしおかきゅうじょ	1 ML	10	
	いしおかきゅうきゅう	1 ML	10	
	いしおかかはん	1 ML	10	
	いしおかしわばらぼんぶ	1 ML	10	
	いしおかしわばらたんく	1 ML	10	
	いしおかしわばらきゅうきゅう	1 ML	10	
	いしおかあいきょうばしぼんぶ	1 ML	10	石岡市高浜1335 石岡消防署愛郷橋出張所
	いしおかあいきょうばしきゅうきゅう	1 ML	10	
	いしおかやさたんく	1～2 ML	10	石岡市柿岡291 八郷消防署
	いしおかやさとぼんぶ	1 ML	10	
	いしおかやさとしき	1 ML	10	
	いしおかやさときゅうきゅう	1 ML	10	
	いしおかやまざきぼんぶ	1 ML	10	石岡市山崎906-35 八郷消防署山崎出張所
	いしおかやまざききゅうきゅう	1 ML	10	
	★しょかついしおか	1～131 MP	1	石岡市石岡1-2-18 石岡市消防本部
★だんかついしおか	1～4 MP	1	石岡市石岡1-2-18 石岡市消防団	
常陸太田市	ひたちおたほんぶしき	1 ML	10	常陸太田市山下町1693 常陸太田市消防本部
	ひたちおたほんぶこうほう	1 ML	10	
	ひたちおたほんぶれんらく	1 ML	10	
	ひたちおたみなみたんく	1～2 ML	10	常陸太田市山下町1693 南消防署
	ひたちおたみなみぼんぶ	1 ML	10	
	ひたちおたみなみきゅうじょ	1 ML	10	
	ひたちおたみなみきゅうきゅう	1～2 ML	10	

免許人	呼出名称	局種	出力(W)	設置(常置)場所
常陸太田市	ひたちおおたきたれんらく	1 ML	10	常陸太田市中染町2818-1 北消防署
	ひたちおおたきたたんく	1 ML	10	
	ひたちおおたきたきゅうきゅう	1 ML	10	
	ひたちおおたさとみぼんぶ	1 ML	10	常陸太田市大中町1653 北消防署 里美出張所
	ひたちおおたさとみきゅうきゅう	1 ML	10	
	ひたちおおたかなさぼんぶ	1 ML	10	常陸太田市下宮河内町37-2 北消防署 金砂出張所
	ひたちおおたかなさきゅうきゅう	1 ML	10	
	★しょかつみなみ	101~113 ML	1	常陸太田市山下町1693 南消防署
	★しょかつきた	101~105 ML	1	常陸太田市中染町2818-1 北消防署
	★しょかつさとみ	101~103 ML	1	常陸太田市大中町1653 北消防署 里美出張所
	★しょかつかなさ	101~103 ML	1	常陸太田市下宮河内町37-2 北消防署 金砂出張所
高萩市	たかはぎしき	1 ML	10	高萩市東本町3-11 高萩市消防本部
	たかはぎささつ	1 ML	10	
	たかはぎたんく	1~3 ML	10	
	たかはぎくっせつ	1 ML	10	
	たかはぎきゅうじょ	1 ML	10	
	たかはぎきゅうきゅう	1~3 ML	10	
	★しょかつたかはぎ	10~12 ML	1	
	〃	20~24 ML	1	
	〃	30~33 ML	1	
	★しょかつたかはぎ	40~43 ML	1	
	〃	50~53 ML	1	
	〃	60~61 ML	1	
	〃	70~72 ML	1	
	〃	80~82 ML	1	
〃	90~92 ML	1		
北茨城市	きたいばらきぼんぶこうほう	1 ML	10	北茨城市磯原町磯原2496-1 北茨城市消防本部
	きたいばらきぼんぶちょうさ	1 ML	10	
	きたいばらきぼんぶだん	1 ML	10	
	きたいばらきしき	1~2 ML	10	
	きたいばらきぼんぶ	1~2 ML	10	
	きたいばらきたんく	1~2 ML	10	
	きたいばらききゅうじょ	1 ML	10	
	きたいばらきかがく	1 ML	10	
	きたいばらきしえん	1 ML	10	
	きたいばらききゅうきゅう	1~4 ML	10	
	★しょかつきたいばらき	10~24 ML	1	

免許人	呼出名称	局種	出力(W)	設置(常置)場所
北茨城市	30~37	ML	1	北茨城市磯原町磯原2496-1 北茨城市消防本部
	40~43	ML	1	
	50~55	ML	1	
	60~63	ML	1	
	70~72	ML	1	
笠間市消防本部	かさまほんぶしき	1 ML	10	笠間市箱田2564 笠間市消防本部
	かさまほんぶだん	1~2 ML	10	
	かさましき	1 ML	10	
	かさまたんく	1 ML	10	笠間市箱田2564 笠間消防署
	かさまほんぶ	1~2 ML	10	
	かさますいそう	1 ML	10	
	かさまほんそう	1 ML	10	
	かさまきゆうきゆう	1~2 ML	10	笠間市中央3-2-1 友部消防署
	かさまともべしき	1 ML	10	
	かさまともべたんく	1 ML	10	
	かさまともべほんぶ	1 ML	10	
	かさまともべきゆうじょ	1 ML	10	
	かさまともべはしご	1 ML	10	
	かさまともべきゆうきゆう	1~2 ML	10	笠間市市野谷1542-18 岩間消防署
	かさまいわましき	1 ML	10	
	かさまいわまたんく	1 ML	10	
	かさまいわまほんぶ	1 ML	10	
	かさまいわまきゆうきゆう	1 ML	10	笠間市箱田2564 笠間消防署
	★しよかつかさま	1~35 MP	1	
	★しよかつともべ	101~135 MP	1	
★しよかついわま	201~225 MP	1	笠間市市野谷1542-18 岩間消防署	
取手市	とりでしき	1~2 ML	10	取手市井野1264-1 取手市消防本部
	とりでかがく	1 ML	10	
	とりでほんぶ	1 ML	10	
	とりではしご	1 ML	10	
	とりできゆうじょ	1 ML	10	
	とりでじゆうきはんそう	1 ML	10	
	とりできゆうきゆう	1~2 ML	10	
	とりでとがしらしき	1 ML	10	取手市戸頭4-20-1 戸頭消防署
	とりでとがしらたんく	1 ML	10	
	とりでとがしらほんぶ	1 ML	10	
	とりでとがしらきゆうきゆう	1 ML	10	

免許人	呼出名称	局種	出力(W)	設置(常置)場所
取手市	とりでよしだしき	1 ML	10	取手市吉田545-1 吉田消防署
	とりでよしだたんく	1 ML	10	
	とりでよしだぼんぷ	1 ML	10	
	とりでよしだはんそう	1 ML	10	
	とりでよしだきゅうきゅう	1 ML	10	
	とりでくぬぎしき	1 ML	10	取手市櫛木950-1 櫛木消防署
	とりでくぬぎたんく	1~2 ML	10	
	とりでくぬぎぼんぷ	1 ML	10	
	とりでくぬぎきゅうきゅう	1 ML	10	
	とりでくぬぎはんそう	1 ML	10	
とりでみやわだきゅうきゅう	1 ML	10	取手市宮和田1782-1 宮和田出張所	
つくば市	つくばぼんぷしき	1 ML	10	つくば市研究学園1-1-1 つくば市消防本部
	つくばぼんぷしえん	1 ML	10	
	つくばぼんぷじゅうきはんそう	1 ML	10	
	★しょかつぼんぷ	10~17 ML	1	
	つくばちゅうおうしき	1 ML	10	つくば市研究学園1-1-1 つくば市中央消防署
	つくばちゅうおうたんく	1 ML	10	
	つくばちゅうおうぼんぷ	1 ML	10	
	つくばちゅうおうすいそう	1 ML	10	
	つくばちゅうおうかがく	1 ML	10	
	つくばちゅうおうきゅうじょ	1 ML	10	
	つくばちゅうおうはしご	1~2 ML	10	
	つくばちゅうおうはんそう	1 ML	10	
	つくばちゅうおうきゅうきゅう	1~3 ML	10	
	★しょかつちゅうおう	20~38 ML	1	
	つくばとよさとしき	1 ML	10	
	つくばとよさとたんく	1 ML	10	
	つくばとよさときゅうきゅう	1 ML	10	
	★しょかつとよさと	1~6 ML	1	
	つくばさくらしき	1 ML	10	つくば市金田2040-2 つくば市中央消防署桜分署
	つくばさくらたんく	1 ML	10	
	つくばさくらきゅうきゅう	1 ML	10	つくば市金田2040-2 つくば市中央消防署桜分署
	★しょかつさくら	1~6 ML	1	
	つくばなみきしき	1 ML	10	つくば市並木1-2-3 つくば市中央消防署並木分署
	つくばなみきたんく	1 ML	10	
つくばなみききゅうきゅう	1 ML	10		
★しょかつなみき	1~6 ML	1		

免許人	呼出名称	局種	出力(W)	設置(常置)場所	
つくば市	つくばきたしき	1	ML	10	つくば市上沢3 つくば市北消防署
	つくばきたたんく	1~2	ML	10	
	つくばきたきゆうじょ	1	ML	10	
	つくばきたきゆうきゆう	1	ML	10	
	★しょかつきた	30~40	ML	1	
	つくばしき	1	ML	10	つくば市沼田644 つくば市北消防署筑波分署
	つくばたんく	1	ML	10	
	つくばかはん	1	ML	10	
	つくばきゆうきゆう	1	ML	10	
	★しょかつつくば	1~6	ML	1	
	つくばみなみしき	1	ML	10	つくば市観音台1-25-3 つくば市南消防署
	つくばみなみたんく	1~2	ML	10	
	つくばみなみきゆうじょ	1	ML	10	
	つくばみなみきゆうきゆう	1	ML	10	
	★しょかつみなみ	40~50	ML	1	
	つくばくぎざきしき	1	ML	10	つくば市小基563-1 つくば市南消防署茎崎分署
	つくばくぎざきたんく	1	ML	10	
	つくばくぎざききゆうきゆう	1	ML	10	
	★しょかつくぎざき	1~6	ML	1	
	常陸大宮市消防本部	ひたちおおみやほんぶだん	1	ML	10
★しょかつほんぶ		10~11	MP	1	
ひたちおおみやひがしたんく		1~2	ML	10	常陸大宮市姥賀町621 常陸大宮市東消防署
ひたちおおみやひがしほんぶ		1	ML	10	
ひたちおおみやひがしきゆうじょ		1	ML	10	
ひたちおおみやひがしほんそう		1	ML	10	
ひたちおおみやひがししき		1	ML	10	
ひたちおおみやひがしこうほう		1~2	ML	10	
ひたちおおみやひがしきゆうきゆう		1~2	ML	10	
★しょかつひがし		10~27	MP	1	
ひたちおおみやにしタンク		1	ML	10	常陸大宮市小舟3410-1 常陸大宮市西消防署
ひたちおおみやにしこうほう		1~2	ML	10	
ひたちおおみやにしきゆうきゆう		1	ML	10	
★しょかつにし		10~20	MP	1	
那珂市	なかほんぶちようさ	1	ML	10	那珂市菅谷651-3 那珂市消防本部 東消防署
	なかほんぶゆそう	1	ML	10	
	なかほんぶこうほう	1~3	ML	10	
	なかほんぶしき	1	ML	10	

免許人	呼出名称	局種	出力(W)	設置(常置)場所		
那珂市	なかひがしたんく	1~2	ML	10	那珂市菅谷651-3 那珂市消防本部 東消防署	
	なかひがしぼんぷ	1	ML	10		
	なかひがしきゅうじょ	1	ML	10		
	なかひがしはしご	1	ML	10		
	なかひがしきゅうきゅう	1~3	ML	10		
	なかひがしはんそう	1	ML	10		
	★しょかつほんぷ	10	ML	1		
	★しょかつひがし	20~26	ML	1		
	〃	30~31	ML	1		
	〃	40	ML	1		
	那珂市中里917-1 西消防署	なかにしたんく	1	ML	10	
		なかにしぼんぷ	1	ML	10	
		なかにしきゅうきゅう	1	ML	10	
		なかにししき	1	ML	10	
		なかにしはんそう	1	ML	10	
		なかにしこうほう	1	ML	10	
		★しょかつにし	20~25	ML	1	
		〃	50~51	ML	1	
		〃	60	ML	1	
かすみがうら市	かすみがうらほんぷゆそう	1	ML	10	かすみがうら市上土田501 かすみがうら市消防本部	
	かすみがうらほんぷしき	1	ML	10		
	★しょかつほんぷ	10~15	ML	1		
	かすみがうらにししき	1	ML	10		
	かすみがうらにしたんく	1から2	ML	10		
	かすみがうらにしぼんぷ	1	ML	10		
	かすみがうらにしきゅうじょ	1	ML	10		
	かすみがうらにしきゅうきゅう	1から3	ML	10		
	★しょかつにし	10~13	ML	1		
	〃	20~23	ML	1		
	〃	30~33	ML	1		
	〃	40~42	ML	1		
	〃	50~52	ML	1		
	〃	60~62	ML	1		
	〃	70~71	ML	1		
	〃	80	ML	1		
	かすみがうらひがししき	1	ML	10		かすみがうら市栄倉2410-6 かすみがうら市消防本部東消防署
	かすみがうらひがしたんく	1	ML	10		

免許人	呼出名称	局種	出力(W)	設置(常置)場所
かすみがうら市	かすみがうらぼんぷ	1 ML	10	かすみがうら市宍倉2410-6 かすみがうら市消防本部東消防署
	かすみがうらきゆうきゆう	1 ML	10	
	★しょかつひがし	10~12 ML	1	
	〃	20~22 ML	1	
	〃	30~32 ML	1	
	〃	80 ML	1	
小美玉市	おみたまほんぶしき	1 ML	10	小美玉市小川43-2
	おみたまほんぶだん	1 ML	10	
	おみたまおがわたんく	1 ML	10	
	おみたまおがわこうほう	1 ML	10	
	おみたまおがわぼんぷ	1 ML	10	
	おみたまおがわかがく	1 ML	10	
	おみたまおがわしき	1 ML	10	
	おみたまおがわきゆうきゆう	1~2 ML	10	
	★しょかつおがわ	10~42 MP	1	
	おみたまみのりこうほう	1 ML	10	
	おみたまみのりしき	1 ML	10	
	おみたまみのりたんく	1 ML	10	
	おみたまみのりきゆうじょ	1 ML	10	
	おみたまみのりきゆうきゆう	1 ML	10	
	★しょかつみのり	20~32 MP	1	
	おみたまたまりしき	1 ML	10	小美玉市上玉里2956-4
	おみたまたまりたんく	1 ML	10	
	おみたまたまりはんそう	1 ML	10	
	おみたまたまりきゆうきゆう	1 ML	10	
	★しょかつたまり	20~24 MP	1	
〃	20~22 ML	1	茨城町小堤1736-5 茨城町消防本部	
〃	24 ML	1		
〃	30 ML	1		
〃	90~92 ML	1		
〃	90~92 ML	1		
大洗町	おおあらいぼんぷ	1 ML	5	大洗町磯浜町6881-191 大洗町消防本部
	おおあらいたんく	1 ML	5	
	おおあらいはんそう	1 ML	5	
	おおあらいきゆうきゆう	1~2 ML	5	
	おおあらいしき	2 ML	5	
	おおあらいぼんぷ	201~206 MP	2	

免許人	呼出名称	局種	出力(W)	設置(常置)場所	
大洗町	おおあらい	201~204	MP	2	大洗町磯浜町6881-191 大洗町消防本部
	おおあらいぼんぷ	101	MP	2	
	おおあらいたんく	101	MP	2	
	おおあらいきゅうきゅう	101~102	MP	2	
	おおあらいだん	1~10	ML	5	大洗町管内各分団詰所 (全部で9分団)
	〃	11~17	MP	2	
	〃	101~103	MP	2	
	〃	201~203	MP	2	
	〃	301~303	MP	2	
	〃	401~403	MP	2	
	〃	501~503	MP	2	
	〃	601~603	MP	2	
	〃	701~703	MP	2	
	〃	801~803	MP	2	
	〃	901~903	MP	2	
大子町	だいがしき	1	ML	10	大子町池田2626 大子町消防本部
	だいがぼんぷ	1	ML	10	
	だいがたんく	1	ML	10	
	だいがきゅうじょ	1	ML	10	
	だいがこうほう	1~2	ML	10	
	だいがしえん	1~2	ML	10	
	だいがきゅうきゅう	1~3	ML	10	
	★しょかつだいが	10~35	MP	1	
茨城西 南 広域消防本部	せいなんぼんどうきゅうじょ	1	ML	10	坂東市辺田644-2 坂東消防署
	せいなんぼんどうはしご	1	ML	10	
	せいなんぼんどうしき	1~2	ML	10	
	せいなんぼんどうたんく	1	ML	10	
	せいなんぼんどうぼんぷ	1	ML	10	
	せいなんぼんどうかがく	1	ML	10	
	せいなんぼんどうきゅうきゅう	1~2	ML	10	
	★きゅうじょぼんどう	1~4	ML	1	
	★ぼんどう	10~20	ML	1	
	せいなんそうわきゅうじょ	1	ML	10	古河市下大野752-2 総和消防署
	せいなんそうわぼんぷ	1	ML	10	
	せいなんそうわかがく	1	ML	10	
	せいなんそうわこうほう	1	ML	10	
	せいなんそうわきゅうきゅう	1	ML	10	

免許人	呼出名称	局種	出力(W)	設置(常置)場所	
茨城西 南 部 広域消防本部	★きゅうじょこが	1～4	ML	1	古河市下大野752-2 総和消防署
	★そうわ	10～17	ML	1	
	せいなんしもつまきゅうじょ	1	ML	10	下妻市本城町2-22 下妻消防署
	せいなんしもつまはしご	1	ML	10	
	せいなんしもつましき	1～2	ML	10	
	せいなんしもつまたんく	1	ML	10	
	せいなんしもつまぼんぷ	1	ML	10	
	せいなんしもつまかがく	1	ML	10	
	せいなんしもつまきゅうきゅう	1～2	ML	10	
	★きゅうじょしもつま	1～4	ML	1	
	★しもつま	10～20	ML	1	
	せいなんさんわたんく	1	ML	10	
	せいなんさんわぼんぷ	1	ML	10	
	せいなんさんわこうほう	1	ML	10	
	せいなんさんわきゅうきゅう	1	ML	10	
	★さんわ	10～17	ML	1	
	★ほんぶけいぼう	1～5	ML	1	古河市中田1683-9 消防本部 古河消防署
	★せいなんほんぶしえん	101～102	ML	5	
	せいなんこがはしご	1	ML	10	
	せいなんこがしき	1～2	ML	10	
	せいなんこがたんく	1	ML	10	
	せいなんこがぼんぷ	1	ML	10	
	せいなんこがかがく	1	ML	10	
	せいなんこがきゅうきゅう	1～2	ML	10	
	★せいなんこが	10～20	ML	1	
	せいなんさかいたんく	1	ML	10	
	せいなんさかいこうほう	1	ML	10	
	せいなんさかいきゅうきゅう	1	ML	10	
	★さかい	10～13	ML	1	
	せいなんさしまたんく	1	ML	10	坂東市山2793-3 猿島分署
	せいなんさしまこうほう	1	ML	10	
	せいなんさしまきゅうきゅう	1	ML	10	
	★さしま	10～13	ML	1	
	せいなんいしげたんく	1	ML	10	常総市本石下4596 石下分署
	せいなんいしげたんく	1	ML	10	
	せいなんいしげたんく	1	ML	10	
	★いしげ	10～13	ML	1	

免 許 人	呼出名称	局 種	出力 (W)	設置 (常置) 場所	
茨 城 西 南 広 域 消 防 本 部	せいなんやちよたんく	1	ML	10	結城郡八千代町大字菅谷 1 1 7 7 - 2 2 八千代分署
	せいなんやちこうほう	1	ML	10	
	せいなんやちよきゅうきゅう	1	ML	10	
	★やちよ	1 0 ~ 1 3	ML	1	
	せいなんすみよしたんく	1	ML	10	古河市古河 7 9 7 - 1 住吉分署
	せいなんすみよしこうほう	1	ML	10	
	せいなんすみよしきゅうきゅう	1	ML	10	
	★すみよし	1 0 ~ 1 3	ML	1	
	せいなんかみつまたんく	1	ML	10	下妻市黒駒 1 0 4 9 - 7 上妻出張所
	★かみつま	1 0 ~ 1 2	ML	1	
	せいなんてらくたんく	1	ML	10	坂東市寺久 3 7 3 - 4 寺久分署
	せいなんてらくこうほう	1	ML	10	
	せいなんてらくきゅうきゅう	1	ML	10	
	★てらく	1 0 ~ 1 3	ML	1	
	せいなんちよかわたんく	1	ML	10	下妻市宗道 2 0 9 5 - 3 千代川分署
	せいなんちよかわこうほう	1	ML	10	
	せいなんちよかわきゅうきゅう	1	ML	10	
	★ちよかわ	1 0 ~ 1 3	ML	1	
	せいなんたかさいたんく	1	ML	10	下妻市高道祖 4 3 9 4 - 1 高道祖出張所
	★たかさい	1 0 ~ 1 2	ML	1	
	せいなんごかたんく	1	ML	10	猿島郡五霞町大字元栗橋 1 8 8 7 - 1 五霞分署
	せいなんごかこうほう	1	ML	10	
	せいなんごかきゅうきゅう	1	ML	10	
	★ごか	1 0 ~ 1 3	ML	1	
	せいなんいいじまたんく	1	ML	10	坂東市幸田新田 6 0 - 6 飯島出張所
	★いいじま	1 0 ~ 1 2	ML	1	
せいなんななごうたんく	1	ML	10	坂東市矢作 1 1 5 9 - 4 七郷出張所	
★ななごう	1 0 ~ 1 2	ML	1		
せいなんかみおおのたんく	1	ML	10	古河市上大野 1 9 3 3 - 3 上大野出張所	
★かみおおの	1 0 ~ 1 2	ML	1		
筑 西 広 域 市 町 村 圏 事 務 組 合	ちくせいほんぶしき	1	ML	10	筑西市直井 1 0 7 6
	ちくせいほんぶちょうさ	1	ML	10	
	ちくせいほんぶたんく	1	ML	10	
	ちくせいほんぶきゅうきゅう	1	ML	10	
	ちくせいほんぶこうほう	1	ML	10	
	★ちくせいしよかつしき	1 ~ 3	ML	1	
	ちくせいほんぶ	1	ML	10	

免許人	呼出名称	局種	出力(W)	設置(常置)場所	
筑西広域市町村圏 事務組合	ちくせいたんく	1	ML	10	筑西市直井1076
	ちくせいこうほう	1	ML	10	
	ちくせいはしご	1	ML	10	
	ちくせいきゅうじょ	1	ML	10	
	ちくせいすいそう	1	ML	10	
	ちくせいきゅうきゅう	1	ML	10	
	ちくせいはんそう	1	ML	10	
	★ちくせいしよかつちくせい	1～9	ML	1	
	ちくせいかわしまぼんぷ	1	ML	10	筑西市布川1249-6
	ちくせいかわしまきゅうきゅう	1	ML	10	
	★ちくせいしよかつかわしま	1～2	ML	1	
	”	4～7	ML	1	
	ちくせいせきじょうたんく	1	ML	10	筑西市上野1045-1
	ちくせいせきじょうきゅうきゅう	1	ML	10	
	★ちくせいしよかつせきじょう	1～2	ML	1	
	ちくせいあけのたんく	1	ML	10	筑西市倉持1123-1
	ちくせいあけのこうほう	1	ML	10	
	ちくせいあけのきゅうきゅう	1	ML	10	
	★ちくせいしよかつあけの	1～2	ML	1	
	ちくせいきょうわたんく	1	ML	10	筑西市門井1976-1
	ちくせいきょうわこうほう	1	ML	10	
	ちくせいきょうわきゅうきゅう	1	ML	10	
	★ちくせいしよかつきょうわ	1	ML	1	
	ちくせいゆうきぼんぷ	1	ML	10	結城市みどり町2-3
	ちくせいゆうきたんくきゅうじょ	1	ML	10	
	ちくせいゆうきかがく	1	ML	10	
	ちくせいゆうきはしご	1	ML	10	
	ちくせいゆうきこうほう	1	ML	10	
	ちくせいゆうききゅうきゅう	1	ML	10	
	ちくせいゆうきはんそう	1	ML	10	
	★ちくせいしよかつゆうき	1～8	ML	1	
	”	12	ML	1	
	”	14	ML	1	
ちくせいみなみたんく	1	ML	10	結城市大字大木1138	
ちくせいみなみきゅうきゅう	1	ML	10		
★ちくせいしよかつみなみ	1～2	ML	1		
ちくせいさくらわぼんぷ	1	ML	10	桜川市西桜川2-29	

免 許 人	呼出名称	局 種	出力 (W)	設置 (常置) 場所	
筑西広域市町村圏 事務組合	ちくせいさくらがわたんくきゅうじょ	1	ML	10	桜川市西桜川2-29
	ちくせいさくらがわこうほう	1	ML	10	
	ちくせいさくらがわきゅうきゅう	1	ML	10	
	ちくせいさくらがわちょうさ	1	ML	10	
	★ちくせいしよかつさくらがわ	1~2	ML	1	
	〃	7~12	ML	1	
	ちくせいまかべぼんぷ	1	ML	10	桜川市真壁町山尾793
	ちくせいまかべたんく	1	ML	10	
	ちくせいまかべきゅうきゅう	1	ML	10	
	ちくせいまかべこうほう	1	ML	10	
	★ちくせいしよかつまかべ	1~5	ML	1	
	ちくせいやまとたんく	1	ML	10	桜川市羽田1000
	ちくせいやまときゅうきゅう	1	ML	10	
常総地方広域市町 村圏事務組合	じょうそうほんぶしき	1~2	ML	10	常総市水海道山田町808 水海道消防署
	じょうそうみつかいどうたんく	1	ML	10	
	じょうそうみつかいどうぼんぷ	1	ML	10	
	じょうそうみつかいどうきゅうじょ	1	ML	10	
	じょうそうみつかいどうかかく	1	ML	10	
	じょうそうみつかいどうはんそう	1~2	ML	10	
	じょうそうみつかいどうこうほう	1~2	ML	10	
	じょうそうみつかいどうきゅうきゅう	1~2	ML	10	
	じょうそうきたたんく	1	ML	10	常総市大生郷町2631-1 北出張所
	じょうそうきたきゅうきゅう	1	ML	10	
	じょうそうきたこうほう	1	ML	10	
	じょうそうけんせいたんく	1	ML	10	常総市菅生町3129 絹西出張所
	じょうそうけんせいきゅうきゅう	1	ML	10	
	じょうそうけんせいこうほう	1	ML	10	
	じょうそうもりやたんく	1	ML	10	守谷市御所ヶ丘4-1-2 守谷消防署
	じょうそうもりやぼんぷ	1	ML	10	
	じょうそうもりやきゅうじょ	1	ML	10	
	じょうそうもりやはしご	1	ML	10	
	じょうそうもりやすいなん	1	ML	10	
じょうそうもりやこうほう	1~2	ML	10		
じょうそうもりやきゅうきゅう	1	ML	10	守谷市みずき野1-16-1 南守谷出張所	
じょうそうみなみもりやたんく	1	ML	10		
じょうそうみなみもりやぼんぷ	1	ML	10		
じょうそうみなみもりやきゅうきゅう	1	ML	10		

免許人	呼出名称	局種	出力(W)	設置(常置)場所	
常総地方広域市町村圏事務組合	じょうそうみなみもりやこうほう	1	ML	10	守谷市みずき野1-16-1 南守谷出張所
	じょうそうつくばみらいたんく	1	ML	10	つくばみらい市福田759 つくばみらい消防署
	じょうそうつくばみらいぼんぷ	1	ML	10	
	じょうそうつくばみらいこうほう	1~2	ML	10	
	じょうそうつくばみらいきゅうきゅう	1	ML	10	
	じょうそうやわらたんく	1	ML	10	つくばみらい市加藤507-2 谷和原出張所
	じょうそうやわらきゅうきゅう	1	ML	10	
	じょうそうやわらこうほう	1	ML	10	つくばみらい市加藤507-2 谷和原出張所
	じょうそうとうぶたんく	1	ML	10	つくばみらい市台628-4 東部出張所
	じょうそうとうぶきゅうきゅう	1	ML	10	
	じょうそうとうぶこうほう	1	ML	10	
	★じょうそう	101~ 113	MP	1	常総市水海道山田町808 水海道消防署
	"	118~ 122	MP	1	常総市大生郷町2631-1 北出張所
	"	123~ 127	MP	1	常総市菅生町3129 絹西出張所
	"	301~ 315	MP	1	守谷市御所ヶ丘4-1-2 守谷消防署
	"	321~ 326	MP	1	守谷市みずき野1-16-1 南守谷出張所
	"	501~ 511	MP	1	つくばみらい市福田759 つくばみらい消防署
	"	512~ 516	MP	1	つくばみらい市加藤507-2 谷和原出張所
	"	517~ 521	MP	1	つくばみらい市台628-4 東部出張所
	"	128~ 130	MP	1	常総市水海道山田町808 消防本部
鹿行広域事務組合	ろっこうほんぶしき	1	ML	5	銚田市安房1418-15 鹿行広域事務組合消防本部 銚田消防署
	ろっこうほんぶゆそう	1	ML	5	
	ろっこうほこたしき	1	ML	5	
	ろっこうほこたたんく	1	ML	5	
	ろっこうほこたきゅうじょ	1	ML	5	
	ろっこうほこたぼんぷ	1	ML	5	
	ろっこうほこたすいそう	1	ML	5	
	ろっこうほこたこうほう	1	ML	5	
	ろっこうほこたきゅうきゅう	1~2	ML	5	
	ろっこうあさひたんく	1	ML	5	銚田市玉田1043-3 旭出張所
	ろっこうあさひきゅうきゅう	1	ML	5	
	ろっこうたいようたんく	1	ML	5	銚田市大蔵1335-5 大洋出張所
	ろっこうたいようきゅうきゅう	1	ML	5	
	ろっこういたこしき	1	ML	5	潮来市大塚野1-13-2 潮来消防署
	ろっこういたこたんく	1	ML	5	
	ろっこういたこきゅうじょ	1	ML	5	
ろっこういたこぼんぷ	1	ML	5		

免許人	呼出名称	局種	出力(W)	設置(常置)場所
鹿行広域事務組合	ろっこういたこうほう	1 ML	5	潮来市大塚野1-13-2 潮来消防署
	ろっこういたこきゅうきゅう	1~2 ML	5	
	ろっこうなめがたしき	1 ML	5	行方市小幡1101-38 行方消防署
	ろっこうなめがたたんく	1 ML	5	
	ろっこうなめがたきゅうじょ	1 ML	5	
	ろっこうなめがたぼんぶ	1~2 ML	5	
	ろっこうなめがたこうほう	1 ML	5	
	ろっこうなめがたきゅうきゅう	1~2 ML	5	
	ろっこうなめがたはんそう	1 ML	5	
	ろっこうあそうたんく	1 ML	5	行方市麻生3339-1 麻生出張所
	ろっこうあそうきゅうきゅう	1 ML	5	
	ろっこうたまつくりかがく	1 ML	5	行方市浜102-2 玉造出張所
	ろっこうたまつくりきゅうきゅう	1 ML	5	
	ひたちなか・東海 広域事務組合	ささのたんく	1 ML	10
ささのきゅうじょ		1 ML	10	
ささのはしご		1 ML	10	
ひたちなかとうかいほんぶ		301 ML	10	
ささのしき		101 MP	5	
★ささの		01~218 MP	1	
★ひたちなかとうかいほんぶ		201~ 210 MP	1	
とうかいたんく		1 ML	10	東海村村松2124-11 東海消防署
とうかいきゅうじょ		1 ML	10	
とうかいかがく		1 ML	10	
ひたちなかとうかいほんぶけいぼう		1~2 ML	10	
ひたちなかとうかいほんぶ		302 ML	10	
とうかいしき		101 MP	5	
ひたちなかとうかいほんぶけいぼう		101~ 102 MP	5	
★ひたちなかとうかいほんぶ		211~ 219 MP	1	
★とうかい		201~ 216 MP	1	
たびこたんく		1 ML	10	
たびこかがく		1 ML	10	
たびこしき		101 MP	5	
★たびこ		201~ 213 MP	1	
かみしきだいたんく	1 ML	10	ひたちなか市南神敷台7-1 神敷台消防署	
かみしきだいしき	101 MP	5		
★かみしきだい	201~ 213 MP	1		

3 風水害対策

(1) 災害危険箇所の把握

風水害による災害に強い地域づくりのため、治山治水事業等の災害防止事業が施工されているが、危険箇所はなお多い。

このため県では、危険箇所の状況や、洪水・土砂災害警戒情報等の提供及び避難体制などについて、県地域防災計画に明記するとともに、市町村が作成するハザードマップの作成支援に努めている。

また、毎年防災関係機関と連携して土砂災害危険箇所や重要水防箇所の共同点検を実施するとともに、市町村地域防災計画の見直し等についての助言を行っている。

(2) 広報活動

風水害による被害を最小限に止めるためには、平時からの災害に対する備えが大切である。

このため県は、広報誌、パンフレット、防災情報メール等による防災情報の発信や、浸水する危険度の高い地域の県民向けに災害時の個人の防災行動計画であるマイ・タイムラインの作成支援を実施する等、県民の防災意識の向上に努めている。また、災害発生時には、市町村等関係機関や放送事業者と連携し、県民への避難指示等の情報発信を行うこととしている。

(3) 避難情報等の発令支援について

平成31年3月に内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」が改定され、警戒レベルを用いた防災気象情報の提供が実施されることとなったことから、市町村に対し、県の基本的考え方を提示するとともに、発令判断の支援体制を構築することで、空振りを恐れず躊躇なく避難勧告等を発令することができるよう支援してきた。

その後、令和3年5月に災害対策基本法が改正されたことを受け、内閣府は「避難勧告等に関するガイドライン」を「避難情報に関するガイドライン」に改定し、避難勧告が避難指示に一本化されるなど変更されたが、以前と同じく市町村に対し空振りを恐れず躊躇なく避難指示等を発令するよう支援を行っている。

(4) 河川情報の提供

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、県では、住民に対して迅速でわかりやすい河川情報（雨量、水位及び河川監視カメラによる映像等）の提供に努めている。

4 震災対策

(1) 防災対策

震災の広域性、多様性及び重大性に鑑み、震災時における災害応急対策の基本的事項並びに相互の連絡、協力に関する事項等について昭和 54 年 12 月に震災応急対策計画編を作成し、以後、毎年見直しを行うとともに、平成 7 年度には、事前（予防）対策、復旧・復興対策を含む総合的な震災対策計画編を策定し、防災行政無線網の整備、防災資機材の整備促進など各種の施策を講じてきた。

さらに、平成 23 年 3 月の東日本大震災が発生したことを踏まえ、平成 24 年 3 月に「震災対策計画編」を「地震災害対策計画編」と「津波災害対策計画編」に分けて全面的に修正を行った。

さらには、災害対策基本法や防災基本計画等の改定を踏まえ、平成 26 年 3 月、平成 27 年 3 月、平成 29 年 3 月、平成 30 年 3 月、令和元年 11 月及び令和 3 年 3 月に地域防災計画の各災害対策計画編を改正した。

ア 茨城県地震被害想定

県では、平成 4 年度から 9 年度にかけて、茨城県南西部を震源とする地震及び塩屋崎沖を震源とする地震に関し、県内全市町村の被害想定調査（前回調査）を実施した。

その後、前回調査から約 20 年が経過し、人口や建物分布、インフラの整備状況が変化したこと、国においても、東日本大震災の教訓を踏まえ、首都直下地震などを対象に最大クラスの巨大地震モデルや被害の検討が進展してきたことなどを踏まえ、平成 28 年度から 30 年度にかけて、地震被害想定の見直しを行った。

＊茨城県地震被害想定（平成 30 年 12 月公表）における想定地震

No.	地震名	地震規模	想定 の 観 点
1	茨城県南部の地震	Mw7.3	首都直下のM7クラスの茨城県南部地域に影響のある地震の被害
2	茨城・埼玉県境の地震	Mw7.3	
3	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震	Mw7.1	県北部の活断層による地震の被害
4	棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震	Mw7.0	
5	太平洋プレート内の地震（北部）	Mw7.5	プレート内で発生する地震の被害
6	太平洋プレート内の地震（南部）	Mw7.5	
7	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震	Mw8.4	津波による被害

イ 自主防災組織の育成・強化

地震による被害の拡大を防止するためには、地域住民による自主的な防災活動（初期消火、被災者の救護、避難誘導等）が重要な役割を果たすことに鑑み、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の育成・強化を推進し、地域ぐるみの防災体制の確立を図っていく。

このため、令和3年度においても、自主防災組織づくりを推進するため、いばらき防災大学などを開催して防災リーダーの養成に努め、組織の結成及び育成を図っている。

ウ 震災に関する知識の普及

震災による被害を最小限にとどめるため、地域住民を対象として、商業施設での防災普及啓発イベントの開催や、広報紙等による広報等を行い、震災に関する知識の普及に努めている。

なお、平成24年3月に、東日本大震災の被災地支援として財団法人関東地方郵便局長協会から県へ地震体験車が寄贈され、平成24年4月から運用していたが、令和元年6月以降修理中となり、令和2年度をもって廃止した。

*地震体験車の運用実績 ※H31年度は、故障のため6月までの実績

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31※
利用回数	84	76	84	92	137	111	135	13
利用人数	16,535	15,853	13,149	13,759	15,547	13,014	15,686	1,932

エ 地震情報の収集・伝達

地震調査研究推進本部定例説明会や中央防災会議防災対策推進検討会議等から南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の地震情報を収集し、市町村、防災関係機関等に適時伝達し、震災予防体制の確立を図っていく。

(2) 地震対策の強化

本県は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、次の市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

水戸市、日立市、ひたちなか市、鹿嶋市、神栖市、鉾田市、東茨城郡大洗町、那珂郡東海村（6市1町1村）

また、首都直下地震対策特別措置法第3条に基づき、次の市町村が「首都直下地震緊急対策区域」に指定されている。

水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、那珂郡東海村、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、結城郡八千代町、猿島郡五霞町、同郡境町、北相馬郡利根町（29市8町2村）

ア 県民への普及啓発事業と自主防災組織結成促進

地震被害を最小限に食い止めるため、町内会等を中心に、住民自らが自発的な防災活動を行う自主防災組織を育成するため、自主防災組織のリーダーを養成するためのいばらき防災大学や研修会などを実施した。

〔いばらき防災大学〕 防災について総合的に学ぶ機会を提供することにより、自主防災組織のリーダーを養成するため、平成13年から開催	令和3年度 実績 開催回数 1回 受講者計 136名（うち修了者133名） 日程 10月3日～10月24日 水戸市（全3日間）
〔自主防災組織リーダー研修会〕 地域の防災を担う自主防災組織のリーダーや役員等を対象として、市町村等と共催で開催	令和3年度 実績 開催回数 0回 ※新型コロナウイルスの影響により実施見合わせ

イ 防災訓練の実施

毎年9月1日の防災の日を中心とした、防災週間（8/30～9/5）に合わせることを原則として、地震等災害を想定した防災訓練を実施する。

県は会場を設定し、地元市町村と共催で関係機関及び住民等の参加による訓練を実施するとともに、県下全域で各市町村、社会福祉施設、病院等の防災訓練を実施する。

ウ 第6次地震防災緊急事業五箇年計画の策定

地震防災対策特別措置法に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、平成28年度を初年度とする第5次地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、当該計画に基づき、施設等の整備を推進してきた。

令和3年3月に地震防災対策特別措置法が改正され、国の財政措置の有効期限が令和8年3月31日まで延長されたことを踏まえ、県や市町村の事業計画をとりまとめて令和4年3月23日付けで第6次地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、当該計画に基づき施設整備を推進している。

5 石油コンビナート災害対策

(1) 防災対策

令和3年4月1日現在における全国の石油コンビナート等特別防災区域は80区域で、本県では鹿島臨海地域が指定されている。

鹿島臨海地域石油コンビナート等特別防災区域における石油類の貯蔵・取扱量は約728万kℓ、高圧ガスの処理量は79,229万Nm³（令和3年4月1日現在）で、危険性の高い物質が多量に扱われており、災害の発生及び拡大の危険性も高く、また、周辺地域に対しても大きな脅威を与えるおそれがあり、防災上一般の地域とは異なる特有の問題をかかえている。

このため、特別防災区域の災害防止については、昭和51年6月に施行され、石油コンビナート等災害防止法を中心に従来から措置されていた消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法のいわゆる保安四法や海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等により総合的な防災体制の確立を図ることとしている。

(2) 石油コンビナート等災害防止法の施行

石油コンビナート等災害防止法は、昭和49年12月に発生した水島臨海地区の重油流出事故を契機として、石油コンビナート等に係る災害の発生及び拡大の防止のための総合的な施策を推進するため基本法として制定されたもので、その主たる内容は次のとおりである。

- ① 石油コンビナート等防災本部の設置
- ② 石油コンビナート等防災計画の作成とその実施の推進
- ③ 特定事業者の防災管理責任と防災応急措置等の実施義務
- ④ 自衛防災組織及び共同防災組織の設置
- ⑤ 特定防災施設等の設置
- ⑥ 事業所のレイアウトに関する規制の実施
- ⑦ 石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置
- ⑧ 防災緩衝緑地等の設置の助成

(3) 鹿島臨海地域特別防災区域の状況

ア 特別防災区域の指定

鹿島臨海地域石油コンビナート等特別防災区域は、昭和51年7月14日政令で指定され、その後昭和55年6月10日に北海浜第二期埋立地のうち工業専用地域の鹿島町大字新浜に編入された区域約111haが追加指定された。

また、平成2年7月3日に神栖町の一部が追加指定され、現在、特別防災区域の総面積は約24.1km²である。

イ 特定事業所の立地状況

特別防災区域は港湾の水路により3地区に分かれており、東部及び西部地区には石油精製、石油化学、電力、飼料製造等の31事業所、高松地区には鉄鋼関係等の1事業所が立地しており、特定事業所数は計32事業所（施設地区を含む）となっている。

このうち、第一種事業所（石油の貯蔵・取扱量1万kℓまたは高圧ガス処理量200万Nm³以上）が13事業所で、

そのうちレイアウト規制対象事業所は 10 事業所ある。また、第二種事業所が 19 事業所ある。

(4) 特別防災区域の防災体制

県においては、石油コンビナート等災害防止法に基づき、昭和 52 年 12 月に茨城県石油コンビナート等防災計画を作成し、毎年検討を加え、必要に応じて修正するとともに、発生時の防災活動については、事業所の自衛防災組織をはじめ、管轄消防本部、海上保安署等が中核となることに鑑み、緊密に連携してこれらの防災体制の充実を図るなど、県石油コンビナート等防災本部を中心として、関係機関が一致協力して防災体制の確立を推進することとしている。

ア 石油コンビナート等防災本部

県石油コンビナート等防災本部は、昭和 51 年 10 月に設置され、以来常置の中核機関として、特別防災区域に係る次のような総合対策の推進に努めている。

- ① 防災計画作成及びその実施の推進
- ② 防災に関する調査研究の推進
- ③ 防火に関する情報の収集及び伝達
- ④ 災害時における関係機関の連絡調整

イ 消防本部等

災害が発生した場合の応急対策は、防災計画の定めるところにより、一般的には所轄消防本部等が消防活動の中核となり、大規模災害に拡大した場合には、防災本部が中心となって関係機関等も含めた防災活動の総合的な連絡調整を行うこととなっている。

大規模かつ特殊な災害（爆発、油脂火災、油流出等）の発生するおそれがある特別防災区域の消防力については、それぞれ各機関がその整備充実に努めているところであるが、令和 3 年 4 月 1 日現在における防災資機材の整備状況は、公設消防においては大型化学車 2 台、大型高所放水車 1 台、泡原液搬送車 1 台、その他の消防自動車 10 台、消防艇 1 隻（68 トン）、オイルフェンス 360m（A 型）、消火薬剤 41.2kℓ（県管理委託分 15kℓを含む）等である。

ウ 自衛防災組織

政令で定める基準以上の石油等を取り扱っている特別防災区域に係る特定事業者に対し、石油コンビナート等災害防止法では、自衛防災組織の設置、防災管理者の選任、防災要員の配置及び防災資機材の整備を義務づけているが、鹿島臨海地区においては、すべての特定事業所ともすでに整備を完了している。

令和 3 年 4 月 1 日現在における特定事業所の状況は統計表第 25 表のとおりである。

エ 共同防災組織及び特別防災区域協議会

特別防災区域においては、各事業所は一体的な工場群を構成し、密接に関連して地域的連携関係を有している。

したがって、石油コンビナート等災害防止法では、特別防災区域内の特定事業者が、その自衛防災組織を補完する共同防災組織及び災害に関する技術の共同研究・教育訓練の共同実施を行う特別防災区域協議会の設置について定めているが、鹿島臨海地区においては、東部地区の鹿島東部コンビナート保安対策連絡協議会を母体とする鹿島東部コンビナート共同防災組織及び鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会が設置されているほか、鹿島臨海地区の地区ごとに高松地区防災協議会（高松地区）、鹿島東部コンビナート保安対策連絡協議会（東部地区）、鹿島西部地区対策協議会（西部地区）が設置されており、活発な活動を行っている。

以上のほか、海上火災に対するための共同組織として、鹿島海上保安署を中心に関係行政機関、事業所、関係

団体をもって構成する「鹿島港災害対策協議会」が設置されている。

また、鹿島臨海地区における災害時の相互連絡体制の強化を図ることを目的とした鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域無線連絡協議会が設置されており、防災相互通信無線網の整備などを行っている。

なお、各防災協議会の状況は第12表のとおりである。

第12表 各防災協議会の状況

令和3年4月1日現在

名 称	事務局所在地	構成会員数	設立年月日
鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会	鹿島共同施設(株)	鉄鋼、石油化学、飼料、油脂製造等関連事業所 72	昭和53年1月1日
高松地区防災協議会	日本製鉄(株) 東日本製鉄所鹿島地区	鉄鋼関連事業所等 16	昭和50年8月12日
鹿島東部コンビナート保安対策連絡協議会	鹿島共同施設(株)	石油精製、石油化学等関連事業所 23	昭和44年12月17日
鹿島西部地区保安対策協議会	花王(株) 鹿島工場	石油化学、飼料、油脂製造等関連事業所 36	昭和49年4月1日
鹿島港災害対策協議会	鹿島石油(株) 鹿島製油所	防災関係機関、各事業所等 53	昭和50年1月20日
鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域無線連絡協議会	神 栖 市	防災関係機関、特定事業所等 18	昭和60年4月18日

(5) 特定防災施設及び防災資機材等の整備状況

特定事業者は、災害の発生及び拡大を防止するため特定事業所内に流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備の特定防止施設並びに化学消防自動車、油回収船、消火薬剤、オイルフェンス等の防災資機材等を設置し、または備えなければならないことになっているが、鹿島臨海地区特別防災区域内の事業所の整備状況は、統計表第26表のとおりで、すべて法令に定める基準以上の整備を完了している。

(6) 事業所のレイアウト規制

コンビナート災害の拡大を防止するには、事業所個々の施設を単体として規制するだけでは十分でなく、事業所内の施設地区等の設置及び他の事業所等との関係について、レイアウト規制を行う必要がある。

このため、石油と高圧ガスを併せて取り扱う第一種事業所については、これらの新設又は事業所内の施設地区等の配置の変更に際しては、主務大臣（経済産業大臣、総務大臣）に対するレイアウトに関する計画の届け出を義務づけるとともに、県及び関係市町村は、当該計画については主務大臣に意見を述べることとして、これらに対する

規制を実施している。

ア 対象事業所の実態

鹿島臨海地区における第一種事業所のうち、レイアウト規制の対象となるものは、令和3年3月末現在、10事業所でその面積は特別防災区域総面積の約65%となっている。

また、レイアウト規制対象事業所が保有している石油及び高圧ガスの量は特別防災区域内の総量に対し、石油は約46%、高圧ガスは約99%を占めている。

イ 第一種事業所の新設等の状況

事業所の新設等の届け出の処理状況は、次表のとおりである。

第13表 第一種事業所の新設等の状況

区 分		新 設 ・ 変 更 件 数										
		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	R元 年度	R2 年度
新 設		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
変 更	計	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—
	製 造 施設地区	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
	貯 蔵 〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	入 出 荷 〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	用 役 〃	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
	事務管理 〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	連絡導管及び連絡道路	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
	敷地面積の増加 〃 の減少	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(7) 防災実態調査の実施

特別防災区域の総合的な防災対策を推進するため、特定事業所の防災実態調査を実施して防災対策等の実態を把握し、法の適正な執行を確保している。

(8) 化学消火薬剤の備蓄

県は、油脂火災に対処するため、県内主要消防本部（6ヵ所）に化学消火薬剤を備蓄しており、各消防本部の備蓄状況は次のとおりである。

第 14 表 化学消火薬剤の備蓄状況

令和 3 年 4 月 1 日現在

化学消火薬剤備蓄委託先	備蓄量合計 (ℓ)	備考
合 計	40,000	
水 戸 市 消 防 本 部	5,000	
日 立 市 消 防 本 部	5,000	
土 浦 市 消 防 本 部	5,000	
鹿 島 地 方 事 務 組 合 消 防 本 部	15,000	
筑 西 広 域 市 町 村 圏 事 務 組 合 消 防 本 部	5,000	
茨 城 西 南 広 域 消 防 本 部	5,000	

※ 平成 30 年度からは、従来のメガフォーム F-610AT からメガフォーム AGF-T に更新している。

6 原子力防災対策

(1) 防災対策の現状

原子力防災対策については、昭和38年以来、県、原子力施設が所在する東海村、大洗町などの市町村並びに周辺の関係市町村において、それぞれの地域防災計画の中に原子力災害に関する災害予防、災害応急対策、災害復旧について必要な措置を定め、住民の安全確保を図ってきた。その後、米国スリーマイルアイランドの原子力発電所の事故、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（旧動力炉・核燃料開発事業団東海事業所）のアスファルト固化処理施設の火災・爆発事故を契機に、地域防災計画を修正し防災対策の充実強化に努めてきた。

平成11年9月に発生したJCO東海事業所における臨界事故を踏まえ、国では、平成11年12月から平成12年5月にかけて原子力災害対策特別措置法の制定や防災基本計画（原子力災害対策編）の改正などを行い、初期動作の迅速化、国、県、市町村の連携強化、国の体制強化、原子力事業者の役割の明確化などを図った。

県では、国の動向や臨界事故に係る応急対策に関する課題などを踏まえ、「避難計画の基本型」等への核燃料加工施設等の臨界事故を想定した対応の追加や、国、県、市町村等の連携、緊急時医療、情報の集約と住民広報などに焦点を当てて検討を行い、平成13年2月の県防災会議において地域防災計画の原子力災害対策計画編の全面改訂を行った。

さらに、平成21年2月には、原子力施設の周辺人口が多いという本県の地域特性に対応するため、地域防災計画において住民の避難手段として新たに自家用車避難を追加したほか、原子力事業所における自衛消防体制の充実強化に係わる記述を追加した。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災における福島第一原子力発電所事故は、事故が急速に進展し、その影響も広範囲かつ長期に及んだことなど、従来の原子力災害対策の事故想定を遙かに超えるものであった。

国は、事故の教訓を踏まえ、原子力災害対策特別措置法や防災基本計画の改正等を行うとともに、新たに発足した原子力規制委員会において、原子力災害対策重点区域の拡大、緊急時の意思決定のための基準となるEAL・OILの設定などを盛り込んだ原子力災害対策指針を平成24年10月31日に決定した。

県においても、防災基本計画や原子力災害対策指針の内容を踏まえ、大規模な原子力災害の発生を想定した地域防災計画（原子力災害対策計画編）の全面改定を平成25年3月の県防災会議において行うとともに、平成26年3月、平成27年3月、平成30年3月にも原子力災害対策指針の改正を踏まえた計画の修正を行っている。

また、原子力災害における避難計画については、国の防災基本計画に基づき、原子力発電所から概ね30kmの範囲の市町村が策定することになっているが、県では、その取り組みを支援するため広域的な避難先、避難経路、輸送手段など基本的事項と課題を取りまとめた広域避難計画を平成27年3月に公表し、平成31年3月に改定した。

原子力防災訓練については、平成13年9月に原子力災害対策特別措置法の下での訓練を初めて実施し、その後毎年、防災業務関係者の対応能力の向上や地域防災計画等の実効性の検証等を主眼においた原子力防災訓練を実施している。

(2) 原災法対象事業所及び原子力災害対策重点区域^{注1}

地区	原災法対象事業所 〔所在市町村〕	原子力災害対策重点区域			
		注2) 許可等区分	重点区域を設定 する原子力施設	重点区域の 範 囲	所在・関係周辺 市町村
東 海 ・ 那 珂 地 区	・日本原子力発電(株) 東海発電所・東海第二発電所 (略称：原電東海) 〔東海村〕	原 子 炉	発電用原子炉施設	(P A Z) 約 5 km (U P Z) 約 30 km	東 海 村 水 戸 市 日 立 市 常陸太田市 高 萩 市 笠 間 市 ひたちなか市 常陸大宮市 那 珂 市 鉾 田 市 茨 城 町 大 洗 町 城 里 町 大 子 町
	・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 (略称：機構原科研) 〔東海村〕	原 子 炉 使 用 廃棄物埋設	試験研究用等原子 炉施設(JRR-3)	(U P Z) 約 5 km	東 海 村 日 立 市 ひたちなか市
	・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 (略称：機構サイクル研) 〔東海村〕	再 処 理 使 用	再処理施設	(U P Z) 約 5 km	東 海 村 日 立 市 ひたちなか市
	・原子燃料工業(株)東海事業所 (略称：原燃工) 〔東海村〕	加 工 使 用	加工施設	(U P Z) 約 500m	東 海 村
	・三菱原子燃料(株) (略称：三菱原燃) 〔東海村、那珂市〕	加 工	加工施設	(U P Z) 約 1 km	東 海 村 那 珂 市
	・国立大学法人東京大学大学院 工学系研究科 原子力専攻 (略称：東大東海) 〔東海村〕	原 子 炉 使 用	—	—	—
	・(公財)核物質管理センター 東海保障措置センター (略称：核管理センター) 〔東海村〕	使 用	—	—	—
	・MHI 原子力研究開発(株) (略称：NDC) 〔東海村〕	使 用	—	—	—
大 洗 ・ 鉾 田 地 区	・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所 (略称：機構大洗) 〔大洗町、鉾田市〕	原 子 炉 使 用 廃棄物管理	試験研究用等原子 炉施設(常陽) 試験研究用等原子 炉施設(H T T R) 試験研究用等原子 炉施設(J M T R)	(U P Z) 約 5 km	大 洗 町 鉾 田 市 水 戸 市 茨 城 町
	・日本核燃料開発(株) (略称：日本核燃) 〔大洗町〕	使 用	—	—	—

※ 注1)：原子力災害対策指針における予防的防護措置を準備する区域 (P A Z : Precautionary Action Zone)、緊急防護措置を準備する区域 (U P Z : Urgent Protective action Planning Zone)

注2)：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号。)の許可等の区分による。

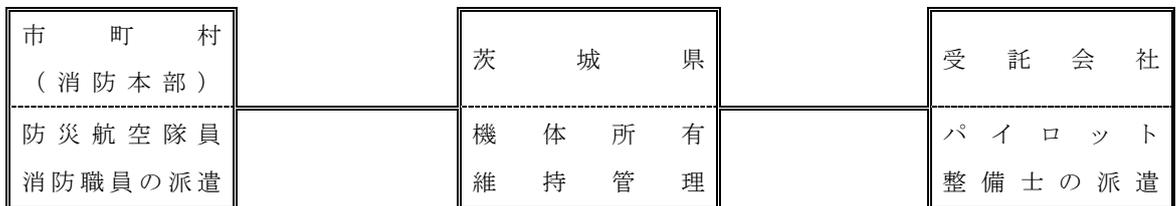
7 防災ヘリコプターの体制

(1) 導入の目的

社会経済情勢の変化に伴い複雑多様化する各種災害に際し、消防防災体制の充実強化を図り、消防防災活動の一層の迅速化、高度化、広域化を推進する必要がある。

このため、県では平成7年4月から防災ヘリコプター「つくば」の運航を開始し、その高速性・機動性を活用した災害時の早期の被害状況把握、救急患者の搬送や人命の救助、空中消火など広域的な航空消防防災活動を積極的に展開することとしている。

(2) 管理運営システム



(3) 運航体制

- ア 運航開始 平成7年4月1日
- イ 基 地 つくば市上境992番地「つくばヘリポート」
- ウ 勤務体制 365日交代勤務
- エ 運航時間 8時30分から17時15分（緊急運航は日の出から日没まで）
- オ 常駐人員

防災航空隊員 (消防職員)	操 縦 士	整 備 士	運 航 管 理 者	常 駐 人 員 合 計
5名以上	2名	2名	1名	10名以上

(4) 防災航空隊の主な活動

- ア 救急活動（高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送等）
- イ 救助活動（水難・山岳遭難事故等における捜索・救助）
- ウ 災害応急対策活動（被害情報の収集、情報伝達、緊急物資輸送等）
- エ 火災防御活動（林野火災等における空中からの消火活動、消火資機材の輸送等）
- オ 広域航空消防防災応援活動（他都縣市等への応援）
- カ 災害予防対策活動（各種防災訓練等への参加等）

(5) 防災ヘリコプターの機種及び主な装備品

ア 機種 川崎式 BK117C-2 型

イ 主な装備品

- ・救助用ウインチ装置
- ・消火バケツ
- ・ビデオカメラ装置
- ・ヘリコプターテレビ電送システム装置
- ・広報用機外拡声装置

(6)令和2年度運航実績表

茨城県防災航空隊

運航区分	緊急運航										通常運航										合計	運航不能日		
	救急活動		救助活動		災害応急対策活動		火災防衛活動		広域航空消防防災心療活動		災害予防対策活動		自隊訓練		一般行政活動		その他の活動		整備点検					
	件数	時間	件数	時間	件数	時間	件数	時間	件数	時間	件数	時間	件数	時間	件数	時間	件数	時間	件数	時間			件数	時間
4月			3	1:30										12	12:50			1	2:00	1	0:10	17	16:30	7
5月																						0	0:00	31
6月																						0	0:00	30
7月																						0	0:00	31
8月	6	0:45	10	14:40									9	8:55			1	2:05	4	2:45	30	29:10	13	
9月	2	1:05	6	2:40					1	3:30	3	2:55	11	10:30			2	0:20			25	21:00	1	
10月	7	2:05	6	5:30							5	5:25	9	8:40					1	0:05	28	21:45	6	
11月	9	2:45	11	13:00				1	3:35	1	2:55	4	5:20	11	10:25					1	0:30	38	38:30	0
12月	4	0:20	4	4:20					1	0:25	4	5:05	11	11:40	2	1:55					26	23:45	0	
1月	4	0:45	1	0:40				6	14:35					16	15:50							27	31:50	0
2月	6	2:55	2	2:15				8	9:00	9	23:15			8	9:00							33	46:25	1
3月	2	1:05	3	1:25				3	4:05			1	1:30	19	22:25							28	30:30	0
合計	40	11:45	46	46:00	0	0:00	17	20:15	106	110:15	2	1:55	4	4:25	7	3:30	252件	259時間25分	120					
	4.5%		17.7%		0.0%		12.0%		11.6%		7.8%		42.5%		0.7%		1.7%		1.3%					
	116件		119時間05分		46%		136件		140時間20分		54%													
累計	660	357:53	1,045	1318:17	103	134:57	209	291:37	186	346:55	1,123	1054:01	3,267	3510:54	315	332:15	89	189:02	222	135:50	7,219件	2,208		
	2,203件		2449時間39分		5,016件		5222時間02分		7671時間41分															